

第 1 回御船町議会定例会（6 月会議）会議録

（第 1 号）

令和 7 年 6 月 12 日（木）

令和7年度第1回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第1号）

令和7年6月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

5 番 宮 川 一 幸 君

6 番 福 本 悟 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 一般質問

第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について

第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について

第 6 報告第 3 号 専決処分の報告について

第 7 報告第 4 号 専決処分の報告について

第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について

第 9 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について

第10 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について

第11 議案第 1 号 御船町地域防災計画の一部修正について

第12 議案第 2 号 令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

第13 議案第 3 号 令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

第14 議案第 4 号 令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について

第15 議案第 5 号 令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第16 議案第 6 号 令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

第17 議案第 7 号 御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定について

第18 議案第 8 号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に

関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 19 議案第 9 号 御船町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 10 号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 22 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 第 23 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 第 24 議案第 14 号 工事請負契約の締結について
- 第 25 議案第 15 号 工事請負契約の締結について
- 第 26 同意第 1 号 御船町固定資産評価員の選任について
- 第 27 同意第 2 号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第 28 同意第 3 号 御船町教育委員会の委員の任命について
- 第 29 陳情第 8 号 土地開発に対して住民が安心する適切な行政を望む陳情について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 田 上 忍 君 | 2 番 成 瀬 育 枝 君 |
| 3 番 作 田 豊 明 君 | 4 番 ジェリフ はづき 君 |
| 5 番 宮 川 一 幸 君 | 6 番 福 本 悟 君 |
| 7 番 田 上 英 司 君 | 8 番 増 田 安 至 君 |
| 9 番 岩 永 宏 介 君 | 10 番 中 城 峯 雄 君 |
| 11 番 福 永 啓 君 | 12 番 藤 川 博 和 君 |
| 13 番 清 水 聖 君 | 14 番 森 田 優 二 君 |

3 欠席議員（0人）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町	長	藤木 正幸 君	副 町 長	宮本 正 君
教 育	長	上杉 奈緒子 君	総 務 課 長	本田 隆裕 君
秘 書 政 策 室 長		島田 誠也 君	危機管理防災課長	河地 克敏 君
まちづくり課長		西本 和美 君	町民税務課長	徳永 伸一郎 君
福 祉 課 長		山下 小代里 君	こども未来課長	緒方 真理 君
健康づくり保険課長		上村 裕美子 君	農 業 振 興 課 長	山下 直樹 君
商工観光課長		高橋 寛敦 君	建 設 課 長	藤本 裕也 君
環 境 保 全 課 長		鶴野 修一 君	会 計 管 理 者	山田 雅美 君
学 校 教 育 課 長		本田 恵美 君	社 会 教 育 課 長	兼田 昌明 君
監 査 委 員		吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（森田優二君） おはようございます。

ただ今から、令和7年度第1回御船町議会定例会6月会議を開会します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田優二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、宮川一幸議員、6番、福本悟議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 諸報告

○議長（森田優二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

休会中における、諸般の報告をします。

4月10日及び5月30日に議会運営委員会を開催し、各種案件及び6月会議について協議を行いました。第1回御船町議会定例会6月会議の会期日程は、本日6月12日から17日までの6日間と決定しました。

次に、議会全員協議会を4月4日、5月2日及び6月6日に開催し、執行部から6月会議に提出される議案の説明や、諸報告があったほか、各委員会から活動状況等の報告があ

りました。

また、5月17日に令和7年度議会報告会をカルチャーセンター及び上野保育園で開催しました。カルチャーセンターには82人、上野保育園には45人の参加者があり、年間を通した議会の取り組みを報告したあと、参加者との意見交換を行いました。当日の質疑応答については、議会広報紙やホームページ等で公表することとしています。

最後に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査について報告します。

令和7年3月分の出納検査は、4月21日から3日間、4月分の出納検査は5月20日から3日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

その他の内容につきましては、議席に配布しております資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

はじめに、総務課について報告します。

5月25日に御船町合併70周年記念式典を開催しました。70年の節目を祝うとともに、本町の発展に御尽力いただいた功労者の方々を表彰しました。多くの御来賓の出席を賜り、また平成音楽大学の学生さんの皆様のすばらしい演奏でオープニングを飾っていただき、式典が開催できましたことに感謝を申し上げます。これから10年先、20年先へ御船町がますます発展しますよう、町政の推進に努めてまいります。

次に、まちづくり課について報告します。

4月14日にふれあい広場に設置した復興の鐘の除幕式を開催しました。併せて、新規に導入した給水車を披露しました。熊本地震の記憶を次世代に継承するとともに、防災・減災のまちづくりに取り組んでまいります。

4月30日に子育て支援事業を展開している株式会社J Pホールディングスと包括連携協定を締結しました。子育て支援や子どもたちのために良い事業展開ができるよう互いに連携協力してまいります。

次に、危機管理防災課について報告します。

4月6日に令和7年度御船町消防団通常点検を、御船中学校グラウンドで実施しました。麻井団長以下、約200名の団員が参加し、通常点検や放水競技等で日頃の訓練の成果を競

いました。各部分の優勝は、総合の部第7分団、通常点検の部第6分団、放水競技の部第1分団第2班でした。

4月26日に本町職員等の防災訓練を実施しました。訓練には、上益城地域振興局、御船警察署、上益城消防署、自衛隊、消防団が参加し、豪雨災害が発生した場合の初動対応、情報の収集と共有、防災関係機関への支援要請手順などを確認しました。また、自主防災組織に訓練を呼びかけ、15地区の自主防災組織が組織ごとに内容を工夫して訓練され、町との連携を確認しました。

5月11日には緑川水防演習協議会主催により、令和7年度緑川水防演習が国・県・自衛隊・流域市町の関係機関が参加して、美里町の緑川ダムイベント広場において開催されました。御船町水防団は、繋ぎ縫い工法を実践し、出水期に向けて実動手順を確認しました。

5月21日には、熊本県主催による熊本県豪雨対応訓練が実施され、本町、上益城地域振興局、御船警察署、上益城消防署、自衛隊などが参加しました。訓練では、令和2年7月豪雨レベルの雨量を想定し、災害が発生した場合の初動対応等を確認しました。

6月4日に令和7年度御船町防災会議及び御船町水防協議会の合同会議を開催し、地域防災計画及び水防計画を修正しました。今議会に地域防災計画の一部修正について提案しております。

次に、こども未来課について報告します。

病氣回復期の子どもを預かる病児・病後児保育事業を、4月から場所を藤岡医院の2階に移して実施しています。利用者数は前年同期比較で2倍となり、円滑に移行することができました。保護者からは、医療機関と併設している安心感が大きいと喜びの声をいただいております。引き続き安心して子育てができる環境整備を進めてまいります。

次に、農業振興課について報告します。

5月19日及び20日に、天君ダム管理事務所において、緊急放流を想定した洪水対応演習を実施しました。演習には、農業振興課、危機管理防災課及び環境保全課の職員13名が参加し、放流時のサイレン吹鳴試験をはじめ、バルブ操作方法や関係機関への情報伝達について、実動演習を行いました。出水期におけるダムの管理に万全を期してまいります。

次に、商工観光課について報告します。

5月3日に吉無田高原緑の村で第9回ジュラシックロンスキーを開催しました。家族連れなど、大人から子どもまで約50名が、恐竜の着ぐるみを着て、草スキーで順位を争い

ました。参加者は斜面を転がりながら、吉無田高原の大自然を体いっぱい満喫していました。

5月11日に恐竜たちの運動会 in えがお健康スタジアム2025を、ロアッソ熊本と共同で開催しました。当日は約60名の参加者が恐竜の着ぐるみを着て大玉転がしやサッカーボール取り合戦などで競技をしました。また、御船町公式マスコットキャラクターのふねまと恐竜たちがふれ合いながら、芝生のピッチを駆けまわり、恐竜の郷みふね町をPRすることができました。

次に、環境保全課について報告します。

上益城5町ごみ処理施設整備について、これまで民間事業者の計画を検討することになった経緯や財政面、環境面など事業の有益性を、議会や説明会、町広報紙などで説明してまいりました。一方で、事業者が令和5年8月に行った環境アセスメントの方法書説明会から約2年となり、本年夏頃には、事業者の環境影響評価準備書の公表が予定されている中で、施設の立地が予定されている町として、改めて町民の皆様に正しい情報をお伝えする必要があります。このことから、本町の事業に対する考え方や現時点で明らかになっていることなどを説明することを目的に、7月5日の午後7時から、御船町カルチャーセンター大会議室において、御船町にお住まいの方を対象とした説明会を開催することとしました。今後も、上益城広域連合が行う造成工事の検討状況や事業者による環境アセスメントを注視しながら、丁寧な説明を行うことで、この事業がより良いものになるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育課について報告します。

5月18日に御船中学校の体育祭、5月25日に滝尾小学校、高木小学校及び小坂小学校の運動会が開催されました。児童生徒は力を合わせ一生懸命競技に取り組んでいました。御船小学校、木倉小学校及び七滝中央小学校の運動会は10月に開催予定です。

次に、社会教育課について報告します。

3月4日から5月11日まで、恐竜博物館春期特別展「よみがえる日本の恐竜たち」を開催しました。町内外から1万8,000人を超える方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができました。北海道むかわ町並びに兵庫県丹波市をはじめ、多くの皆様の御協力により開催できましたことに、心から感謝申し上げます。

また、1996年に天君ダム上流の御船層群から発掘され、恐竜博物館で展示しています翼

竜の化石について、新属・新種と判明し、御船産の日本の翼を意味する「ニッポノプテルス・ミフネンシス」と命名されました。国内で発見された化石に、翼竜の学名が付くのは初めてのことです。今後も、御船町のかげがえのない財産であり、町民の誇りである御船層群と恐竜の化石の調査研究に取り組むとともに、子どもたちが夢を膨らませることができまちづくりに励んでまいります。

以上、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

日程第9 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

日程第10 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

日程第11 議案第1号 御船町地域防災計画の一部修正について

日程第12 議案第2号 令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第3号 令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第14 議案第4号 令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
について

日程第15 議案第5号 令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第6号 令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第17 議案第7号 御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第8号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第9号 御船町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第20 議案第10号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第11号 工事請負変更契約の締結について

日程第22 議案第12号 工事請負契約の締結について

日程第23 議案第13号 工事請負契約の締結について

日程第24 議案第14号 工事請負契約の締結について

日程第25 議案第15号 工事請負契約の締結について

日程第26 同意第1号 御船町固定資産評価員の選任について

日程第27 同意第2号 御船町教育委員会の委員の任命について

日程第28 同意第3号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（森田優二君） 日程第4、報告第1号、「専決処分の報告について」から、日程第28、同意第3号、「御船町教育委員会の委員の任命について」までの25件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 本定例会に提案しております議案等の提案理由を説明します。

はじめに、報告第1号から第3号までの専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第3号に基づき、工事請負変更契約を締結しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

報告第4号及び第5号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第8号に基づき、地方税法等の一部改正に伴いまして、御船町税条例及び御船町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

報告第6号、繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告第7号、事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、それぞれ報告するものです。

議案第1号、御船町地域防災計画の一部修正については、御船町議会基本条例第12条の規定に基づき提出するものです。国の防災基本計画及び熊本県地域防災計画の修正等を踏まえて計画を修正するものです。

議案第2号、令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1億5,341万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億7,116万6,000円としています。補正の主なものは、物価高騰対応重点支援地方交付金事業の実施による給

付金の増額、予防接種健康被害給付費負担金の増額であります。

議案第3号、令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,836万4,000円としています。補正の主な内容は、高額医療費に係るシステム改修委託料の増額です。

議案第4号、令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億4,452万2,000円としています。補正の主な内容は、被保険者の資格確認書に係る郵送料の増額です。

議案第5号、令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出をそれぞれ165万円追加するもので、補正の主な内容は、小坂第2マンホールポンプ場の修繕費です。

議案第6号、令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的支出を1,960万6,000円追加するもので、補正の主な内容は、田畑地区地下水開発地質調査の委託料です。

議案第7号、御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定については、若葉保育園の利用定員の変更及び乳児等通園支援事業を今年7月から実施するための改正です。

議案第8号、御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、乳児等通園支援事業に係る利用料の徴収に関する改正です。

議案第9号、御船町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の改正に伴い、本条例において、引用する関係法律の条番号を整理するものです。

議案第10号、御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、条例で定める単独住宅西木倉団地の位置を、現在登記の地番に合わせる改正です。

議案第11号、工事請負変更契約の締結についてから、議案第15号、工事請負契約の締結についてまでの5件は、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議案を提出するものです。

議案第11号は、上益城平坦地区広域営農団地農道保全対策工事⑤で、変更契約額は743万8,996円の減額です。

議案第12号は、町道植木原竹下線道路改良工事で、契約額は5,148万5,500円。

議案第13号は、町道上田代線道路改良津ヶ峰2工区②工事で、契約額は9,563万1,800円。

議案第14号は、町道上田代線道路改良上田代待避所①から③工事で、契約額は5,833万9,600円。

議案第15号は、高木小学校外壁及び屋根防水改修工事で、契約額は7,854万円です。

同意第1号、御船町固定資産評価員の選任については、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

同意第2号及び第3号、御船町教育委員会の委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

以上で、提出議案の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森田優二君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 散 会

第 1 回御船町議会定例会（6 月会議）会議録

（第 2 号）

令和 7 年 6 月 16 日（月）

令和7年度第1回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第2号）

令和7年6月16日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

2 番 成 瀬 育 枝 君

6 番 福 本 悟 君

12 番 藤 川 博 和 君

9 番 岩 永 宏 介 君

11 番 福 永 啓 君

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 田 上 忍 君 2 番 成 瀬 育 枝 君

3 番 作 田 豊 明 君 4 番 ジェリフ はづき 君

5 番 宮 川 一 幸 君 6 番 福 本 悟 君

7 番 田 上 英 司 君 8 番 増 田 安 至 君

9 番 岩 永 宏 介 君 10 番 中 城 峯 雄 君

11 番 福 永 啓 君 12 番 藤 川 博 和 君

13 番 清 水 聖 君 14 番 森 田 優 二 君

3 欠席議員（0人）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長 藤 木 正 幸 君 副 町 長 宮 本 正 君

教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君 総 務 課 長 本 田 隆 裕 君

秘書政策室長 島田 誠也 君
まちづくり課長 西本 和美 君
福祉課長 山下 小代里 君
健康づくり保険課長 上村 裕美子 君
商工観光課長 高橋 寛敦 君
環境保全課長 鶴野 修一 君
学校教育課長 本田 恵美 君
監査委員 吉川 勲 君

危機管理防災課長 河地 克敏 君
町民税務課長 徳永 伸一郎 君
こども未来課長 緒方 真理 君
農業振興課長 山下 直樹 君
建設課長 藤本 裕也 君
会計管理者 山田 雅美 君
社会教育課長 兼田 昌明 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（森田優二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（森田優二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○2番（成瀬育枝君） 議員番号2番、成瀬育枝です。先般通告いたしました学校施設の防災対策について、学校におけるPTAの役割について、質問をいたします。

まずはじめに、私の考えを述べさせていただきます。私は、滝尾小学校を御船小学校に統合するべきだと考えています。その理由は、滝尾の子どもたちの命の危険を感じる点、教育環境としてデメリットが多い点、施設の改修や維持管理費などの将来にわたる負担を減らす必要が今ある点です。その実情を、本日の質問で明らかにしていきたいと思います。

通告事項1、学校施設の防災対策について。令和7年4月に御船町国土強靱化地域計画が改定されました。趣旨として、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さを持った御船町の構築と書かれています。令和6年12月の一般質問にて、滝尾小学校の問題点の1つとして、校舎の土砂災害警戒区域対策について質問をいたしましたが、学校施設設置者としての責任を感じることができませんでした。

本計画策定の発表を受け、改めて授業中の大規模災害、通学中の大規模災害を想定した防災対策を町が講じているか確認いたします。

激甚災害が多発する昨今、最悪のケースが起こっても子どもの命に危険が及ばない教育環境を整えることは、町の責任ではないでしょうか。ハード面、ソフト面、それぞれの防災対策について、より具体的に確認いたします。

以後の質問については、質問席にて行わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 成瀬議員の、1、学校施設の防災対策についてお答えをいたします。

本町の学校施設は、小中学校7校のうち、土砂災害警戒区域内に2校、浸水想定区域内に3校あります。現在、台風や警報級の大雨になるおそれがある場合は、危機管理防災課と教育委員会が情報を共有し、休校や早めに下校を行うなど、学校を通じて保護者へ連絡し、防災対策に努めております。

学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域にとってはコミュニティの拠点となるほか、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設であります。引き続き、子どもたちや地域住民の安全・安心を確保するため、関係機関が連携し防災対策を行ってまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○2番（成瀬育枝君） まず、学校施設の防災対策について、質問をいたします。

このたび、私事ですが、3月に試験を受けまして防災士の資格を取らせていただきました。この資格取得にあたりですね、ひのくに防災塾だったり防災士教本などですね、地理的条件だったり自然サイクルによって、災害を予測するということを学びました。今日は、この視点から改めて滝尾小学校を見ると、これまで以上に危機感を覚えましたので質問いたします。

資料の2ページにいきます。これは、国土交通省が出しています重ねるハザードマップで見た滝尾小学校の周辺の様子です。校舎の背後には山、目の前が国道、国道は御船川に沿って走っています。

滝尾小学校における防災ハード対策について質問します。3ページを御覧ください。このように、滝尾小学校は施設が土砂災害警戒区域内にあります。土砂災害のハード対策として、先日も防護壁の設置について質問をいたしましたが、こちら、防護壁を設置するにあたり必要な期間の目安があれば教えてください。

○学校教育課長（本田恵美君） 一般的な公共工事の場合、工事の規模にもよりますが、条件、財源等を勘案し施工することになります。明確にお答えしかねますが、数年かかると考え

ます。

○2番（成瀬育枝君） では、この防護壁の設置をする場合、町が負担する費用の目安などあれば教えてください。

○学校教育課長（本田恵美君） 学校施設の交付金としまして、学校施設環境改善交付金があります。該当事業費の3分の1が町の負担となりますが、学校施設環境改善交付金は既存の施設に付随するものが対象となるため、新規の防護壁については交付金の対象にならないと確認しております。

○2番（成瀬育枝君） では、交付金の対象にならないということは、設置する場合は100%町の負担ということですね。

続けまして、学校の裏山に砂防堰堤、砂防ダムですね、を設置することもできますと思います。その場合、工事が完了するまでに費やす機関の目安があれば教えてください。

○建設課長（藤本裕也君） 砂防堰堤の設置につきましては、事業主体は熊本県になりますが、現地調査、設計、工事等の計画となるため、最短でも5年から6年と説明を受けております。

○2番（成瀬育枝君） そうしましたら、同じく、砂防堰堤の設置に要する町の予算の負担の目安があれば教えてください。

○建設課長（藤本裕也君） 砂防堰堤の事業費が1億円を超える場合は、国庫補助事業となり、1億円を下回る場合は、単県事業となり、熊本県のほうが事業主体となります。町の負担は事業費の10%となります。

○2番（成瀬育枝君） そうしましたら、国もしくは県が事業としてされる場合は、この負担額ですけど、事業として認められなければ町が負担という形になりますね。

続きまして、滝尾小学校における防災ソフト対策について質問いたします。では、土砂災害発生時を想定した避難訓練を実施されていますか。

○学校教育課長（本田恵美君） 各学校では、避難訓練や保護者への引き渡し訓練を行っております。滝尾小学校では、訓練に加え学校内に土砂崩れや洪水から身を守るための掲示物を掲示し、子どもたちに周知をしております。また、今年度は4月14日に町内の防災士の方を講師に講話していただき、日頃から防災意識の大切さを学んでおります。大雨に備えた垂直訓練も実施する予定だと聞いております。

○2番（成瀬育枝君） では、少し説明します。滝尾小学校は、こちらの3ページの資料を御

覧ください。接する国道445号線、ここが唯一の学校から移動できる道になります。土砂災害が起こった場合は、熊本地震でも崩れましたこと、こちら側も崩れる可能性が非常に高いです。その場合、ここが閉ざされますので、孤立もしくは逃げ遅れが発生するということが予想できます。これは想定されていますか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

様々な場所で孤立集落が発生する、または発生することを想定しまして、防災訓練を行っておるところです。もし、滝尾小学校で逃げ遅れた人がいる場合はですね、ヘリコプターで救助をすることを想定しております。

○2番（成瀬育枝君） このマップで見ると、この白い部分がグラウンドがありますが、このグラウンドにヘリコプターが着陸するという想定でいらっしゃるということですね。14名、ヘリコプターに乗れるということなので、今、児童数が44名にプラス先生方が9名いらっしゃるので53名になりますが、それを考えると4往復と1人足りないぐらいになります。

滝尾小学校は、この土砂災害警戒区域と同時に、4ページを御覧ください。洪水浸水想定区域にも入っております。今のような雨の時期に地震が起こって土砂災害が起こった後に、さらに線状降水帯の発生によって洪水が起こってしまったら、ここ崩れたところに閉じ込められた中に洪水で浸水してきた場合は、逃げ場がないと私は思っています。

熊本地震の際は、4月に地震があつて、7月に豪雨災害があつたと記憶しています。同時に起こることも考えられなくもないと想定していたほうが良いと思います。2年前の豪雨災害、山都町の金内橋が流されたときなんですけれども、あのときも私は委員会かなんかで議会におりまして、緊急で保護者にお迎えの連絡が来て迎えに行ったんですけど、この車が進入するあたりとか、中庭とかはもうつかってしまっていて、流れているような状態でした。そのときは、子どもの靴がずっぽり入ってしまうくらいの高さだったんですけど、実際、人間が歩ける水位というのは膝下までというらしいですね。うちの次男が3年生で130センチの身長があるんですけど、膝下を測ったら30センチでした。その30センチに収まるか、それでも流される水だとまた違いますので、流された水で足を取られて倒れてしまった場合は、もうそのまま流されると思うんです。そうなったときに、それまでにヘリで4往復できますか。地震があつて、土砂災害が起こった後の校舎に垂直避難ができますか。私はすごく心配です。

年々雨量が増えていると思います。大規模災害が頻発することを考えますと、滝尾小は

様々な人命に関わるリスクがあると感じていますが、町の認識はいかがでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 議員、おっしゃるとおりですね、近年の豪雨は局地化、激甚化しております。滝尾地域だけでなくですね、御船町全域におきまして、人命に関わる災害リスクが年々増加していると認識をしております。

○2番（成瀬育枝君） では、学校施設で、災害による人的被害が発生した場合の補償については、責任の所在は国でしょうか、県でしょうか、町でしょうか。お答えください。

○学校教育課長（本田恵美君） まずは、人的被害が起きないように、災害に備えた避難訓練などを行っているところです。自然災害を補償した事例は承知しておりますが、被害が起きる前の責任の所在につきましては、お答えしかねます。

○2番（成瀬育枝君） 同じように、通学路も被っていますので、通学路で人的被害が発生した場合、これは所管が替わると思うんですが、責任は道の管理者か、もしくは学校設置責任者か、どちらでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 先ほどと同様です。お答えしかねますので、はい、以上になります。

○2番（成瀬育枝君） では、次の質問に移ります。御船町の学校BCPについてお尋ねします。御船町国土強靱化地域計画が改定されたということで、こちらの75ページにあります学校における業務のスリム化とBCPの策定を取組として掲載してあります。御船町の町立学校それぞれに学校BCPを測定されていますでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 災害発生時や発生後の行動等について、各学校により危機管理マニュアルを作成しております。御船中学校については、BCPとして個別に作成しております。

○2番（成瀬育枝君） 先ほども申し上げましたように、滝尾小学校は危ないですので、滝尾小学校については、より具体的なリスク管理が必要だと思います。学校BCPの策定は必要とは思われませんか。お答えください。

○学校教育課長（本田恵美君） 御船中学校のBCPを参考に、ほかの学校でも策定するよう、教育委員会からも支援していきたいと思います。

○2番（成瀬育枝君） では少し説明します。7ページを御覧ください。こちら文部科学省が令和3年6月に発表している資料になります。

全国の公立学校の浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地する学校に関する調査です。

全国3万7,374施設のうち、そのどちらも該当する学校がこの493校で、全体の1.3%ということです。滝尾小学校はこの1.3%に入ると確認しましたが、この上で、さらに閉じ込められて逃げられないという地理的条件がさらに加わります。これはなんかちょっと認識されてないのかなと思いましたので、それぞれの土砂災害に対する対応、浸水想定区域内であることへの対応、それぞれで問題がなければ、国や県が対応しなければ安全だというふうに認識されているように感じます。

全体で、土砂災害警戒区域に立地する学校は11.2%、浸水想定区域に立地する学校は20%、これぐらいあるともう対応できないということなんでしょうかね。もし、砂防ダムができるようになったとしても早くて5～6年というお話だったんですけど、今すぐ取りかかって5～6年、もしくは何年かかるかもうわからないでしょう。その間に通う子どもたちは安全とは言い切れませんし、できるまでの間に何か起こったら、どうしますか。この現状をいったん御理解いただきたいと思います。

続きまして、御船町学校施設長寿命化計画について質問します。

教育長にお尋ねします。これまでの説明を踏まえまして、御船町学校施設長寿命化計画、この22ページの立地環境の安全性が欠如している施設ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

学校施設が建設された当初、これは特に滝尾小学校の場合は、地域の有志の方々がお金を出し合って建設されたというふうに学校沿革史にもでているんですけども、子どもたちの学びの場を確保しようということで判断され、現在の場所になったというふうに考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、滝尾小学校は土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にありますので、保護者として不安に思っていることも確かだろうと思います。災害がどのような場面で起こるのか、全く予測できないものもありますけれども、台風や大雨など、ある程度予測が可能で、対応できるものにつきましては、躊躇せず、子どもたちの命を守るための避難や休校などにつきまして、早めに判断していきたいと考えております。

私どもとしましては、今後も学校が安心・安全な場であるように、早めの判断を努めてまいりたいと思っております。

○2番（成瀬育枝君） では、学校施設は地域のコミュニティの中心であると、よく言われま

すし聞きます。そう言われるとですね、滝尾校区に住んでいる親たちは、子どもたちが、児童数が少ないので、地域の目があって、町内でも唯一選べる七滝中央小学校を選ぶということがしにくい状態にあります。これが子育て期になった、子どもたちが大きくなって子育て期に入ったときに、この小学校の問題で、地元の子たちが帰ってきにくいという、帰ってこないという状態が生まれています。これは、生まれていますとはっきり言います。逆に、コミュニティ力の足かせになっていると私は強く感じています。これは、表面に出てこない問題だと思いますが、教育長は認識されていますでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） 私もコミュニティスクールの学校運営協議会等に参加して、地域の方々からも保護者の方々からも御意見を伺う場があるんですけども、そのような意見は、今のところ私のほうにはいただいていないところです。

○2番（成瀬育枝君） では、次の質問、説明にいきます。10ページ、この長寿命化計画を実施する場合、校舎の耐用年数が80年になると聞きました。80年となると、子ども、孫、ひ孫の世代まで通うということになると思うんですけど、40年間で維持更新コストの増額は93億円の試算になっております。粗い計算ですけども、滝尾小学校の床面積を計算してみましたら、全体の8.7%でした。93億円の中の8.7%、この改修費用は、私たち今の現役と親世代、子どもや孫世代の税の負担が大きいはずです。

今後の税負担について、DXのときにも説明しましたがけれども、2025年から20年後、今の小学生たちが20代後半、30代前半ぐらいになるとときには、生産年齢人口が22.2%減ります。ということは、今、1人当たり担っている部分は1.285倍の負担になるということです。さらに1人当たりの負担、労働力が減少しますので、コストも生産効率が下がりますので、その分を1.285倍掛けると、明らかなところでいうと、1.648倍の負担が増えると、雑な計算ですけど、いうところで、今1万円払っているところが、1万6,480円払わなければいけなくなります。

この資料はですね、令和3年度に作られた資料を基にしておりますが、それ以降、出生数も70万人を予定していたところが68万人になって、14年早く少子化が進んでいるという数字になっていますので、もっとこれは減ります。となると、もうこれ以上負担が増えるということがわかっているので、価値基準を今変えないと、コストコントロールができなくなると私は思います。

そんな、今、この危険な小学校を改修して維持し続けることが正解でしょうか。そこに

通わせたくない親と子どもや孫がその費用を負担するという点について、非常に嫌悪感があります。この滝尾小学校の危険だというデメリットから派生して、いろんなほかのデメリットも出ております。12ページを御覧ください。

学校施設の主たる目的は、児童の学習の場であると認識しています。学校を残すために子どもたちがいるわけではありません。施設設置者として、当事者目線で、今後の滝尾小学校の運営について、ぜひ考えていただきたいと思いますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます。

学校は、子どもたちの学びや生活の場として大変重要な施設であると認識をしております。学校施設は、長寿命化計画を基に経費を抑え、長く使用できるよう、引き続き施設の整備を行っていく予定であります。

○2番（成瀬育枝君） 学校がないと地域が衰退すると言われる方が結構多いので、私たちは、先ほども申し上げたように、意見を言いにくい状態にあります。地域の声や保護者の本当の気持ちをくみ取れるように、ぜひ、アンケート調査をしていただきたいと思いますと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） 議員の御質問につきましては、現在、通学している子どもたちや保護者及び今後入学を予定されている就学前の子どもたちの保護者の声を重視し、地域住民や教育上の課題、まちづくりを含め、将来のビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切であるというふうに考えております。

現段階で、私のほうに議員の御質問にあるような意見が上がってきておりませんので、今後、様々な場面で、まずは御意見を伺ってまいりたいと思います。その上で、アンケート調査などの方法につきましては、今後検討させていただきます。

○2番（成瀬育枝君） 私のほうには、たびたびそういう声がありますし、私も当事者のうちの1人です。1人目ということでもいいですので、また、地域の方も、こんなに危険だということをわかった上で、子どもたちを通わせたいとは思われないはずです。私も何ができるかわかりませんが、できることはやりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。次の質問、学校におけるPTAの役割についてお尋ねします。現役世代の働き方の変化や部活動の廃止による習い事の費用負担、送迎負担、コロナによる活動自粛等もあり、保護者の意識は年々PTAの活動に対して有意義に感じにくくなっています。郡の組織解散の協議が行われております今年度、町のPTAの在り方について考える時期

にきています。

町PTAや単位PTAがより有意義的な活動ができる組織となるために、町との関係や学校との関係を整理し、子育てや教育にかかわる組織として、町の認識を確認いたします。

○町長（藤木正幸君） 2、学校におけるPTAの役割について、お答えをいたします。

保護者と教職員により構成されるPTAは、家庭や学校における教育に関して、相互に理解を深め、児童生徒の健全な成長を図る上で重要な役割を果たすとともに、子どもたちの健やかな成長のために、保護者と教職員が協力し、互いに学び合う団体であると認識しております。

また、先生方や同じ世代の子どもを持つ親同士のコミュニケーションの場でもあります。PTAは、子どもたちの健全な成長をサポートするための様々な活動を行われており、PTAの役割は大変重要と考えています。今後も、多くの保護者が参加され、PTAの役割をしっかりと担っていただけるよう支援してまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○2番（成瀬育枝君） 大変重要な組織というふうに認識していただいてありがたいと思います。御船町PTA連絡協議会へ毎年予算が15万3,000円助成していると思いますが、この意味を教えてください。

○社会教育課長（兼田昌明君） お答えします。

PTA連絡協議会への助成金は、子どもたちの健全な育成をサポートする上で、必要な活動経費の一部を支援するために助成をしているものです。

○2番（成瀬育枝君） 引き続き、滝尾小学校の話で申し訳ないんですが、この助成金は、ちなみに単位PTAには来ていないんですけど。滝尾小学校は、前年度から今年度の予算、繰越金が何と8,544円。この助成金を当てにしたいというわけではないんですけども、役員が自腹で活動する部分が出てきています。それだけ逼迫した状態だということだけ、お伝えしておきます。

続いて、PTAの活動で、草刈り等の清掃作業がありますが、学校の環境整備はPTAの役割でしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（本田恵美君） 学校の環境整備につきましては、町職員の用務員を各学校に配置して対応しておりますが、敷地の広い学校施設を用務員1人で対応することは限界がありますので、必要に応じ業者へ依頼する場合があります。加えて、PTAや地域住民の

方にボランティアで校内の美化作業を行っていただいております。

○2番（成瀬育枝君） では、まあできるしこでいいという認識でいきたいと思います。

前回の質問で申し上げました元気な地域づくり支援事業で、休止をしていたあゆみの会が、また別の名前で再開されたと、先週報告をいただいております。先輩方に甘えて申し訳ない気持ちではありますが、保護者としてもできること、できるしこで頑張っていきたいと思います。

次の質問です。PTAは教職員の先生方も含む団体です。そのため、勤務外の作業も発生していると思います。業務は教職員の働き方改革に影響していないでしょうか、お尋ねします。

○学校教育課長（本田恵美君） 教育委員会では、働き方推進プランを策定しています。このプランを活用できているか、確認を含め、毎年教職員にアンケート調査を行っております。その中で、PTA活動を負担に感じているという意見はほとんどありませんでした。

一方で、学校徴収金等のお金を扱う業務に負担を感じているとの意見がありました。このことにはPTA会費の徴収も含まれておりますが、今年度、学校徴収金システムを導入し、口座振替となりますので、負担軽減できると考えております。

○2番（成瀬育枝君） はい、わかりました。続きまして、PTAが担う学校と保護者の連携については、今年度から導入されます保護者の連絡システムアプリが活用できないかと思いますが、使えるでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 今年度、保護者連絡システム「すぐーる」を2学期から試行できるよう準備を進めています。このアプリは、熊本県立学校や熊本市などの自治体も導入されています。学校、学年、PTA、部活などのグループを作成することができますし、既読確認機能があるため、未読者に再通知が可能となります。このような機能を活用することで、連携の充実が図られると考えます。

○2番（成瀬育枝君） ありがとうございます。積極的に活用できるということで、わかりました。

PTAは、町の運営とは関係がないところではあるんですけども、非常に重要な組織であると認識しています。今、PTAの存続ということが、結構全国でも言われていますけれども、もう今、何十年も引きずっている前例踏襲主義を脱して、今の時代に合った改革が必要だなと感じています。その点においても、町としてもですね、ぜひ御協力をお願い

いいいたします。

では、最後です。令和6年12月一般質問では、町内の校区格差のほうを取り上げました。町内の地域によって、利便性、子どもたちのリスクに差がありまして、その差が人口増減に影響しているということを、私なりに示したつもりです。今回は、一議員として、私の考えを述べただけというふうに受け止められたと思いますが、滝尾校区は高齢化率が町内では高い地域です。少数である子育て世帯が納得できる地域になることが、地域の継続には必要です。

次の世代が地元で子育てしたくなる滝尾になるために、出ていた子どもたちが子育てに帰ってこれるように、ぜひ町の協力をお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

滝尾地区を盛り上げている地域の方がいらっしゃることは存じております。また、子育て世代を卒業された方が、今、一生懸命活動されていらっしゃるというのも存じております。滝尾地区をはじめ、各地区が元気で活性化していくことが町の活性化につながってまいります。わくわくする町をつなげていくためにも、今後とも各地区を応援してまいりたいと思います。

○2番（成瀬育枝君） 終わります。

○議長（森田優二君） ここで、10時50分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（福本 悟君） おはようございます。質問番号2番、議席番号6番、福本悟です。

本日もお忙しい中多くの皆様に傍聴いただき、心から感謝を申し上げます。

はじめに、福岡管区気象台は6月8日、熊本県を含む北部九州地方が梅雨入りしたとみられる発表をされております。梅雨期に入り、行政とし長雨、大雨に対する迅速な情報の収集と町民への情報提供を一層努めていただきたいと思います。とっております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。水道施設・管路の

老朽化及び耐震化について伺わせていただきます。

私たちにとって水とは、私たちが生きるために必要不可欠なもの、大切なライフラインの1つでもあります。本町も昭和44年の上水道の給水開始以来、年々拡張をされ、大切なライフラインの機能を果たしてきたところであります。しかし、御承知のとおり近年全国的に水道施設の老朽化が進み、漏水などの原因によるトラブルが問題視されております。水道管の耐用年数は、公営企業法により40年と定められております。耐用年数を超えた水道管を更新せず、そのまま使用していくと、漏水や破損などのリスクが高まると言われております。

本町においても、給水開始以来56年が経過し、特に未曾有の被害を受けた平成28年熊本地震、水道施設においても甚大な被害を受け、広範囲にわたり水道管の破損や破裂などが発生、場所によっては1カ月以上、上水道が使えない地域が発生をしております。さらには水道施設の老朽化等が原因になって、漏水も頻繁に発生していると伺っております。

また、水道管の耐震適合率が令和3年度末時点で、全国平均では41.2%、熊本県では31.0%、御船町では10%台と、さらに低く、耐震化が進んでいない状況であります。理由を伺ってみますと、1つ目に財政負担が大きいこと。そして、この水道会計は公営企業法に基づき独立採算制を原則とされ、税金によらず、水道料金などの収入により運営されているということを伺っております。

そこで、水道施設・管路の老朽化と耐震化について、町長の見解を伺わせていただきます。

再質問は、質問席にて行わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の水道施設・管路の老朽化及び耐震化について、お答えをいたします。

本町の上水道施設の多くは、昭和40年代の高度経済成長期に整備され、耐用年数を超えた管路や施設、設備の割合が年々上昇しており、老朽化が深刻な状況にあります。また、水道管の耐震化が進んでおらず、直近の基幹管路における耐震適合率17%は、全国や熊本県の平均を下回っています。このことを踏まえ、令和5年度に御船町水道事業管路更新基本設計を策定し、中長期的視点に立った水道管路の耐震化を計画的に行っています。

一方で、管路の耐震化や老朽化した水道施設の更新については、これまで年間平均1億6,000万円程度行っておりましたが、料金改定計画策定業務で行ったシミュレーション

の中で、将来21年間は、年間平均4億8,000万円を投資して行う必要があるという結果が出ており、必要となる財源の確保が喫緊の課題となっています。今後、人口の変化により財源の確保が困難になることを想定した上で、経営戦略に基づいた事業を着実に進め、引き続き良質な水道水の安定供給が実現できるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○6番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。

今回は大きく、まずは、施設・管路の老朽化、2点目が耐震化、最後に財源という方向で進めさせていただきます。

それでは、水道施設・管路の老朽化について伺わせていただきます。まず、1点目です。水道施設・管路の耐用年数、それと老朽化率の定義について伺わせていただきます。

水道管の耐震化と同様に、後期基本計画には、生活環境の整備の施策の方向として、上下水道の適切な整備を掲げ、水の安定供給や効率的で災害に強い水道施設の整備を進めるため、計画的な設備の更新と水道施設の適切な維持管理に努め、長寿命化を図ると記載をしてあります。

令和5年9月定例会3月会議において、老朽化した水道施設及び水道管路の更新について、令和3年度に策定されたアセットマネジメント基本計画では、今後20年のうち、御船配水池や干無田配水池などの8施設の更新と、水道管の老朽化率が4割、40%を超えないよう、対象延長237キロメートルに対し、年1.1%にあたる約2.6キロメートルを耐震管に更新していく計画としているとの答弁をいただいております。

ではそこですね、水道施設・管路のそれぞれの耐用年数、併せて老朽化率の定義について、伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

水道事業では、井戸や貯水槽、配水池などの構造物、ポンプや電気設備、計装機器などの設備に水道管路を加えたものを総称して水道施設と言っています。それぞれ法定耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則に定めがございまして、構造物のうち、取水設備が40年、導水設備が50年、配水設備が60年、配水管は40年となっております。また機械及び装置につきましては、電気設備15年、ポンプ設備15年、計測設備10年となっております。

老朽化については、水道事業の経営指標の1つで、法定耐用年数を超過した管路や設備、

構造物の割合を示したものでございます。

○6番（福本 悟君） 大変ですねよくわかりました。それぞれ、水道配水管だったり構造物それぞれに耐用年数がまずは違うということですね、はい。まずはそこを理解させていただきました。

では次にですね、老朽化に伴う、水道施設の更新状況ですね、前期基本計画が、令和2年から令和5年度まで終わりました。その4年間の状況について、伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） 老朽化する水道施設の更新としまして、令和2年度は配水管1,842メートル、塩素滅菌器2基、送水ポンプ2基、水源地配電盤1面、令和3年度が配水管1,047メートル、塩素滅菌器2基、令和4年度が配水管1,270メートル、塩素滅菌器1基、取水ポンプ1基、配水池フェンス、最後に令和5年度は、配水管1,314メートル、塩素滅菌器4基、取水ポンプ1基、送水ポンプ4基、水位計2基、流量計4基、配水池配電盤1面、水源地電気設備1カ所を実施しております。

○6番（福本 悟君） では、次の質問ですけれども、老朽化に伴い、更新が必要な水道布設について、伺わせていただきます。

繰り返しになりますが、先ほどの令和5年度の第9回の3月定例会において、課長のほうからですね、いろいろな答弁をいただいております。改めてですね、老朽化に伴い更新が必要な水道施設について、説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

2024年度時点で、構造物、水路管路設備など、設備資産の約85%、管路資産の約40%が法定耐用年数を超過している状況であります。

○6番（福本 悟君） 課長、すごいパーセントですね。設備のほうでは、約9割弱ぐらい、それと管路資産が約4割が法定耐用年数を超過していると。これは間違いないですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） はい、答弁したとおりでございます。

○6番（福本 悟君） では、次の質問ですけれども、よく地域のほうでも、地元の区長さんから呼ばれて、「道路から水道が漏れている」と聞いております。実際、我がこの地域においても、道路も大分水道管の補修の跡が見られておりますが、それでは、漏水の状況について伺わせていただきます。

先ほど、課長のほうから配水管の法定耐用年数は40年ということをいただきました。一般には、その耐用年数を超えた水道管をですね更新せずに使用していくと、漏水や破損な

どのリスクが高まると言われております。そこでですね、直近3年間の漏水の状況について、わかりますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

漏水の状況でございますが、令和4年度221件、令和5年度240件、令和6年度が246件発生しておりまして、平均235件は2日に1回を超える程度で漏水が発生しているというような計算になっています。

○6番（福本 悟君） 課長、一般的に、この漏水が発生しますと職員がその現場を確認をするということですかね。もちろん、そこにはまた費用も発生すると。今、課長から2日に1回と、すごい何か漏水の、職員は足りていますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この漏水についてはですね、昼夜を問わず、また土日・祝日を問わず発生しておりますもので、多くが通報等で発見をしております。職員が全て対応を基本的には行っておりますが、現状でしっかり対応させていただいているということでございます。

○6番（福本 悟君） それではですね、老朽化する水道施設の今後の更新、町としての方針について伺わせていただきます。繰り返しになりますが、2024年度時点で、先ほど課長からですね、設備資産の約85%、管路資産の4割が超過していると。

それではですね、老朽化する水道施設のこれからの更新といいますか、町としての方針について伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

本町においては、技術的・財政的な課題を抽出整理し、最新の実績から将来需要を見通し、合理的な水道施設の方針を行うために、今後20年間の中長期的な計画として、令和3年度にアセットマネジメント基本計画を策定しております。アセットマネジメント基本計画における施設更新計画では、適切な維持管理による長寿命化を考慮した目標耐用年数を設定しまして、事業費の圧縮を図るとともに、耐用年数を超過する水道施設の更新を計画的に行うこととしております。

更新工事の規模としまして、過去6年間につきましては、先ほど町長答弁でもありましたように、年間平均1億6,000万円程度で行ってまいりましたが、このペースでは全ての更新を終えるまでに100年以上かかってしまうことから、将来21年間は年間平均約4億8,000万円を投資して、水道施設の更新を加速化する必要があるというふうなシミュレー

ション結果が出ております。

○6番（福本 悟君） 財源についてはですね最後の3番目に伺いますけれども、今の課長の答弁、過去6年間は1億6,000万円、それが将来21年間は、その3倍ということですね。これはまた、財源のところで伺わせていただきます。

では次に、大きなくりの水道施設管路の耐震化について伺わせていただきます。令和3年度の水道事業基本計画をされております。翌年の令和4年度には水道事業基本計画に基づき、詳細な管路の更新を行うため、管路耐震化計画を策定されておりますが、水道管が震度6強程度の揺れにも耐えられるかを示す、耐震適合率は、令和3年度末時点で、こちらは、先ほども繰り返しますが、熊本県でも31.0%、御船町も10%台ということで、本当に進んでない状況と伺っております。

そこでまず耐震適合率の定義について伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答え申し上げます。

水道管の耐震性を表す指標としまして、耐震適合率と耐震化率というものがございます。導水管、送水管、給水管の分岐のない配水管本管、これは基本管路と申しますけれども、のうち、耐震適合性のある管が占める割合を耐震適合率といいまして、50ミリ以上の管路全体のうち、耐震適合性のある管が占める割合を耐震化率というふうに言っています。

本町の令和5年度末における耐震適合率は17%と、先ほど議員から御指摘があったように、県平均、全国平均、それぞれとも下回っている状況です。理由としまして、本町には、給水管の分岐のない配水管本管、これが存在しないことから、導水管や送水管の耐震化を行わない限り、この耐震適合率が上昇しないことが上げられます。現在は、耐用年数の関係で、配水管を優先して耐震化を行っておりますけれども、導水管や送水管についても、令和10年度頃から順次耐震化を図っていく計画でございます。

○6番（福本 悟君） それでは、耐震化の法的な根拠について伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） 耐震化の法的根拠としまして、水道法第5条第3項には、水道施設の構造及び材質は、水圧、動圧、地震力、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、または漏れるおそれがないものでなければならないというふうにされておりまして、近年頻発化する災害に備え、全国の水道事業で耐震化の取組がなされているところでございます。

また、国は令和6年能登半島地震において、耐震化が未実施であった基幹施設で被害が

生じたことで広範囲の断水が生じ、復旧が長期化したことも踏まえまして、上水道の地震対策を強化・加速化するよう取組を推進している状況です。

本町におきましても、御船町総合計画や御船町国土強靱化地域計画などに水道施設の耐震化を位置づけまして、災害に強いまちづくりを推進しているところでございます。

○6番（福本 悟君） ただ今、課長の答弁の中に、少し気になるところがありました。管路の50ミリ以上が、耐震化の該当ということで、それでは50ミリ未満、40ミリ以下の水道管の耐震化は、もうこれは考えてないということなんですかね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

50ミリ未満の規格は、40ミリ以下しかございませんので、40ミリ以下の水道管の多くが配水管の支管、枝管でありますことから、配水管の耐震化と併せて、ポリエチレン管などの耐震性能を有するものに随時更新をしているということでございます。

また、それ以外の単独路線については、漏水の発生状況、それからその他の個別の要因などを考慮して、適宜更新を行っている状況です。

○6番（福本 悟君） 50ミリ未満もですね耐震化に対応していくということで理解をさせていただきました。

それではですね、老朽化の更新と同じ質問内容ですけれども、耐震化に対する取組の状況について、同じく前期基本計画がですね令和2年度から4年間が終わりましたので、この耐震化に対する取組の状況は、どのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

老朽化した配水管は、耐震管に更新の際入れ替えますので、更新と耐震化は必然的に同じことということになります。第6期御船町総合計画の前期計画では、耐震化率の向上については成果指標には掲げておりませんでした。この老朽管の更新に合わせまして、耐震管への布設替えを行ってまいりました。

実績としまして、先ほど延長のみ答弁させていただきましたが、令和2年から5年までの4年間で、配水管の更新延長5,473メートルを耐震化してまいりました。詳細な内訳につきましては、令和2年度が小坂地区、万ヶ瀬地区で1,842メートル、令和3年度が玉虫地区、小坂地区、甘木地区、下高野地区で1,047メートル、令和4年度が秋只地区、小坂地区、甘木地区で1,270メートル、令和5年度が下辺田見地区、高山地区、北木倉地区、西木倉地区、日向地区で1,314メートルとなっております。

○6番（福本 悟君） 課長、今、答弁をいただきました。これは先ほどの更新の取組と100%一緒ですね。課長の答弁の冒頭にありましたように、更新と耐震化は必然的に同じになりますということですね。わかりました。

それではですね、この前期の4年間、耐震化を行ったことで、耐震化率はどのように変わってきましたでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

耐震化率の推移につきましては、令和2年度が26%、令和3年度が26.3%、令和4年度が26.5%、令和5年度が26.7%となっております。

○6番（福本 悟君） それでは、今後ですね、耐震化が必要な、更新と一緒にすけれども、老朽化の更新と同じ内容で、水道施設・管路について伺わせていただきます。

ただ今、課長からですね、前期の4年間の耐震化の取組について詳しく説明をいただきました。併せてこの耐震化率までを説明していただいたところですが、それでは、令和5年度末時点で、耐震化が必要な水道施設・管路についてですね、どのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 水道施設のうち、管路の耐震化については、令和5年度末時点で管路総延長23万7,882メートル、237キロに対しまして、63キロ、6万3,597メートルが完了しています。耐震化率は、先ほど答弁しましたように26.7%となっております。

次に、施設のうち、設備につきましては、耐用年数を踏まえた更新計画を令和5年度に策定し、耐震化ではなく、計画に基づき更新を行うこととしております。また、配水池等の構造物につきましても、耐用年数を踏まえた更新計画を策定しておりますが、高木第1配水池以外につきましては、平成12年に耐震基準が改正される前に建築されたものでありまして、現在の耐震基準を満たしておらず、これまで耐震診断もできておりません。現時点で、法定耐用年数を超えている構造物はありませんけれども、今後、構造物の更新については、この耐震化の視点を盛り込みながら、更新を行う必要がございます。

○6番（福本 悟君） それではですね、水道施設の耐震化に対する、これからの町としての進め方について伺わせていただきます。

繰り返しになりますが、2024年度時点でですね設備資産の85%、管路資産の約40%が耐用年数を超過しているということで、今後、水道施設の耐震に対するですね町としての進め方を教えていただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） 今後の耐震化の進め方につきましては、水道施設のうち、管路につきましては、アセットマネジメント基本計画で設定した管路経年化率、老朽化率が40%を超過しないよう、事業費及び事業量を平準化して目標値である年間2.6キロメートル以上を更新する計画としております。

また、構造物につきましても、アセットマネジメント基本計画に基づく更新に合わせて、耐震化を図ってまいります。

また、水道施設の耐震化に必要な財源につきましては、能登地震以降に、国において急所施設等の耐震化の取組が強化されておりますので、活用できる補助金等の情報収集に引き続き取り組んでまいります。

○6番（福本 悟君） それではですね、課長も御存じと思いますが、水道施設の耐震性能及び耐震性能向上に関する取組等の情報提供、一応これは、平成23年10月3日に水道法施行規則の一部改正の省令がですね公布をされたことに伴い、この水道事業者が水道の受給者に対し、水道施設の耐震性能及び耐震性能向上に関する取組等の状況を、年1回以上情報提供することが義務づけられています。

まずは、課長、このことを御存じでしょうか。まずは、この1点、伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この情報提供につきましては、水質検査等と同様にですね、この水道法施行令規則に規定がございます。

○6番（福本 悟君） 私自身もですね、ホームページのほうを検索をさせていただきました。ただ、検索をしてもですね、この、何といいますか、タイトルではなかなかヒットしませんでした。実際、どこで公表をされているのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 本町においては、管路の老朽化の状況や更新率を毎年3月に経営比較分析表としてホームページで公表しているところでございます。

○6番（福本 悟君） では課長、総合計画の中にですね、財政運営の適正化という項目が最後のほうに掲げてありますが、その中に、行政情報を多様な手段により住民に、問題はここです、住民にわかりやすく公表するよう努めるとあります。実際、ホームページのほうを大分探しました。課長には、先ほどの水質検査にはですね、もうこれは前回の一般質問でも改正していただきましたので、ここの項目がなかなか私は見つけることができません

でした。ただ、今、課長の答弁には、経営比較分析表ということで、これは一般住民ではなかなかわかりづらい。これを改めて何か公表するべきではないんですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員から御指摘がありましたので、本課においてもですね改めて他団体における状況を確認をしました。他団体においてはですね、この耐震性の向上の取組について、わかりやすく、これだけ抜き出してですね、グラフなどを用いて公表されておりましたので、議員御指摘のとおり、住民の皆様に関わりやすい内容というものに心がけまして、令和6年度決算ベースからですね、そのように対応したいと考えております。

○6番（福本 悟君） はい、令和6年度決算からですね実施するということですので、また注視をさせていただきたいと思います。

それでは、大きな質問の3つ目になります。水道インフラの財源の確保について伺わせていただきます。まずはじめに、水道施設のですね更新や耐震化に必要な予算について、伺わせていただきます。

老朽化するですね水道管などの更新や耐震化を計画的に行うことから、更新等に必要な財源の確保が必要とされております。しかしながら、この水道事業というのは、繰り返しのなりますが、公営企業法に基づき独立採算制と、税金によらず水道料金などの収入により運営するというふうにされております。

そこで、水道施設の更新や耐震化に必要なとなる予算について、伺わせていただきます。併せて、単年度に係る事業予算について、伺わせていただきます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

法定耐用年数を超過した資産につきましては、老朽化により故障や漏水の発生率が増加する傾向がございます。2024年度時点で、設備資産の約85%、管路資産の約40%が超過していることは先ほど申し上げました。参考になりますけれども、将来21年間全く更新しない場合は、2044年度におきまして、設備資産が100%、管路資産は約70%の資産が法定耐用年数を超過することになります。

今後でもですね安定した水道水を提供するためには、2044年度時点で法定耐用年数を超えた資産を、設備が約60%、管路が約40%に抑えることを目標としておりまして、必要となる予算は、将来21年間で約101億4,300万円、単年度の事業予算は平均4億8,000万円程度になるというふうな見込みでございます。

○6番（福本 悟君） 課長の答弁、この数字を聞きますと、今後は、将来21年間で約101億円、単年度で分けますと4億8,000万円と、現時点で、これは課長の先ほどの答弁を聞くと、約3倍ですかね。要は、水道料金はほとんどあまり変わらないと。今後、少し減少する見込み。ただ、この費用というのは3倍と。またそこは後のほうでまた確認をさせていただきます。

それでは、2つ目ですね。これは、国の情報なんですけれども、政府のほうはですね、5月29日に国土強靱化の次期計画2026から30年度案をですね自民党会合に示され、了承されたというふうに、これは報道がっております。上下水道の老朽化対策に関する目標を明記されております。布設時期の古さから漏水リスクが高く、事故等の影響が大きい水道管を41年度までに更新するなど、6月6日にですねこれは閣議決定されたと伺っております。

現時点で、水道事業に対する交付金を含め、補助金等について、説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、報道ではですね、政府は6月6日、2026年度以降の防災・減災・国土強靱化に関する新たな実施、中間計画を閣議決定しまして、5年で20兆円強の規模の事業を実施するとありました。

水道事業関連としましては、2026年から2030年度の5年間で老朽化する上下水道や道路の耐震化などに10兆6,000億円程度が投じられるとされておりました。現時点では、この決定が現行の交付金等にどのように影響を与えるのかは、詳細にはわかりませんが、採択要件の緩和や予算配分など、今後の水道施設の耐震化に必要な貴重な財源として期待をしているところです。

また、現在でも水道施設の耐震化等に活用できる交付金がありまして、社会資本整備総合交付金がございます。令和6年度までは、補助率が4分の1でありましたが、令和7年度から3分の1に拡充をされております。

本町では、令和6年度からこの交付金を活用しまして、災害時に重要な拠点となります避難所までの配水管の耐震化に取り組んでおりまして、令和6年度が1キロメートル、令和7年度につきましては700メートルを実施することを予定しています。

○6番（福本 悟君） 課長、1点確認ですけれども、この社会資本整備交付金というのが、

補助率が令和7年度は3分の1に拡充されたと。これは、該当するのは、災害に重要な拠点となる避難所までの配水管、何か制限があるのですか。全部が全部の耐震化がこの交付金の対象になるということではなくて、今回は、令和7年度はその拠点として700メートルしかないということ。何かちょっとメートル的に少ないような感じがするんですけども、令和6年度が1キロメートルをして、令和7年度は、答弁では700メートルと。何か全国で割り振りといいますか、それで、今回は御船町は700メートルということなんですかね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この重要給水施設への配水管の布設替えについてはですね、令和6年度から取り組んでおりまして、滝尾、滝川、七滝、この3地区で取り組んでいるところでございまして、令和7年度につきましても、同路線を延長するということになります。

議員御指摘のとおりですね、補助率というものは拡充されましたが、やはり補助の枠というものはですね限りがございまして、今回、採択について、令和6年度よりも低かったことから、事業延長のほうが少ないという部分もございします。

○6番（福本 悟君） 結論としては、全国的な喫緊の課題ということで、なかなか100%取れないというところですね。

それでは、3番目ですけれども、適正な水道料金の在り方、水道料金の改定について、伺わせていただきます。町の水道事業経営戦略委員ですね、諮問された、適正な水道料金等の在り方について、本年3月にですね、この戦略の委員長から町長へ答申書が提出をされています。

この答申書を見てみますと、水道料金の改定率を平均約50%は必要となるが、この一般会計からの繰入れにより、約30%程度には抑えることと。併せて、この時期を来年の8月1日からということで、令和8年4月検針分からということを読ませていただきました。今ですね、御船町、これは事業の当初予算ですけれども、令和4年、5年、6年、7年度の水道料金というのは、約3億円の水道料金収入ということで、一般的な水道料金の基本料金、これは8立方メートル、8トン以下が1,200円、超過が1トン当たりの180円ということを読ませていただきました。

それでは、水道料金ですね改定率及びこの改定時期について、わかる範囲で説明を求めたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

先ほど議員も申されたとおりですね、答申では、先ほどあった資産のですね老朽化率を目標値以内に収めるために必要となる財源を、水道料金に全て転嫁しますと改定率が50%程度となりますので、料金改定による住民、または給水の受益者の影響を緩和するために、一般会計から繰り入れることで、改定率を30%程度に抑え、激変緩和をするよう、答申がなされたところです。

また、答申についてもですね、水道管路の耐震化の取組は急務でありますことから、令和8年4月検針分からとされたところです。

○6番（福本 悟君） 課長、この料金の改定ですけれども、この改定率を約30%抑えるように答申ということで、これは、今の予定でいけば、令和8年度段階で3割上げていくのか、令和8年度にも3割をアップしていくのか、どのようになっていますでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

答申の内容を踏まえますと、令和8年4月1日から3割、30%をですね転嫁する改定をするというようなことでございます。

○6番（福本 悟君） では同じくですね、答申書の中ですけれども、一般会計からの繰入れという言葉があります。繰返しになりますが、地方公営企業法の第17条の第2項にいきますと、水道料金等により運営がしなければならないかと思えますけれども、一般会計からの繰入れというのは、改定率を抑制するために、法的にこれは大丈夫なんですかね。できるのであれば、その法的な根拠について示していただきたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

結果として、これはできます。地方公営企業である水道事業におきましては、消火栓の設置など、経費の性質上、一般会計が負担することが認められているものについては、総務省が定めた基準に基づき繰り出し、一般会計側からの繰り出しが行われています。これは現在も行われております。

操出基準内、総務省が定めた基準を操出基準とありますが、操出基準内で行われる一般会計からの負担については、地方公営企業法第17条の2で規定されており、一部交付税措置がなされるものもでございます。

一方で、今回検討が必要になる基準外の操出金については、全国の小規模な自治体の多くは水道事業の収入で経費をまかないきれないことから、総務省が定めた操出基準、これ

を超えて繰り出しが行われているのが現状でございます。

議員御指摘のとおり、独立採算制が原則であります水道事業においてはですね、この基準外の繰り出しを行っても罰則等は規定はされておりませんが、やむを得ず行われている例外的な措置でありまして、慎重に行う必要があるとは認識をしております。

○6番（福本 悟君） 課長のですね冒頭の答弁に、この消火栓の設置など経費の性質上と、これは私も理解をしております。課長の答弁で、この繰入れは、基準外のことですかね。これはもう大丈夫ということで、いただきました。これについてはですね、今までの、先ほどの事業費が今後3倍ということで、単に水道料金だけでは到底これは不可能ですので、これについては、戦略委員会の考えと私も全く同じ考えで、繰入れできるのであればですね、こちらからお願いをしたいというふうに考えています。

それでは、時間があとわずかですので、1問については、ちょっと取消しをさせていただきたいと思います。

最後にですね、町長のほうに考えを伺わせていただきたいと思います。今までですね、課長からの答弁をいただきました。本町においても、この老朽化するですね水道施設の更新及びこの耐震化は喫緊の課題であることを改めて私も痛感をしたところであります。この上下水道の適切な整備については、後期の基本計画において、新たにですね水道管の耐震化率を目標に掲げ、水道管の耐震化や水道施設の適切な維持管理に努めるというふうにあります。

現在、町の人口はですね、これは御存じのとおり微増傾向にありますが、これからの人口減少は、急速に進む社会において、給水人口の減少に伴い、給水収益がですね減少すると見込まれ、水道事業の運営はますますですね厳しい状況を迎えることがですね想定をされます。繰り返しになりますが、この水道事業は独立採算制ということは本当に理解をしております。税金によらず、水道料金などの収入により運営することから、老朽化するですね水道施設の更新及び耐震化に必要な財源の確保について、改めてですね、町長の見解といいますか、考えを伺わせていただきたいと思います。

○町長（藤木正幸君） お答え申し上げます。

本日これまで答弁してきましたとおり、本町水道事業は人口減少などにより料金収入の減少が見込まれる中で、社会情勢等の変化に伴う資材の高騰、老朽化施設の更新需要の増加に伴い、支出が増加し、経営を圧迫しています。

一方で、水道施設の老朽化の現状は深刻であり、安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、老朽化対策等の取組を着実に進めていく必要があります。今後、将来に向けて適切な時期に水道料金を見直すなど、水道料金の適正化を図り、経営改善の工夫を行いながら、経営戦略に基づき経営健全化に向けた取組を進めてまいります。

○6番（福本 悟君） 最後にですね、この水道施設の老朽化対策、これはもう待ったなしです。今まで取組をしてこられたと思います。ただ、いろいろなですね財源等の関係で、実際にはなかなかできてこなかったと。しかしながら、このままではですね、言いましたように、今後21年ですか、すごいパーセントですね。戦略委員会のほうに諮問されて、今年答申がされたと。その中には、料金の改定も書いてあります。そして一般会計のほうからもうですね繰り出しといいますか、繰入れといいますか、基準外のほうが書いてありますが、全くそこには私も賛成であります。

今現在、この物価高騰でいろいろなですね上昇しておりますので、この繰入れも十分検討していただいて、今後の水道事業のですね安定な運営に努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（森田優二君） ここで、午後1時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○12番（藤川博和君） 12番、藤川です。通告していました件について質問します。

10の政策について。今回で、10の政策の33の説明、進捗状況についての質問は1年をかけて終了します。本日は、8の政策、経済振興、9の政策、デジタル技術の活用、10の政策、創造的復興、その先に向けた政策の6事業について質問いたします。

あとの質問は、質問席でいたします。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の10の重要政策について、お答えいたします。

10の重要政策は、第6期総合計画後期基本計画において、町の将来像を実現するため、より重点を置いて推進する政策と位置づけ、令和6年度から取組を進めているところです。令和6年度は、給水車の導入や新生活スタート応援事業の開始など、各種事業に取り組み、

おおむね計画どおりに進捗することができました。

また、10の重要政策の取組を住民の皆様に広くお知らせするため、広報みふねや町ホームページでの発言に加え、大型パネルを設置し、事業内容の見える化を図りました。2年目となる令和7年度は、18のプロジェクト、33の事業に総額約4億5,000万円を予算化し、現在、各種事業に取り組んでいるところです。引き続き、事業推進にあたり、関係課と連携を強化するとともに、進捗管理を行いながら、政策の実現に向けて取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○12番（藤川博和君） 28の事業のですね、中小企業などの活性化事業の説明をお願いします。

○商工観光課長（高橋寛敦君） お答えします。

中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進することにより、中小企業等の成長・発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化に取り組むものです。

○12番（藤川博和君） 町内に中小企業は何社ありますか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 中小企業ですね小規模事業所の集合体である商工会の会員数でお答えいたします。昨年度末で365社の会員数です。

○12番（藤川博和君） 中小企業は業種別で区別されると思いますが、町内の企業の業種別の会社はわかりますかね。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 業種別にいきますと、建設業が105社、製造業が34社、卸売業が8社、小売業が70社、飲食店・宿泊業が43社、サービス業が84社、その他が21社となっております。

○12番（藤川博和君） この中小企業支援のですね補助制度が設定されていますが、補助制度の対象企業はどのようになっていますか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 中小企業等振興条例に基づく支援施策として、御船町創業・新分野チャレンジ事業応援補助金を創設しました。この補助金の対象企業の主な要件は、本店が町内に所在していること。業種は卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育学習支援業などが対象となります。

○12番（藤川博和君） このですね補助金の最高は幾らぐらいになっていますか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 100万円となっております。

○12番（藤川博和君） 今、聞きましたところですね、建設業、製造業は、これは対象外にな

るとですかね。

○商工観光課長（高橋寛敦君） はい、対象外です。

○12番（藤川博和君） ということは、大体製造、建てるような感じは、対象外ということですね。

続きますして、29事業の交流人口拡大による経済循環事業について、説明をお願いします。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 経済循環に欠かすことができない観光は、豊かな自然と資源の活用、地域住民・団体と連携し、様々なニーズに対応できる町独自の施策を展開するものです。

○12番（藤川博和君） 御船で来客者をですね、スタンプラリーで回遊してもらうような構想がありますが、この目的は何ですか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 来町者を各拠点に案内し、町内に長く滞在していただき、御船町をですね満喫していただくことに併せまして、町内での消費を促すことです。

○12番（藤川博和君） 今、課長は来客者の方が回遊しながら、町内に長く滞在してもらって、そして特産物の購入をしていただいて、まあ、経済効果が生まれるような感じで、そういう回遊をしていきたいと思われるけど、町内に、特産物の販売店は何件あって、今、販売状況はどうですかね。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 御船町の特産品「御船のいさぎ」の認定品目は24品目、認定事業者は18社、昨年度実施しました御船町お土産開発事業による「みふねっこ」認定品目は11品目、認定事業者が10事業者となっております。「みふねっこ」の販売については、今年度からですね認定事業者と宣伝戦略など意見交換を行いながら、取り組んでいきたいと考えております。

また、「御船のいさぎ」の全体の販売状況については、把握はできておりませんが、一部ですね、10品目を観光交流センターとディノベースで販売をしております。販売額については、過去3年間の平均のですね年間売上額は、約140万円と一般社団法人御船町観光協会から報告を受けております。

○12番（藤川博和君） 今年、「みふねっこ」の特産物の認定が10社されておりますけれど、今言われた、これは、それを生産されるところの事業所で販売するのですか。それとも、「いさぎ」のように物産館、交流センターか何か、そういう場所で販売するような感じですかね。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 「みふねっこ」をですねまとめて集めて売るところでは、今のところ観光交流センターというのは考えております。観光交流センターの販売についてはですね、これからですね御船町観光協会と打ち合わせをして進めていきたいと考えております。

○12番（藤川博和君） 新しく「みふねっこ」の販売所ができましたけど、これを来客者に周知するには、どのような方法をしたいと思っておられるんですか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） お答えします。

まずはですね、一番観光客の方が訪れられる観光交流センターにですね、今回の事業でパンフレットを作成しましたので、そちらを配布しまして、「みふねっこ」の事業者がここにあるんですよというところを、まずは周知を図っていきたいと考えております。

○12番（藤川博和君） 先ほどですね「いさぎ」の3年間の平均が140万円と言われたのですかね。まあ、これを考えると、あんまり経済効果は生まれていないと思われるとですよ。よく経済効果を生む数字ですね、これは難しいと思うんですけども、この多くのビジターの方がですね町内を回遊されていく対策をどう考えておられますか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） お答えします。

町内の回遊につきましては、先ほど申し上げたスタンプラリーの実施や町のパンフレットや飲食店のマップ等の配布を、観光交流センターを中心に行ってまいります。また、町内だけでなくですね、広域連携として、緑川流域、九州中央自動車道の沿線、阿蘇南外輪山近辺の自治体で構成する協議会の事業を実施し、各自治体間のですね観光客の回遊を促進していきたいと考えております。

○12番（藤川博和君） この回遊の件はですね、恐竜博物館を建設の当時から私が一般質問でやっておりましたけれども、そのときの課長が、恐竜博物館による回遊効果で、数億円の経済効果が生まれると答弁があったんですよ。現状は、今、この博物館に対してのどのくらいのそういう経済効果がありますかね。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 令和6年度ですね、恐竜博物館の来館者は約15万9,000人です。恐竜博物館来館者のですね町内消費を促すために、ランチマップなどの配布による町内での飲食の誘導や、御船町でお土産を購入してもらうための取組を今現在進めているところです。現状としまして、特にですね来町者が多い土日におきましては、町内の飲食店において、お客様がですね多く見受けられて、行列をなされているところもありますの

で、経済効果につながっているというふうに認識しております。

○12番（藤川博和君） 現在、土日・祭日がランチマップですかね、これによって案外にぎわいを始めたということですかね。まあ、いいことですが、一番にぎわいよるとはふれあい広場のごたるですね。

次に、30事業で、持続的な農業支援事業の説明をお願いします。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

持続的な農業支援事業として、中山間地域と農業支援事業及び有害鳥獣被害対策支援事業の2つを掲げています。

具体的な事業内容は、中山間地域等直接支払交付金事業の取組支援と有害鳥獣被害防止対策として、侵入防止資材購入の補助を行うものとしております。

○12番（藤川博和君） 有害鳥獣駆除についてですね、中山間では鉄砲やわななどで駆除されておりますけど、今、平坦部の住宅地にも結構害が出ていると思います。このような駆除はどのようにあたっておりますかね。

○農業振興課長（山下直樹君） 平坦の住宅地区内については、銃及びわなの駆除は危険であるため、パトロールや注意喚起の周知を実施し、対応しております。また、住宅地の近くの山林など、わなを設置しても危険でない場所があれば、設置のほうをしております。

○12番（藤川博和君） 最近のですね有害鳥獣は、ようテレビであります、クマ、シカあたりは、もう市街地にボンボン走りよるですね。これも、御船でも起こる可能性がありますので、一刻も早くですねそういう対策をお願いいたします。

次に、上辺田見地区の町道の通学道路に電柵が設置されておりますけど、危険の表示がされておらんとですよ。これは、どうにか危険という表示は、立て看板はできないとですかね。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

設置者に注意喚起をしてもらうように、町からお願いをしたいと思います。

○12番（藤川博和君） 設置された地主さんですたい、農地関係の方に設置を頼んで、立て看板を要請するということですかね。それでですね、一番危険に思うのはですね、あそこは通学道路で、生徒への周知はどのようにされておられますかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 児童生徒への周知につきましては、学校を通じて行っております。具体的には、田畑の周りにイノシシなどが入らないようにするため、鉄線で囲って

あるものを触らない。低学年に対しては、写真を使用したりして、絶対に触らないようにと指導しております。

○12番（藤川博和君） 生徒にはですね、十分注意せんと、ふざけてよく触る人たちを見受けますのでですね、よろしくお願いします。

それと、中山間総合整備事業による農地整備は、どのくらい整備されておりますか。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

現在、中山間地域総合整備事業において、22ヘクタールの圃場整備を行っています。詳細は、堤の本工区1.5ヘクタール、樺迫工区7.4ヘクタールは工事完了、塔の本工区7.1ヘクタールは工事中、有水工区6ヘクタールは、令和9年度の工事着手となっています。

○12番（藤川博和君） 平坦地域と中山間地域の圃場整備事業率ですたいね、どのくらいできているか。また、農地の集約化はできておりますかね。

○農業振興課長（山下直樹君） こちらは、農振農用地での数字になりますが、平坦地域が農地551ヘクタールに対して、圃場整備済みが528.5ヘクタールで、圃場整備率が95.9%、中山間地域が、農地720ヘクタールに対して、圃場整備済み、整備中も含め、93ヘクタールで、圃場整備率が12.9%となっています。認定農業者等の担い手に、農地の集積はできていますが、集約化は現在のところできていません。

また、昨年度地域計画を策定していますので、その計画の中で、農地の集積を町として推進し、集約化については、地域内で話をしていただきながら、進めるものとしています。

○12番（藤川博和君） 農地の集約化は今どこでも問題になっておりますので、一刻もですね、できますように、よろしくお願いします。

中山間地域の後継者の現在の状況はどうですか。

○農業振興課長（山下直樹君） 御船町の認定農業者数は、個人、法人を含め89戸であり、そのうち、後継者がいる戸数は36戸となっています。また、後継者36戸のうち、平坦地域が24戸、中山間地域が12戸となります。

○12番（藤川博和君） 今言われたあれは、中山間地は専業農家が12戸になるとですかね。兼業で12戸ですか。

○農業振興課長（山下直樹君） はい、専業農家です。

○12番（藤川博和君） 山間部は、平坦部でもそうですけど、後継者不足が続いておりますけれども、中山間のですね農業経営の支援を町としてどのように考えておられますか。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

引き続き、中山間地域等直接支払交付金事業の取組や有害鳥獣被害対策を実施するとともに、先ほど答弁いたしました地域計画において、話し合いを継続して行っていきたいと思いをします。

また、本年度中山間地域において圃場整備が実施可能な農地の洗い出しをすることにしていきます。農業用排水施設や農道、圃場の整備を進め、生産性の高い農業ができるように支援していきたいと考えています。

○12番（藤川博和君） この問題はですね、中山間の活性化に一番役立つかと思いますので、どうか、町も腰入れてやってもらいたいと思います。

31事業の、書かない窓口などの利用性向上の事業の説明をお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） お答えします。

書かない窓口などの利便性向上に関する事業は、国の自治体DX推進計画を基に、令和5年度に策定した御船町DX推進計画に沿ったデジタル技術を活用した事業であります。具体的には、マイナンバーカードを利用して各種証明書を交付するキオスク端末の導入や来庁せずに各種申請を可能にする電子申請システム導入、こういったものに取り組んでおります。

また、来庁者が窓口で申請書に記入することなく住民票などが取れる書かない窓口については、事業化に向けて課題整理や手法検討などを行っているところです。

○12番（藤川博和君） 今は庁舎の窓口に来なくて、住民票などの受け取りができるようになりましたが、利用場所はどこにありますかね。

○町民税務課長（徳永伸一郎君） お答えします。

キオスク端末が設置してあるコンビニエンスストア等であれば、町内外問わず、マイナンバーカードを利用して住民票をはじめ、住民記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書を受け取ることができます。また、御船町役場1階ロビー、七滝郵便局、上野郵便局にキオスク端末を設置しておりますので、そちらにおいてもマイナンバーカードを利用して証明書を受け取ることができます。

○12番（藤川博和君） 現在、利用状況はどうなっておりますか。

○町民税務課長（徳永伸一郎君） お答えします。

令和6年度のコンビニエンスストアでの発行状況については、住民票1,522件、住民票

記載事項証明書148件、印鑑登録証明書908件、所得証明書240件となっております。また、御船町役場1階ロビーについては、住民票777件、住民票記載事項証明書48件、印鑑登録証明書618件、所得証明書118件です。七滝郵便局につきましては、住民票9件、印鑑登録証明書9件、上野郵便局については、住民票7件、住民票記載事項証明書1件、印鑑登録証7件、所得証明書1件となっております。

コンビニエンスストアでの発行につきましては、役場が開いている時間帯にとらわれず、土日・祝日でも証明書の取得ができることで、利用者の増加につながりました。また、窓口の混雑緩和にもつながっています。

○12番（藤川博和君） 結構、活用がされておりますけど、これをですね今後もですね利用できる場所を増やす計画はありますか。

○町民税務課長（徳永伸一郎君） お答えします。

町によるキオスク端末の設置拡充につきましては、キオスク端末による証明書の発行状況を勘案し、これまでどおりコンビニエンスストアと中山間地域の2カ所の郵便局による対応を考えているところです。今後の拡充につきましては、利用者の状況や運営上の課題を整理するとともに、令和6年度実績ではありますが、年間268万4,000円程度かかる維持管理費も念頭に置きながら、対応していく必要があると考えております。

○12番（藤川博和君） 利便性があればですね、大いに利用できる場所があれば活用してください。

32の事業で、業務効率化事業の説明をお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） お答えします。

業務効率化事業につきましても、令和5年度に策定した御船町DX推進計画に沿った事業でありまして、デジタル技術を活用して職員の業務効率化を進めるものであります。具体的には、国の事業であります行政システムの標準化・共通化事業をはじめ、職員が利用するLGWANの無線化事業、庁内フリーWi-Fiや文書管理・電子決裁システムの導入事業などです。

○12番（藤川博和君） この標準化システム改修はいつまでで完了するとですかね。

○総務課長（本田隆裕君） 本庁におきましては、令和7年11月中に新システムへの移行が完了する予定です。

○12番（藤川博和君） このシステムの完了によってですね、庁舎内ではどのような効果が生

まれてきますか。

○総務課長（本田隆裕君） これまで各市町村が個別に運用していた行政システムが、全国共通のシステムとなります。このため、制度改正などの際には、国から統一したプログラムが提供され、各自治体におけるシステム改修の効率化が図られます。

また、ガバメントクラウドへの移行で、セキュリティレベルの高度化や大規模災害でシステムが利用不可能となった場合に、早期復旧に向けた対応が可能になります。

○12番（藤川博和君） 施設が完了するということはですね、事務の統一がされて効率化ができるという効果が出ると思うですね。

続きまして、これは最後になりますけど、33の事業ですので。キッズドリーム公園の整備事業の進捗状況をお願いします。

○秘書政策室長（島田誠也君） お答えします。

本年度は、これまでの事前調査や基本方針策定、それからニーズ調査ですね、それから施設整備検討の内容を踏まえまして、キッズドリーム運動公園基本構想を策定することとしております。そのため、学識経験者や関係団体の委員などで構成するキッズドリーム運動公園基本構想等策定委員会を設置をして、5月30日に第1回の委員会を開催しております。

また、議会のほうにも御報告をいたしました官民連携の可能性を視野に、民間提案制度による公募をですね4月16日から開始をしているところでございます。

○12番（藤川博和君） 今、基本構想等策定委員会の設置が決まったと課長は言われますけど、この委員会の活動の説明をお願いします。

○秘書政策室長（島田誠也君） お答えします。

本年度の基本構想策定において、全5回の策定委員会の開催を計画しております。策定委員会の役割としましては、委員会に御出席をいただき、キッズドリーム運動公園基本構想の策定において、主に、施設整備や導入機能等について、専門的かつ客観的な立場から、幅広い御意見をいただくこととしております。

○12番（藤川博和君） 現在は、基本構想は、令和7年で一応決まるということになっておりますが、基本構想が決まったら委員会はなくなるとですか。委員会の基本構想のあれはなくなるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 策定委員会では、令和7年度に基本構想の策定を計画してお

ります。基本構想の策定委員としてはですね、令和7年度で完了という形になりますが、令和8年度にですね、具体的な基本計画の策定を予定しておりますので、そのため、現在の委員につきましてはですね、令和9年3月31日までの委嘱期間ということで委嘱しております。

○12番（藤川博和君） 今、課長の説明は、令和7年度は基本構想計画策定委員ですたいね。

今度は、令和8年度は基本計画構想策定委員会ですね。そうすると、委嘱状は両方かけたところで出しておられるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） すみません、説明のほうが足りなかったと思います。今回の委員につきましてはですね、基本構想等策定委員会委員を命ずるということで、どちらにも対応できるような委嘱名にしております。

○12番（藤川博和君） 今年、5月30日にプロポーザルでコンサルタントが決定したと思いますが、会社名と実績をお願いします。

○秘書政策室長（島田誠也君） 会社名は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社になります。実績についてですが、本事業者は、昨年度、本町のキッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討等業務を受託をしました有限責任監査法人トーマツ福岡事務所を構成員としておりまして、これまでの実績においては、本町のキッズドリーム運動公園プロジェクト施設整備検討業務をはじめ、他自治体におけるスポーツ施設基本計画の策定等支援業務、また民間活力導入可能性調査業務などに携わられた実績がございます。

また、国土交通省主催のPPP・PFI研修に講師として招聘されるなど、官民連携に幅広い知見と体制を有しておられる事業者となっております。

○12番（藤川博和君） というと、今年のコンサルタントも前年度と変わらないということですかたいね。すると、このコンサルのプロポーザルには何社申込みがありましたか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 変わらないというか、昨年度の事業者も含んだ事業体として申請をいただいているということになりますので、一部は昨年度の事業者も構成員として含まれているということになります。

今回の申込みにつきましては、4社から申込みがございまして、最終的にこちらの事業者を選定したということになります。

○12番（藤川博和君） 本年度のトーマツという方は、福岡ではなくて、東京か何か、関東か

何かからの会社なんですかね、組織は。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今年度の代表事業者としてはですね、東京のほうに本社を置きますデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社ということになります。

○12番（藤川博和君） そうなるとですね、今年度の基本構想策定のためのコンサルタントでしょう。令和8年度はまた違いますね。計画のコンサルタントですね。これにはまたコンサルタントが入るとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今年度はあくまでも基本構想策定のためのコンサルタント業務という形になりますので、基本計画を策定する場合には、改めてコンサル業務を委託するということになると考えております。

○12番（藤川博和君） 来年度はまた別なコンサルを入れられるとですかと。基本計画構想となっているから。今度は、構想の策定のあれでしょう。だから、業種が違うとはなかかと。業務ですたいね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今年と違うコンサルになるのかというお尋ねということですか。

○12番（藤川博和君） いやいや、また来年に入れるかということです。

○秘書政策室長（島田誠也君） 来年度もコンサル業務をお願いしたいというふうに思っております。

○12番（藤川博和君） 毎回、毎回、計画どおりにコンサルを入れていくということですかね。今回のコンサルの業務内容はどういう内容ですか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今回の業務内容につきましては、これまでの事前調査や基本方針、施設整備検討を踏まえた町導入施設機能の内容を具体化した基本構想の策定、それから会議の運営支援、官民連携対応の支援などを行うこととしております。具体的には、町導入施設機能における法的規制や立地環境などの開発条件の整備、施設整備の基本方針、また施設ゾーン構成、規模、施設配置などの整理を踏まえた基本構想策定の支援ということになります。

また、民間提案制度の活用も踏まえまして、民間事業者等から提案を町が採択した場合、町と民間事業者等が事業化に向けた詳細協議、事業連携協力について助言支援も業務内容のほうに含めております。

○12番（藤川博和君） 今、業務内容の説明がありましたけど、事業内容のあれで、民間提案

制度とありますが、この提案制度の説明をお願いします。

○秘書政策室長（島田誠也君） 民間提案制度につきましては、町が提案を受けたい行政課題や事業など、テーマを設定をして、民間事業者等から自由な発想による創意工夫やノウハウなどを活かした提案を募集する制度になります。

町では、キッズドリーム運動公園プロジェクトをテーマとして、導入施設機能の目安となる規模を基に、官民連携の可能性を視野に、民間提案の公募を実施しております。具体的には、町が事業を実施したい施設整備と事業者が実施したい事業連携を併せた提案を公募により受け付けることとしております。

また、既存施設、スポーツセンターや町民グラウンドですね、そういった施設の見直しについても、利用環境の向上につながる提案を受け付けることとしております。具体的な制度の流れにつきましては、まず、提案をしたい事業者のほうからですね、事前相談の申込みを行っていただきまして、これまでの事前調査とか、基本的な町の考え方、施設整備の検討を踏まえた町の導入したい機能などの内容についてですね、事業者のほうにしっかりと御理解をいただいた上で、御提案をいただくことにしております。

○12番（藤川博和君） 今の提案の理由で、要は、町のほうから、今度事業計画される事業者ですたいね。参入される事業者に一応、こういうやりたいという提案をして、そして向こうの提案と合致すればオーケーになるとですかね。承諾するとですかね、認定されるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 先ほど申しましたように、町がやりたい事業について、民間からのPPPであったりPFIであったり、そういった行政課題を解決するような提案プラス事業者がやりたい事業を組み合わせたところで、町が考える事業内容に合致をしているかどうか、そのあたりを含めて採否を決めさせていただくということになります。

○12番（藤川博和君） その会合に、提案された事業者と役場ですね、それに基本構想計画の委員会の方は参加されるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今のお尋ねは、民間提案制度に対する審査会において、策定委員会の方も、その審査のほうに参加をするのかというお尋ねでよろしかったでしょうか。はい。

現時点では、策定委員会のメンバーの方の参加は考えておりません。

○12番（藤川博和君） ということは、策定委員会の方に委嘱したのは、ちょっとわからない。

どういう役目で参加されているとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 構想策定委員会につきましては、先ほど策定委員会の役割のほうでも述べさせていただきましたように、キッズドリーム運動公園基本構想の策定において、主に町が実施したい施設整備や導入機能等について、専門的かつ客観的な立場から、幅広い御意見をいただくという役割としております。民間等協議内容につきましては、策定委員会には御報告をしながら、情報を共有し、必要に応じて御意見をいただく形で進めていきたいというふうに考えております。

○12番（藤川博和君） いろいろ複雑になっていると思うけどですね。その中にですね、コンサルの関係はどのような立場になるのですか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今のお尋ねは、審査委員会にコンサルも参加をさせるのかというお尋ねでよろしいでしょうか。

○12番（藤川博和君） 民間と役所が設置する会合にコンサルも入っていくのかということです。

○秘書政策室長（島田誠也君） 策定委員会のほうにという理解でよろしいでしょうか。

○12番（藤川博和君） 策定委員会ではなくて、民間との話し合いについて。

○秘書政策室長（島田誠也君） 審査委員会のほうにということですか。

○12番（藤川博和君） いや、審査委員会には審査委員はかたられんと言ったでしょうが。でなくして、民間の企業と役所が話す、その話す場合に、今度入ったトーマツのコンサル会社が入ってするかということです。

○秘書政策室長（島田誠也君） すみません、コンサルについてもですね、先ほどコンサル業務委託の中にありましたが、民間との対話支援というものが入っておりますので、町と提案事業者とのですね詳細協議の中に民間のほうの助言も必要と考えておりますので、その中に入る、もしくは別途助言をいただくとか、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○12番（藤川博和君） それと同様にですね、町の基本構想計画委員会の会合の中に、今度参入されたトーマツのコンサルタントは、会合の中で助言あたりをされるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今回のプロポーザルの事業内容に含めておりますように、会議の支援というものについても入っていただくことになっておりますので、策定委員会のほうにもコンサルのほうが入ることになっております。

○12番（藤川博和君） もう1つですね、既存の施設のスポーツセンター、町民グラウンド、カルチャーセンターの見直しの受け付け、これは、今度入ってこられる民間事業者の意見を聞いて見直すという意味合いですか。それとも、コンサルの意見で見直すということですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 当然、既存施設の見直しについては、町の考え方も必要になりますので、町の考え方をきちっと持った上でですね、民間から提案があったものが町の見直しの案と合致するかどうかも含めて、検討する。コンサルにはその助言をいただくということで、考えております。

○12番（藤川博和君） それとですね、事業者から提案された事業内容をですね、こういうような提案をどこで採否を判断されるとですかね。審査ですね。

○秘書政策室長（島田誠也君） お答えします。

今回、キッズドリーム運動公園プロジェクトをテーマとした民間提案につきましては、町の重要政策に位置づけられていることから、3役と関係課職員で構成する審査委員会を設置をして審査を行うこととしております。

○12番（藤川博和君） ということは、町の3役と関係課長あたりで一応審査委員会を作って審査するということですね。これに専門業者のコンサルタントあたりの意見は聞かないということですね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 審査委員会自体には、コンサルのほうは参画をしますが、業務内容にですね官民連携で民間事業者との詳細協議の支援という形で入っておりますので、提案内容等について、事前に御相談をして、御意見をいただくということは考えております。

○12番（藤川博和君） この民間の提案書の締切りはいつになるのですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 公募の期間につきましては、本年4月16日から本年6月13日まで、先週の金曜日までとなっております。

○12番（藤川博和君） するともう締切りは終わっているですね。それは何社公募はありましたか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 問い合わせ等はですね5件程度ございましたが、実際、提案書につきましては、3社から提案のほうが提出をされております。

○12番（藤川博和君） 今、3社からあったということですから、この提案された3社から、

いつ1社に絞って決定されるとですか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 審査会を6月の下旬を予定しております。その中で、提案の内容がまだ詳細に見ておりませんので、1社に絞るかどうかも含めてですね、審査で見ていきたいというふうに思っております。

○12番（藤川博和君） それが決まらないと、10番の質問がですね、事業者の提案書の是非で、公園の造る場所が決定すると思うとですね。決定せんとこれは、場所が決定しなくなりますので、今、言いましたように、場所の決定はいつ頃になるとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今回の民間提案制度では、町が実現したい施設整備と事業者の事業連携を併せた提案を募集しておりまして、有効的な候補地についても、御提案をいただくこととなっております。

先ほども、制度の中身のところで少し説明をしたんですが、民間事業者においても、町のほうの事前調査等も含めたですね候補地等についても御理解をいただいた中で、事業者の事業も踏まえたですね有効な候補地が御提案をなされるというふうに考えております。

そのため、民間事業所等から提案において、提案内容と有効な候補地が。審査の結果、優良提案として採択した場合は、当該候補地で本プロジェクトの事業化を推進していくという計画になりますので、提案をですね採択する6月下旬頃には有効な候補地というのが見えてくるのかなというふうに思っておりますが、実際、最終的な場所の決定というものは、提案を受けた後にですね、事業採択後に地権者への説明であったりとか、用地取得に向けた民間事業所等の詳細協議を進めていく計画としておりますので、最終的には、この場所の決定の時期というものについては、そういった作業が終わった後ということですので、現時点では未定というふうにお答えをさせていただきたいと思います。

○12番（藤川博和君） 今の課長の説明では、何もかんも終了せんと土地が決定しないということですね。いろいろ、審査あたりして、事業者との意見が統一してから土地を決定するということだったですね。だからですね、そうなればですよ、今言われました候補地が、事前に候補地も何カ所か調査されておりますでしょう。何でこれを言うかということ、今、物価高で、工期は延びれば延びるほど今度は工賃は高くなると思いますよ。例えば、熊本市あたりは最初の設計からもう倍ばかりになっているですね、建物は。

そのように、やっぱり、こういう今施設を造る場合は早くせんと、工賃が上がってしまうとですよ。だから、候補地も早く決めたがようはなかかということですよ。今、課

長が言われるのは、何もかも終わってから、それが終わってからやるということになれば、あとどのくらいかかるかですね。数カ月の中に候補地が決まるかということですよ。どうですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 先ほど私が申し上げましたのは、何もかもが全て整った上で候補地が決まるという意味というよりもですね、優良候補地としての提案はですね採択の段階でどこの場所にとというのは決まってくると思うのですが、最終的な場所の決定に至っては、当然、民有地であればですね、地権者の意向あたりも当然ございますので、そういったものがある程度御理解とか、そういったものが取りまとまった時点で、最終的な決定になるということを申し上げたということになります。

○12番（藤川博和君） 最後になりますが、今言われた土地の購入ですね。購入が一番問題になるとは思いますけれども、これは、購入する場合、どのような方法で購入計画をされているのですか。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今回の事業につきましては、官民連携での事業推進という形で進めております。用地取得につきましては、次の3つのパターンが想定されるのではないかと考えております。1つ目が、町が全ての事業用地を取得するパターン、2つ目は、民間事業者等が全ての用地を取得するパターン、3つ目が町と民間事業者等の双方で用地を取得するパターンが考えられます。

仮にですね、町が全ての用地を取得する場合は、本プロジェクトでの候補地が決定した後、地権者への説明、用地鑑定評価、用地交渉及び取得という順で、必要な予算を確保しながら進めていくことになるかと考えておりますが、用地取得については、官民連携を視野に入れておりますので、民間事業者等での用地取得のほうも有力な選択肢というふうにひとつ考えているところでございます。

○12番（藤川博和君） 今、課長は、仮に町で購入した場合と言われたけれども、町で購入する場合ですね、この土地の購入の財源と造成費あたりは、大体どのくらいの財源を予定されているとですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） すみません、まだ事業自体が確定をしておりませんので、面積とかも現時点では確定をしていない状況でございますので、造成費用それから用地取得費用については、この時点でお答えすることはできません。

○12番（藤川博和君） 前回、総務委員会でですね、一応こういう建物は幾らかかるとの説明

はあったんですよね。それで肝心な土地は白紙だったんですよね。その公園の造成あたりはですね。一番肝心な、そういうところが全部白紙になっているから、全部が疑心暗鬼になっているとですよ。それだけでも40億円かかるかというのですね、計算してあるとが。それはまだ上がると、どれくらいかかるかというのが、議員あたりにも疑惑があるとですよ。それを早く、これくらいの財源でかかるからと言わないと、なかなか、議会としてもですね安心はでけんと思うですよ。その点はどうですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。今後、民間提案制度をですね、提案の中から採択をした場合についてはですね、事業者との詳細協議のほうを早急に行って、そういった数字のほうも議会のほうにお示しをしていきたいというふうに考えております。

○12番（藤川博和君） この今言われました、民間がもし用地を取得すると言われたですね。この民間が取得された場合、町のそういう施設を、その上に、民間から借りてから建てる計画ですかね。

○秘書政策室長（島田誠也君） 今、おっしゃる内容につきましても、民間提案の内容がはっきりしておりませんので、仮定の話としてしか申し上げられないんですけれども、当然、借地という形で町の施設を建てるという方法もあると思われますし、土地自体を町のほうで譲り受けるといった形もできるので、そこも全て民間との詳細協議の中で明らかにしていくという形になるので、この時点では、このあたりの答弁で御理解をいただきたいというふうに思っております。

○12番（藤川博和君） この施設の事業はですね、町民が楽しみにしている事業ですよ。だから、早くオープンにですね、このくらいかかって、こういう施設を造りますということを誰でも待っておりますので、早くこの事業の構想をですね、一日も早くやってもらいたいと思います。

これで終わります。

○議長（森田優二君） ここで2時5分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休 憩

午後2時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（岩永宏介君） 議席番号9番、岩永です。事前に通告していたとおり、町役場職員の就労環境について、このテーマで一般質問を行います。

なぜ、この主題で一般質問を行うのか、まず、質問の背景について述べさせていただきます。公務員離れの傾向は、全国的な課題だ。総務省の集計によると、全国の都道府県、市区町村で、教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度には主に自己都合で辞めたのは1万2,501人、10年で2.2倍となった。30代までの若手が全体の3分の2を占めているといった新聞報道に触れ、これは昨年11月10日の新聞記事なのですが。若手の職員が早期退職する原因は何だろう。町役場職員の就労環境に問題はないのか。このような観点から一般質問を行います。

この後の個別質問は、質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の、町役場職員の就労環境について、お答えいたします。

職場における安全衛生水準の向上を図るため、労働安全衛生法に、事業者が快適な職場環境の形成に努めるよう規定されています。本町においては、職場における職員の健康障害と公務災害の防止、健康増進、健康教育を目的として、衛生委員会を設置し、産業医による職場巡視を行った上で、必要な措置を講じるよう各課へ通知をしています。

また、ストレスチェック、公務災害の防止、長時間労働の抑制、ハラスメント対策等について整理し、改善を図っています。

働きやすい職場環境を作ること、職員のモチベーション向上につながり、また職員の能力が十分発揮されることが行政サービスの向上につながります。より質の高い行政サービスの提供を目指していくために、職員がやりがいを持って心身共に健康的に働くことができ、そのことで高いパフォーマンスの発揮につながるよう、引き続き職場環境の改善に向けた取組を進めてまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○9番（岩永宏介君） そうしましたら、まず最初の質問でございます。

町役場における職員数、現在の町役場の職員数について、正規、非正規ごとに答弁をお願いいたします。

○総務課長（本田隆裕君） 令和7年4月1日現在の職員数を申し上げます。フルタイムの任期付き職員と再任用職員を含めた常勤職員が189人、パートタイムの任期付き職員と再任

用職員が6人、会計年度任用職員が160人です。

○9番（岩永宏介君） 質問が多いもので、この部分はどんどん流していきますので。

2番目がですね、そしたら男女の割合です。職員の男女の割合と、この3年間ぐらいの推移はどうなっているのか。答弁を求めます。

○総務課長（本田隆裕君） この3年間の常勤職員の男女比を申し上げますと、男性は52%から50%程度、女性は48%から50%程度で推移しており、男女の割合に大きな差はありません。令和5年度における全国の自治体の男女比は、平均で男性が58.4%、女性が41.6%となっておりますので、御船町は、他団体と比べまして、男女の比率が均等に近いと言えます。

○9番（岩永宏介君） 全国平均に比して、うちの役場においての男女比は均等であると、そのあたりが男女別の人数が均等にあるということですよ。そういうことなんですが、ただですね、私が記憶に残っているのは、令和7年度、今年の新規採用者は女性の方が圧倒的に多かったように記憶しています。これについて、新規採用者の男女別の人数と、加えて、採用試験受験者数における男女別の人数をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（本田隆裕君） 令和7年度の新規採用職員は、男性1名、女性7名、合計8名です。この採用試験には、男性20名、女性16名、合計36名が一次試験を受験しております。それから、任期付き職員につきましては、3名の募集枠に女性3名が受験し、いずれも試験に合格して採用をしております。

○9番（岩永宏介君） 採用試験には男性が20名、女性が16名、合計36名で、その中で、実際に採用されたのは男性が1名ということで、非常にああいふ状況を呈したわけですね。そのあたりについてはですね、この場では踏み込まないでおきますが、そういうことが過去あったのかどうかですね、関心はありますが。

それでは、御船町の職員数はここ数年どのように推移してきましたか。変動があれば、その要因があれば挙げて説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（本田隆裕君） 平成28年熊本地震の後ですね、復旧・復興のために、任期付き職員を多く任用しましたことから、常勤職員は一時期208人まで増えました。これをピークに、その後は徐々に平常業務に戻っていきまして、令和3年度には182人まで減少をいたしました。しかし、社会情勢の変化や行政需要の多様化もありまして、また庁内DXの推進等で業務効率化は図ったものの、一定程度職員の増員が必要となったところであります。

この結果、令和7年4月1日時点の常勤職員は189人と増加しております。

○9番（岩永宏介君） 簡潔に御説明いただきましたが、いったん下がっていたんだけど、やや増加に転じているということでしょうかね。

そしたらですね、定年もしくは任期満了を待たずに、早期に離職する職員について、過去5年間の人数の推移はいかがでしょうか。また、離職者の年齢層はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 過去5年間の早期離職者、これにつきましては、年間平均2人です。離職者の年齢層は、それぞれでありまして、特徴はありません。

○9番（岩永宏介君） 早期離職者は年間平均2人ということなんですが、それではですね、早期に、そのように離職する職員は、どのような理由から職場を離れていくのか、庁内でそういう分析はなされていますか。

○総務課長（本田隆裕君） 定年退職以外の普通退職者につきましては、家庭の事情とか、あるいは転職を希望するケースなど様々です。

○9番（岩永宏介君） これは非常にプライベート的な問題を含みますので、それをつまびらかにできないのですが、近頃ですね、役場を離職された職員に会う機会がたまたまありまして、直接退職した理由を尋ねたんですね。ところが、その方によるとですね、子どもと接する時間を取りたいので役場を辞めるということで、転職を希望されているということで、その時点ではですね。役場内でも辞めないでほしいという声もその後聞こえてまいりました。多く、聞かれたんですね。

そのあたりをですね、離職者をできるだけなくす。言葉を換えるとですね、これも人材の流出だろうというふうに考えるんですよ。だから、人材の流出を止めるためにですね、町は何らかの対策を、現時点で講じているか。答弁を求めます。

○総務課長（本田隆裕君） 人事評価、それから身上報告書、それからストレスチェックなどからですね、こういったものを実施しておりまして、これらから得られる様々な情報を基に、職員の適性だとか、あるいは課・係の繁忙状況を把握しまして、適切な人員配置や人事異動につなげております。引き続きワークライフバランスの実現に向けて、より良い職場環境となるよう、取組を進めてまいります。

○9番（岩永宏介君） ちょっと今までのとは違った質問に入ります。正規職員ですね、1日の勤務時間はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 職員の勤務時間は朝の 8 時30分から正午12時まで、それから、13 時から17時15分までの合計 7 時間45分です。

○9 番（岩永宏介君） これは意外と町民の皆様も御存じなくてですね、こういう基本的なところを確認したんですが。午前が 3 時間半ですよ。そして、その後が、午後が 4 時間15 分の、合わせると 7 時間45分ということですね。その間の時間は、これは休憩ということで、これは職場にいらなくてもいいわけですよ、どこで過ごそうが。そういうことだろうと思いますね。それが休憩ですね。

そしたら、次の質問なんですが、正規の職員と非正規職員の時間外勤務の状況です。いわゆる一般的には残業です。だろうと思いますが。お尋ねしますが、その前にですね、そういう残業を行う際、時間外勤務を行うにあたっての手續、手当等について説明をお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） 時間外勤務は、所属長が業務遂行上必要と認める場合に、部下職員へ勤務命令を発して行うものです。時間外勤務手当、これにつきましては、時間外勤務する職員の本俸に一定率を乗じて算出し、給料日に支払われます。

○9 番（岩永宏介君） これも基本的なことなんでしょうけれど、意外と知られてないんですが。職員が勝手に残業を行うということはありませんよね。必ず、所属長が今おっしゃったように、業務の遂行上というのがありますよね。そして、必要であるという場合に限って、部下職員にその勤務を命ずるところから、時間外勤務が始まるわけですね。

そういうことなんですが、じゃあ、正規職員と非正規職員の時間外勤務の状況について、一月平均の勤務時間はどうか、また過年度と比較した場合の傾向などがわかっていれば教えてください。

○総務課長（本田隆裕君） 常勤職員の職員 1 人当たりの一月平均の時間外勤務につきましては、令和 4 年度が11時間、令和 5 年度は10時間、令和 6 年度は 8 時間となっております。このことから、傾向としましては、わずかではありますが、年々減少をしております。なお、会計年度任用職員、非正規職員の時間外勤務はありません。

○9 番（岩永宏介君） 会計年度任用職員の時間外勤務はないということですね。それではですね、時間外勤務の多い部署、そういう把握はできていますでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） お答えします。

災害対応とか、それから選挙事務など、臨時、突発的な時間外勤務を行うこともあります。また課によって職員数も異なるために、詳細な分析を行うことは難しいところです。なお、総務課では毎月一月の時間外勤務が45時間を超えた職員がいないかどうか確認をしまして、こういった職員がいた場合には、その課の所属長に対して業務内容や事務分担に偏りがいないかなど聞き取りをしております。

○9番（岩永宏介君） 今の答弁を受け取ってですね、時間外勤務が一月45時間以上になった場合には、それを所属長に確認をすると。確認して、そういった職員がいた場合には、業務内容や分担に何か問題がないかとか、そういうことで、総務課が聞き取りをするということですね。総務課がする。不思議なんです、不思議に思ったのは、時間外勤務というのは、結局当該の課長、所属長がですね自分自ら命令を発して部下職員にその仕事を勤務させるということだから、総務課が調べる必要があるのかなとちょっと思ったんですね。けれども、それは、自分が責任を持って、課長のほうがですねカウントして、逐次きちんと、自分が命令してやらせているなら、その命令をした後の責任がきちんとしていけば、そういう、総務課がわざわざそういうのを調べてする必要があるのかなとちょっと思いました。そこはやはり、課長、残業を認めた課長に責任が、きちんとした処理をしてほしいなということを思いました。

それでですね、そうしましたらその後はですね、聞き取りをしてその後はどんなふうになるのでしょうか。これはですね、例えば、そういう聞き取りをしたら、どこの課が超えていますよというようなこと、そのあたりを、例えば副町長とか町長に上げる必要があるのではないかなと思うんですが、そういうシステムになっていますか。

○総務課長（本田隆裕君） 御指摘のとおり、各課長がですね、部下職員の時間外勤務の状況等はしっかり把握をして、あと予算がちゃんと足りているのかといったことも確認した上で、時間外勤務命令を出します。それから、総務課のほうで給与計算をしておりますので、時間外勤務の一月の時間外勤務を各課ごとにまとめて、職員ごとにまとめて計算をする必要がありますので、当然、総務課にも一月の時間外勤務時間数というのは上がってきます。そして、2役のほうにもですね、そこは各課の時間外勤務状況を把握してもらう意味でですね、町長まで決裁を回しております。

係の中でですね、同じ職員だけに時間外勤務が偏っているようであればですね、事務分担の見直し等を検討するように、各課長には伝えております。なお、通常の勤務において

ですね、一月に45時間を超える状態が複数月に及ぶような状況は、今はありません。

○9番（岩永宏介君） そうしましたら、時間外勤務を少なくするための役場内での全体的な取組があると聞いたのが、毎週水曜日に定時退庁日としている、そういう取組がありますよね。毎週水曜日を定時退庁日、だから5時に帰るということでしょう。その時間に勤務が終わったらすぐ帰るということなんですが、これは、守られていますか。

○総務課長（本田隆裕君） 業務遂行上、どうしても水曜日に残らざるを得ない場合が例外としてあります。しかし、今後もこの取組の趣旨を職員に理解していただいて、ワークライフバランスの取組の1つとしてですね定着していきたいというふうに考えております。やはり、上司が率先して早く帰庁する。あるいは、職員間で早く帰るように声をかけ合う、こういった職場の雰囲気づくりも大事であるというふうに考えております。

○9番（岩永宏介君） 毎週水曜日は定時退庁日というふうに、そういうルールがあるわけですが、何事もだけれどもですね、やはりルールというのは作った時点から年数がたつと、例外が出てきて、それが当たり前みたいになってですね、必ずほころびが出てきますよね、と思うんですよ。

それは全く有名無実化してしまうということが結構あります。だから、やはり、仕事を残ってするというのが1つは日本人の美德みたいなところがあってですね。ところが、本当に定時に仕事を終わってですよ家できちんとした用事があるという人にとっては、後ろ髪を引かれるというかですね、残りたいんだが残れないような人たち、そういう立場の人もおるわけですね。

だから、私は、そういうのはどっちかという、ルールをきちんと守る人間というのが評価されるという。だから、意外とですね、残ってから夜中まで仕事をしているとか、そういうのが今まではやはり日本の社会では、そういうのがですね評価されてきたんですよ。一時期そういうのが、時代の流れを見ていたらですね、それはやはりいけないということで改革をしたんだけど、世界から見て日本の労働者の労働時間は長いという、これは高校の教科書にも載っているんです、比較がですね。

だから、そういうのをですねやっぱり、命がけで仕事をするという、命をかけて仕事をする高度経済成長というのもあったんですが、それはやはり今の時期には合わないというか、価値観が変わってきているということ。だから、むしろそういう5時には役場を去らざるを得ないという人たちがきちんとできるため、そこに主眼を置いてですね、やはり

仕事は効率よく、役場で仕上げて帰るというですね、そのあたりを評価するような勤務評定もあると思いますが、そのあたりに軸足をですねぜひ置いて、仕事をしてほしいなというふうに思いますね。

それからですね今度は、今のとですね、休日の残業ではなくて、本当は休みの日、それから休日の勤務状況ですね、このあたりについてはですね、これは休日に勤務したということになると、私たちもそうでしたけれども、休日の勤務に対する振替休日がありますよね。その取得状況はいかがでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 正規職員につきまして、イベント開催などで土曜日とか日曜日に出勤の多い部署もありますし、土日出勤がほとんどない部署もありますので、職員1人当たりの土日勤務の平均時間数を出すことはしておりません。なお、所属長が、職員に土日勤務を命ずる際は、必ず振替休暇を取得させるようにしています。

○9番（岩永宏介君） そうですね。ここも疑問が残るのはですね、端的に言いますよ。そういう振替休日は必ず所属長がきちんと責任を持って取得させるということが、これは義務ですよ。建前ではないですよ。努力義務ですよ。努力義務というともたおかしいんですけど、必ずそんなふうに労働基準法でもなっているわけですよ。まさか、まさかですよ、帳簿上振替休日を取得した形でですね、処理していることはないのでしょうかね。

だから、結局、その日振替休日がとうとう当面の期間に取れなかった。だからそこに、今は印鑑を押すという出勤簿はないでしょうけれども、そういうことをやっているとなってくると、これはもう違法ですから法律上問題、だから、場合によってはこういうのがですね、今の時代いろんなところから、言葉は悪いんですけど、突っ込まれたときのですね。それではやはり困るというふうに思いますので、やはりここそ、これも課長ですよ。所属長がきちんとやっぱり取れているかどうかを、自分で命令をした分については必ずやっぱりきちんと処理をさせると、してもらおうということではしていないといけないと思います。

今度は、年次有給休暇です。年次有給休暇の取得状況はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 年次有給休暇についてですけども、正規職員1人当たりの年間平均取得日数は、令和4年度が11日、令和5年度が11日、令和6年度が12日で、ほぼ横ばいで推移をしております。イベント等で土日に出勤することの多い職員は、その振替休暇

を平日に取っていることから、年次有給休暇の取得日数が少ない傾向にあります。

○9番（岩永宏介君） これもですね、休暇取得の問題、年休は自分で取る取らないというのは自由と思いますが、そういう取りやすい環境を作るという意味ではですね、ぜひこれもやはりきちんと上司が取得をできるような環境を作るというのが極めて大事だと思います。

繁忙期というのは、毎年というか、この課においての繁忙期はどこにあるとかですね、わかるわけですので、例えば、その時期だけでもですよ、会計年度任用職員の人をですね増やすとか、そういう形で処理すべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） まずは、各課の状況をですねしっかり把握することが大事かというふうに思います。当然人が足りない場合はですね会計年度任用職員、当然、まず予算を付けて、そして会計年度任用職員を加配して、その年の業務を補完していくということも考える必要があります。

また、一方ではですね、D X等に取り組んでですね、業務改善、業務効率化を図ることも併せて必要だと思います。

○9番（岩永宏介君） そのあたりをきちんとですね考えてやってほしいと思います。

続きましてですね、今度はいろいろ聞いてきましたが、年次有給休暇について質問したわけですが、この休暇以外で、現在どのような休暇制度があるか。また、その取得状況を伺いたいと思います。以外の休暇ですね。

○総務課長（本田隆裕君） 年次有給休暇以外にですね、21項目の事由によって取得ができます特別休暇というものがあります。主なものとして、夏期休暇、子の看護休暇、妊産婦の保健指導健診休暇、忌引休暇、それから産前産後休暇などがあります。この休暇の中には、職員が積極的に活用しているものもあれば、ほとんど需要のないものもありますので、休暇の種類によって取得状況は様々です。

○9番（岩永宏介君） そうですね。休暇の種類によっては、それは取れないものもあるわけですから、取ろうと思っても取れないものもあるしですね。そういう状況だろうと思いますが。

そしたらですね、妊娠出産から育児まで、職員が働きやすい環境を作るために、役場ではどのような取組をされていますか。

○総務課長（本田隆裕君） ワークライフバランスの実現に向けて、職員が仕事と子育てを両立できるように、全庁挙げて応援をしていくために、職員の『子育てサポートブック』を

作成し、職員に周知をしております。

○9番（岩永宏介君） これは、今出てきたのは知らなかったんですが、何を知らなかったのかということですね、今おっしゃった職員の『子育てサポートブック』を作ったということですね。これは、どこが作成したのですか。

○総務課長（本田隆裕君） これにつきましては、本町独自に作成をしたものです。子育てに関する休暇だったり、それから給付金等ですね、こういった支援策というのは、多岐にわたっておりまして、子育て中の職員がそれらの制度をですね十分理解して、積極的に活用することで、子育ての一助になればという趣旨でございます。常に、庁内のイントラネットに掲載して、周知を図っております。

○9番（岩永宏介君） 本町独自で作成した、そういう『子育てサポートブック』ですかね、があるということで、そして庁内のイントラネットに掲載して周知を図っているということですね。

それでは、またちょっと違う問題について。ハラスメントの防止についてですね。3つ大体ずっと考えて質問していますが、ハラスメント防止についての関係を、今から質問します。役場やですね出先機関ですね、保育園とかにおけるハラスメント事案を把握されているか。また、それらの事案について、どのように対処し、結果はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○総務課長（本田隆裕君） パワーハラスメント、パワハラですね。これにつきましては、総務課に当事者や第三者からの相談、情報提供がっております。その対応としまして、当事者や関係者へのヒアリングを行い、事実関係の有無を客観的に判断して、ハラスメント行為が疑われる職員には、所属長から注意を促し、解決に導くようにしております。

また、総務課が継続的に介入し、経過を見ていった事案もあります。上司が業務上必要な指導と認識して部下に発した言動であっても、その対応によってはハラスメントと受け止められる場合もありますので、指導指示する場合は、その理由を明確に示し、感情的にならないように伝えているところです。

○9番（岩永宏介君） 今では事案があるということですかね。パワハラを受けた当事者や第三者から、今、総務課へ相談や情報提供があったということを確認したわけですが。

では次のですね、今度は職員を対象にした庁内でのハラスメントに係る研修は行われてきていますか。

○総務課長（本田隆裕君） 全職員対象の人権研修を毎年実施しております。また、昨年7月には全職員を対象に、職場のハラスメント防止研修を実施しております。ハラスメントに特化したですね研修はこれまでも実施してきておりまして、今後も実効性のある研修に取り組んでまいります。

○9番（岩永宏介君） もうこれは、ハラスメントの研修というのは法律が変わって、関係法令が変わってですね、これはもうしなければならないというふうになっていますので、今は人権研修を毎年実施しているということなのですが、ハラスメントに特化したですね研修というのは、もう義務になっていますので、時代がどんどん進んでいます。そのあたりを気をつけていただきたいと思います。

研修は行われているけれども、その実効性があるかどうかなんですよ、問題は。私が現役の教職員だった頃ですね、もう本当に情けないというかですね、教員の飲酒運転事案が頻発する時期があったんです。今でも時々出ますが、続けざまに飲酒運転、二日酔い、小中学校、高校も公私を問わずですね、そういうのがありました。県の教育委員会のほうから学校にも高校にも言われてですね。実効性のある研修をすることに、非常に頭を悩ませた時期がありましたけれども、実効性のある研修といいますか、言葉を換えるとですね、行動変容につながるような研修をやはりやらにゃいかんわけですね。意外とですねこれを研修する立場に立った人は、一生懸命自分でやるから自覚も出てくるわけですね。絶対に自分は飲酒運転はしないと。だけれども、出てきた人たちが全然、その当事者意識もなくですね、よそ事みたいな感じで研修を受けると、何の意味もなかわけですね。

それでですね、一般質問が終わった後、この場合は時間がないので、一般質問が終わったら、これまでのハラスメント研修がどういうものであったか、それは自分が経験がありますので、研修を自分で作り立てたこともありまして、北署に行ったりしてですね。課長に聞いてみたいと思っております。

では、現在はハラスメントに係る相談体制、そのあたりはどのようになっていますか。

○総務課長（本田隆裕君） ハラスメントの相談窓口は、総務課総務係としておりまして、原則2名で対応しております。事実関係の聴取後、ハラスメント防止委員会で処理することが適当であると判断した場合、または相談者が委員会での処理を求めた場合には、委員会がその対応にあたります。

○9番（岩永宏介君） 今の課長の答弁は、このタブレットの中に、私の一般質問の資料が載

っておりますが、職場におけるハラスメント防止に関する指針。御船町2019年2月の冊子が入っておりますが、これの12ページに今、そのあたりを読んでおられればですね、読んでいる人は、今の質問、答弁、そのあたりがよくわかると思います。時間も限られておりますので、後ででも読んでいただきたいと思います。

次の質問、2つ目ですね、12ページを読んでいけばよくわかる内容です。その質問は、町のハラスメント防止委員会で対応した事案はあるか。町のハラスメント防止委員会、町にこういうのができ上がっているのですが、そこで対応した事案はあるのか。それをお尋ねします。

○総務課長（本田隆裕君） 委員会に諮って対応した事案はありません。

○9番（岩永宏介君） それでは、ハラスメントの相談窓口が総務課総務係になっていますよね。役場内で起きたハラスメントの相談を、同僚に相談する。被害者はもとより、相談を受けた職員も対応が難しいのではないのでしょうか。私は、これはですね、そこをちょっと聞きます。お答え願いたいと思います。

○総務課長（本田隆裕君） 総務課としましては、相談者や相談内容の秘密保持に十分配慮するとともに、相談しやすい窓口となるように工夫していかなければなりません。御意見のとおり、担当職員も全てに対応できるスキルを持っているということではありませんので、必要に応じまして顧問弁護士など専門的知見を有する機関等へ相談しまして、助言をいただきたいというふうに考えております。

○9番（岩永宏介君） 秘密保持に努めているというのは当然なんですけれども、これはですね、私はハラスメントについて一般質問をしておりますが、議員になって間もなくですね、さっきの、この2019年の冊子、ハラスメントに対応する冊子がこれに載っておりますが、これは2019年にできているんです。だから2019年、その前後、私がまだ議員になって間もなくですが、ハラスメントについて質問をしたときにこれを見ていました。だから、そのときも申し上げたんですけれども、自分が受けたハラスメントを同僚に相談ができるのだろうか。私だったら絶対しませんよね。秘密保持はあるにしても、やっぱりしたくないですね。だから、そういう意味でもですね、これが変わってない。変わっていません。それから冊子もハラスメントがこれほど多種多様になったならばですね、当然これは見直していくべきと。まあ、見直されると思いますけれども。見直していくべきだろうと思います。

もう既にですね、その頃の2019年当時とは違って、昨今はもっともっといろいろ多種多様なハラスメントが問題となっています。既に、全国の自治体の中には改革を進めているところもあります。御船町役場も改革を進めるべきだろうというふうに思います。

ほかにですね、この町役場の相談窓口だけではなくて、被害者が相談しやすい外部の相談窓口はないのか、そこをお尋ねします。

○総務課長（本田隆裕君） 相談窓口といたしまして、熊本県公平委員会、熊本労働局総合労働相談コーナー、熊本総合労働相談コーナー、熊本県市町村職員共済組合の健康心の相談ダイヤルなどがありまして、職員に周知をしております。

○9番（岩永宏介君） 今、おっしゃいましたけれども、これは、労働者関係の部署ではなくてですね、やはり公務員でしたらここに今、課長がおっしゃいましたけれども、熊本県の人事委員会がこういう相談窓口を持っていますので、そのあたりを利用したほうがやはり一番いいんじゃないかなと思っております。既に、ここに自分が受けたハラスメントについて、相談をしたという方もいらっしゃいます。これをですねやはりきちんと、今、引き続きと言われましたので、周知はされていると思いますが、それをきちんと全体に周知するということが必要だろうと思います。いかがでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 引き続き周知に努めてまいります。

○9番（岩永宏介君） ハラスメントも多種多様あるというふうに言いましたが、昨今はカスタマーハラスメント、カスハラが社会問題となっています。御船町役場ではどうでしょう。回答を求めます。

○総務課長（本田隆裕君） カスタマーハラスメントは、顧客である立場を利用して、不当で理不尽な要求をする行為です。サービスなどの改善を目的とした正当なクレームがある一方で、過剰な要求や不当な言いがかりをつける悪質なクレームもあります。本町においても、時間拘束型、リポート型それから暴言型、こういった行為が見受けられます。

○9番（岩永宏介君） いろいろカスハラのパターンといいますか、型ですね、それを分けて見受けられるとおっしゃいました、役場においてもですね。カスハラが原因となって職員が離職していく事例も報道されている昨今です。先進自治体ではですね、カスハラ防止条例を制定していると。御船町でもですね、もういち早く、こういう先進地に倣って条例を制定する考えはないのか、答弁を求めます。

○総務課長（本田隆裕君） カスハラ行為への対応につきまして、職員を守る観点から、まず

は、職員向けのマニュアルを作成したいと考えております。また、外部からかかってきた電話の内容を録音するとともに、録音していることを自動音声で伝えるシステムを導入する方法もありますので、今後検討してまいります。

○9番（岩永宏介君） 検討するということですので、検討ではなくてですね、職員を守る観点が必要なわけですよ。離職者、人材の流出、そのあたりをぜひ計画的に進めてほしい、喫緊の課題と思います。

それですね、いろいろ各種ハラスメントについて、アンケートを1回ですね、やはり最初は実態を把握する意味で、アンケートを実施して対策を講じる必要があると思いますので、どんなぐあいでしょうかね。そういうので、もう早くやはりやるというあたりを、その意思をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） ハラスメントに関するアンケートを実施することは、ハラスメントに関する職員の認識や経験など、実態を把握することで、職場環境改善に役立ちます。また、パワハラ行為の抑制など、パワハラ防止への意識醸成が期待できます。そのようなことから、まずは、他自治体の事例も参考に、アンケートの手法などの研究を始めたいというふうに考えております。

○9番（岩永宏介君） またその取組、そういう検討する、あるいは考えておるということですので、また改めてですね、また別の日に、アンケートについてそういうのがどこまで進んでいるかは、確認をしたいと思います。

時間が迫っておりますので、質問を終わるにあたってですね、ちょっと私の考えあたりを最後にまた述べさせていただいて質問を終わろうと思います。

こういことです。いろいろ調べました。俗にパワハラ防止法と呼ばれる労働施策総合推進法は、パワハラを定義をいっぱい規定しております。それぞれの定義を行っています。そして、これは町長にちょっと、頭に入れておられるかどうかはちょっとわかりませんが、入れてほしいなという気持ちです。

今、役場職員の雇用主は、首長の藤木町長なんですよ。その雇用主たる首長は、それに該当する行為から職員を守らなければならないという法律上の義務があることをうたっています。これが、新しいあれですよ。そういう時代なんですよ。だから、このことを真摯に捉えて、全職員を対象にハラスメントに関するアンケートをよく熟慮した上で、そういう実態を把握して、計画を作って、アンケートを作って、実態を把握して、ハラスメン

トの撲滅はもとよりですね、課長が今日ワークライフバランスというのを4回ほど使われましたけれども、これなんですよ。ワークライフバランスを考慮した就労環境の構築を、ぜひとも急いでもらいたいというふうに思います。もう、答弁は求めませんので、また次の回の。

もう時間もまいりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（森田優二君） ここで3時10分まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時01分 休 憩

午後3時10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○11番（福永 啓君） 一般質問を行います。

先日、御船町合併70周年式典が開催されました。その祝辞の中でもありましたが、御船町は70年前にできた町ではなく、その名前の由来は古代史まで遡り、加藤、細川の時代には、県内第一の町として栄えたという記録もあります。その後、明治を経て大正になり、文明開化とともに交通が発達し、御船の名は影を薄めましたが、昭和30年1955年の合併に際しては、町名を御船町と残しました。70年前の合併当時の人口は2万3,274人と記録され、今と比べて6,000人ほど多かったことになります。

人は町の力の源です。人口に関しては、定期的に町の認識をただすべきと考え質問します。

その他2点質問しますが、個別の質問は質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の1、御船町の人口推移についてお答えを申し上げます。

本年、御船町は合併70周年を迎えました。町の人口は、令和7年3月末現在で1万7,290人となっております。合併当時の人口2万3,274人と比べますと、熊本地震後の期間を含め、人口は減少しておりましたが、令和2年以降、熊本地震からの復興やコストコなどの企業誘致、子育て支援等の効果もあり、増加傾向で推移をしております。

また、令和5年度は人口増加率が県内で1位となりました。今後も本町に多くの方が住んでいただけるよう、またこれからも住み続けたいと思っていただけるよう、活力と魅力のあるまちづくりに取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○11番（福永 啓君） まず、ただ今も引用しましたが、熊本県が編さんしました市町村合併史の一文から紹介します。資料1を御覧ください。

御船の名は、昔、景行天皇御巡幸のとき、船をこの地に着けられたことに由来すると伝えられています。また、古くから阿蘇家の支配地であり、戦国時代には、御船阿波守の居城、続いて甲斐宗運の居城となり、御船の名を高らしめた。続く、加藤、細川の時代には、豪商の町御船の名は関西まで知られ、県内第一の町として栄えた。その後、明治を経て大正になり、文明開化とともに交通が発達するに従い、御船の名は影を薄めたが、昭和30年の合併に際しても町名は御船町を残した。

これですね、景行天皇の名前が出てきますが、これって歌舞伎や映画にもなった、古代史のスーパースター、ヤマトタケルと、そのお父さんの話なんですね。それぐらい昔からの話なんです。その景行天皇の話というのは、九州内には山とありまして、県内の町の名前だけでも、例えば御船を筆頭にですね、津奈木町、これもそうなんですよ、景行天皇に由来した町です。それと御船と恐竜つながりでもある御所浦、御所ですからね、これも景行天皇のつながりなんです。そしてですね、御船の名前が出てくるのは、古代史のみではありません。平安末期の壇ノ浦の戦いで那須与一の矢を受け止めた絶世の美女、玉虫御前は、滝尾の玉虫出身と言われています。今も玉虫寺がありますよね。南北朝あたりからはですね、実際に資料も具体的となって、阿蘇家の一族、御船河内守盛安が御船城主となり、戦国時代には、先ほども言いましたが、御船阿波守行房が阿蘇家に反旗を翻したんですね。そして、甲斐宗運に打たれ、その功により、宗運は御船城城主となり、御船千町を阿蘇家から与えられ、その地を支配したというふうになっています。

その後、明治における西南戦争等々、御船の歴史を語るだけで、この一般質問は1時間ですね、終わっちゃうような感じがするんですが、これほどの歴史を誇る御船町なんですが、それがですね、まちづくりに活かされているかといえ、決して十分ではないと思います。

町長、いかがお考えですか。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

御船町は素晴らしい歴史と伝統、文化のある町であります。近代日本の基礎づくりに貢献した5人の先哲をはじめ、日本を代表する版画家・彫刻家の1人である浜田知明先生や

歌壇最高となる遼空賞を受賞された歌人、河野裕子さんなど、全国に誇る偉人も多数輩出している町であります。

この歴史と伝統文化を後世にしっかりと継承するとともに、町内外へ情報発信に努め、魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（福永 啓君） 御船は恐竜だけではない御船町なんです。これだけの歴史を誇る御船町、町自体のポテンシャルは相当高いと考えています。しかし、合併以降御船町の人口は減少を続けてきました。最近減少傾向から回復傾向に転じてはいますが、それでも合併時に比べれば6,000人ほど減少しています。

旧町村ごとに見ていきたいと思います。資料2を御覧ください。これが旧町村ごとですね。まず御船町の合併時と現在ですが、先ほどから申し上げておりますとおり減少していますよね。約25.6%ですか。この減少はですね、よく日本全体における少子高齢化と結びつけられがちです。確かに、近年は、その影響があるんでしょう。人口減少の加速要因であることは間違いなくと思います。しかしですね、トータルで見れば、その観点は実は当てはまらないんですね。まず、日本全体の人口の推移はこれです。増えているんですよ。御船町は減っているんだけど、日本は増えている。熊本県は大体横ばいですね。

ところが熊本市とか、ついでにこれは福岡市なんですが、これを御覧いただければ、都市部では人口爆増です。しかし、御船町では人口減少だったんですよね。この現実はどう認識していますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 合併以降、御船町の人口が減少した理由は、いろいろな要因があると思います。高度経済成長の中で、集団就職など地方から都市へ人口の流出が多かった時代もありました。進学や就職による若者の流出及びライフスタイルや価値観の多様化などが要因ではないかと思います。

○11番（福永 啓君） 70年トータルで見れば、日本の人口は増えているわけですから、実はですね、約半分の都道府県、これは人口増だったんですね。ところがここ数年を見てみるとどうでしょう。日本全体が人口減、その中で、人口が増えている都道府県は半分から8つになってしまいました。増加率が高いほうから、東京都、沖縄県、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、そして滋賀県です。これですね、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、福岡については、いわゆる大都市圏ですので、自然減が多いんですよね。自然減が多いところなんです。この人口が増えている大都市圏で、2017年から2023年まで、自然減

のランキングをちょっと出してみたんですが、本当に東京は47都道府県で第3位、下から3番目です。そして、神奈川4、埼玉5、千葉6、福岡8です。自然減が非常に多いところなんです。しかし、一方ですね、このように総人口は増えている。ということは、これらの大都市の人口増は、社会増のみに頼っているわけなんです。

ところがですね、この一方、数少ない人口増都道府県の中に、明らかに大都市圏外の都道府県がありますよね、2つ。沖縄、そして近畿では唯一、大阪でもですね兵庫でもですね、沖縄でもなくて、滋賀県です。この2県はなぜ人口増を成し遂げることができているのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 沖縄県は、合計特殊出生率が高いこと、また出身者のUターン意欲が高いことや、温暖な気候や豊かな自然など、魅力があるため、移住者を含む転入者が多いことなどが要因と考えられます。滋賀県については、大阪府や京都府へのアクセスが容易であるほか、大規模な工場があり、安定した雇用があること。大都市と比べ、自然環境がよく、ベッドタウンとして発展してきたことが要因と考えられます。

○11番（福永 啓君） 県と市町村は違うと思わないほうがいいですよ。都道府県をこの市町村に置き換えても共通するところは多々あるんですね。実際、御船町でも大都市圏で起こるというドーナツ現象が起きていますよね。このように、今の沖縄県そして滋賀県の例は、御船町の人口増にとっても非常に有益なヒントが含まれていると思います。ここについては、ぜひ研究していただきたいと思います。

さてですね、次は地域別に見ていきたいと思います。資料3を御覧ください。合併以前の御船町と、合併以後の旧御船地区、大字でいえば、旧御船地区は御船、辺田見、滝川になります。まず、この地区の人口の推移は御覧のとおり、こうなっています。減っているんですね。平坦部が増えているというイメージだったんですが、ここの3つで合わせても減っているんです。原因は簡単ですね。先ほどもちょっと申しましたが、町の中心部である大字御船地区です。ここが右肩下がりにずっと減っているんですよ。逆に辺田見と滝川地区は人口が増えている。いわゆるドーナツ現象が起きているわけなんですね。

続きまして、合併以前の滝水村と合併以後の旧滝水村の地区はこのとおり減っています。激減といってもいい。しかしですね、実はこれでも滝尾の団地造成で相当影響されているんですよ。緩和されているんです。旧水越村は、記録がある昭和10年では1,152人でした。これからすれば、合併時は大体1,400人ぐらいになっているじゃないかなと推察できます。

一方現在は257人ぐらいなんです。もう5分の1以下です。激減です。七滝よりはるかに減少ですよ。そしてですね、これも合併以前の七滝村と合併以後の旧七滝村です。ここはまあ、なかなかイメージとしてわからないかもしれませんが、合併以前は御船地区、御船町の御船、今さっき言った、御船、滝川、辺田見、この地区を合わせて同じ人口があったんです。いや、ちょっと多いくらいですね。しかし今は激減です。そして、合併以前の木倉村と合併以後の旧木倉村地区ですね、ここは、御覧になってわかるとおり、人口はほぼ変わっておりません。合併以前の高木村、豊秋列村と現在の旧高木村、豊秋列村では、逆に人口が増えています。

この現状を、執行部としてどう考えますか。また、どのような対策が必要と考え、今後、どのような対策を講じていくのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 本町では、昭和50年頃から、熊本市のベッドタウン化に向けての動きがあり、現在、熊本市に近い木倉・高木・小坂校区は人口が増加しております。熊本市から遠方にある中山間地域においては、ベッドタウン化の恩恵が受けにくく、少子高齢化が進み人口が減少したと考えられます。大字御船地区の人口減については、もともと商店が多く建ち並んでいたこともあり、道路周辺に宅地開発ができる土地が少なく、住宅地としての広がり難しいことなどが考えられます。

人口が減少している地域においては転入者の増加を目指し、今後も移住定住に向け、取り組んでまいります。

○11番（福永 啓君） 中山間部の人口増対策はよく言われますが、この本町地区の人口増対策としてはですね、いい例が1つあるかなと考えたんですね。猫しか歩いていなかったシャッター街、これを昭和の町として復活させた豊後高田市、これは面白い施策を行っています。ここではですね、空き店舗を町が買い取って、新たにきれいにして、そしてですね、そこを整備して店舗兼住宅として全国から創業者を公募。つまり、移住者からすれば、住宅も仕事も、そして自分の夢も手に入ると。まとめて手に入るというような施策ですよ。

これですね、ここの人口なんですが、もう2万人ちょっとなんです。御船とそんなに変わらない。これは、御船町でも検討されたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） お答えします。

今後ですね、募集する予定の御船町商工会所属予定の地域おこし協力隊の方のミッショ

ンの1つが、本町通りの活性化というふうになっております。随時ですね開催される商工会理事会には、商工観光課も必ず出席し、商工会と意思の疎通を図っています。本町通りの活性化については、商工会、地域おこし協力隊、町と一緒に進めていきたいと考えております。

○11番（福永 啓君） ちょっと質問と答弁がかみ合っていないような気もするんですが。課長、あのね、あそこの豊後高田市、ここに行ったことがありますか。それとこの施策ですね、これは見聞きしたことはございますか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） はい、話はいろんな話を聞かせていただきまして、また現地の写真であつたりとか映像等は確認はしておりますけれども、実際に現地に足を運んで、その町並みを体験したことはございません。

○11番（福永 啓君） 私は、議員に成り立ての頃に1回ですね、産業厚生で行きました。まあ、皆さんの感想は一緒でしたよね。「これは本町通りじゃん」「うちと一緒にじゃん」というような感想でした。ところがですね、また最近行ってまいりました。変わっていましたね。やっぱりここで差が出てきたのかなというふうに思いました。肉屋があつて、コロッケ屋があつたんですが、案内してくれた方が、「黙っててよ、あんまり大きな声で言わないでよ。億なんですよ、この売上げ」と言っていらっしゃいましたね。実際にそこで商売ができています。そこもですね、昔から歴史と伝統のある町だったとお聞きしています。御船と環境も一緒、これはですね、ぜひですね研究されてみると、本当にこれもいいモデルになってくるかなと思いますので、ぜひですね研究されて、さっきおっしゃったように商工会とともに取組とかを進めることがあれば、研究されてみるといいのかなと思いました。

続きまして、今回はですね、細かい分析やそれぞれの対策に関する評価までは行いませんが、人口増対策としてですね、私も過去一般質問で必要性を申し上げましたし、ほかの議員の方々からもたびたび出ていますが、住宅政策ですね、これについて、現在の検討状況の説明をお願いいたします。

○まちづくり課長（西本和美君） 空き家の利活用を主として、その他の手法でも対策できないか、関係課で協議を行っているところです。また、県外からUターンで中山間地域に転入する18歳未満の世帯員を含む世帯に対する補助について、本年度予算に計上しており、間もなく開始いたします。

○11番（福永 啓君） 日本全体の人口なんですが、実は、世界規模で考えれば、国連加盟国193カ国中12位と、まだまだ人口は多い国なんです。G 7 諸国で比べれば、これはアメリカに次いで第2位です。パイこそ小さくなっているものの、まだまだパイ自体は相当巨大なんです。国内では今後、そのパイの激しい奪い合い状況になるのではないのでしょうか。そうなれば、おのずと地域間競争が激しくなり、自治体における人口格差も広がっていくと考えられます。

資料4を御覧ください。これは県内における市町村別の推移です。左側の図は以前に示しましたが、右側が最新ですね。このようにですね人口が増えている町は、県内でも減ってきています。熊本市も人口減に転じました。しかしまだ御船町は人口増で踏みとどまっています。

続いて資料5とですね資料6も見比べていただきたいと思います。これはですね、御船町月別の人口をグラフにしてみたものです。資料5が以前にここでお示したグラフ、そして資料6が最新のグラフです。御船町の人口が長期減少傾向から回復基調に変わっていること自体は変わりありませんが、その回復の勢いに陰りが見えてきたとも見えますよね。それは、ほかの資料でも実は如実に表れているんです。御船町は県内一番の増加率という新聞記事がありましたよね。先ほど町長も言われましたけど。その新聞記事時点では、5カ月連続で、県内1の増加率だったんです。

次に資料7を御覧ください。この資料7は、その新聞記事が載って以降です。どうなっているか。西原村に1位を明け渡しちゃいましたね。そして、その明け渡して以降は、ずっと1位に返り咲くことができず、最近はずっとプラスこそ続けているものの、まあ、ギリギリのあたりで踏みとどまっている状態です。

これはですね、やっぱり今だと思うんです。ここがやはり正念場だと思うんですね。本当に今ね、矢継ぎ早に対策を講じていなければ、いつ激しい地域間競争からこぼれ落ちるかもわからないような瀬戸際かもしれないと思います。御船町の人口増という現状に安住することなく、危機感を持った対応が必要だと、強く感じます。

これで、人口に関する質問は終わりますが、最後に人口についての町長のお話をお聞かせください。

○町長（藤木正幸君） 私自身、町に勢いがあるところに人が集まるというふうに思って政策をとってまいりました。人口増が続くように、今後も雇用の創出のための企業誘致や子育て

て支援などに取り組み、若い世代をはじめ、多くの方に、本町に来ていただくこととともに、現在本町に住んでいる方に、これからも住み続けたいと思っていただけるように、活力と魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○11番（福永 啓君） 日本全体の人口はどうせ減っていくから仕方がないとかですね、などと思ってしまったら、その時点で地域間競争は負けだと思います。厳しい現状を認識しながらも、町の人口を増やしていくんだという覚悟と信念がなければですね、人口を維持することも、仮に人口が減少した場合、そのスピードを緩めることさえ難しいと思います。

続きまして、第2点、町道・農道等町管理の道路の維持・管理・保全についての質問に移ります。

○町長（藤木正幸君） 2、町道・農道等町管理の道路の維持・管理・保全対策について、お答えを申し上げます。

町管理道路の維持管理については、管理者である町が実施しており、一部については、地域の皆様の協力のもと、草刈りや清掃等を行っていただいているところであります。町では、地域の皆様の草刈りや清掃等に対して、町道等管理報奨金の交付や原材料支給、重機借上げ等を行っております。また、令和6年度からは中山間地域において、負担軽減を目的に道路等管理作業サポート事業を試験的に行っております。引き続き、各種事業の効果の検証、地域の課題等の聞き取りを行い、実態を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行っていきたいと考えます。

今後も、地域の皆様の協力をいただきながら、持続可能な維持管理ができるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○11番（福永 啓君） やはり、町民から一番多いのは、道路関係なんですね、要望としては。そこで、お聞きしますが、御船町が管理する町道等の道路に対する維持管理費ですが、これはですね他町と比較して、どうなんですか。郡内でも、山都町はですね、ちょっと事情が異なると思いますので、甲佐町、嘉島町、益城町と比較した場合は、どうなんでしょう。

○建設課長（藤本裕也君） 郡内の他町と比較をしますと、維持管理費の予算につきましては、甲佐町、嘉島町、益城町の3町に比べ、低くなっている状況です。

○11番（福永 啓君） ですね。このように御船町が比較的道路の維持管理に係る費用が安いんですが、それは何でですか。

○建設課長（藤本裕也君） 予算につきましては、各町の財政規模、また町道等の現状に応じて決められていると思いますので、予算だけの比較はできないと考えております。

○11番（福永 啓君） 地域の方に管理していただいている町道部分なんですけど、以前の議会での質問でもありました。これ本当は町の管理なんですよ。もし、業者に委託すれば年間2億円程度かかるんですけど。御船町の町道管理に関する費用が他町に比べて比較的安く済んでいる大きな理由とといいますか、いや主な点は、ここじゃないんでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） 地域の皆様に管理をしていただいていることですね、維持管理に係る予算が抑えられることは認識しております。

○11番（福永 啓君） 例えば、地域の方々に支払われている道路管理報奨金の金額ですが、これはいつ見直されたのでしょうか。そしてですね、町が土木工事等を業者に依頼する際の作業単価、これはどのように見直されていますか。

○建設課長（藤本裕也君） 令和5年度に見直しを行っております。また土木工事業者等に依頼の際は、建設物価等を参考に随時算出を行っている状況です。

○11番（福永 啓君） 今、令和7年ですよ。業者に対しては物価に合わせて随時見直して、住民の方々の協力に対しては、物価に合わせていない、これはいかがなものなんだろうかね。住民は営利でやっていらっしゃるわけではないんですが、善意の方々に対して、実質負担増を強いていることになってしまうんですよ。やはり、道路管理報奨金、これもですねきちっと物価に合わせないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） 道路等管理報償金については、先ほど答弁しましたとおり、令和5年度に増額の見直しを行っており、また、令和6年度からは道路等管理作業サポート事業を試験的ですが実施しております。今後、物価や地域の実情を踏まえ、見直しを検討したいと考えております。

○11番（福永 啓君） 見直しをよろしくお願ひします。また、さっき言った道路サポート、中山間部に限った制度を平坦部に導入する計画自体はありますか。人口問題でも過去に、今触れましたけど、平坦部でも高齢化が進んだ限界集落と言えるものがあるんですよ。同じような状況にあるにも係わらず、同じ町内で、一方では制度の適用を受けて、一方では制度の適用を受けないということ。これはちょっと公平性を欠くように思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） 道路等管理作業サポート事業は、令和6年度より中山間地域にお

いて、試験的に実施をしております。現在は、試験的な取組としており、事業実績、また区長さんからの聞き取り等を行っており、検証並びに地域の実情を踏まえ、今後は必要に応じて、区域の見直しを検討したいと思います。

○11番（福永 啓君） このような問題というのは御船町に限ったことではありません。多くの自治体が同じ悩みを抱えています。そして、いろんな施策も講じているんですね。御船同様、地域における取組も、これは多いんですよ。また防草シート等を活用し、除草経費自体を削減している例や、透水性舗装、これですね、側溝に流れ出る雨水を削減して、側溝浚渫の費用を削減している例、芝などの低成長植樹により除草頻度の削減の例などですね、そもそも管理する手間を削減する取組も多いんです。そして、道路の管理は、路面だけではないですよ。道路に覆いかぶさっている木や竹、これも課題です。

これらの課題解決には、場当たりの対策ではなく、持続可能な取組が必要不可欠です。町は今後、どのような対策を講じていくのでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） 各地域で行う作業に対して資材の支給を行っており、防草対策としての防草シートや生コンの支給など、今現在増えている状況であります。道路に覆いかぶさった木や竹については、土地所有者への連絡、広報紙等での注意喚起、また地域において伐採される際の重機借上げ等の費用の助成を行っております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、今の方法だけでは、町道の維持管理ができなくなることとも想定されます。これら課題解決には、先進的な事例の研究、道路工事の際に法面防草対策を併せて行うなど、持続可能な取組の構築を今後も検討してまいります。

○11番（福永 啓君） 時間も迫ってまいりました。続きまして、3点目、これがメインイベントかもしれません。廃棄物処理施設整備計画案について質問します。

○町長（藤本正幸君） 3番、廃棄物処理施設整備計画案について、お答えをいたします。

御船町上野の廃棄物処理施設整備については、事業への理解が進むよう、事業者や広域連合、御船町が必要な説明を行ってまいりました。しかしながら、町民の方々から、御船町に廃棄物処理施設建設が進められていることを知らなかったなどといった事業の進め方に対する疑念の声や、事業が地下水など環境に与える影響について心配する意見などをいただいております。

本町は、これまで説明会の開催や町広報紙などを通じて、定期的に情報を発信するなど、誠意を持って取り組んでまいりましたが、結果として、このような声や意見があるという

事実を受け止め、今後も丁寧に対応していくことが重要であると考えております。

環境アセスメント手続は、本年度末をめどに終了する予定であり、その後、5町による事業の適宜判断が行われます。引き続き施設の立地が予定されている町として、事業者の環境アセスメント手続が適正に行われるよう注視するとともに、事業に関する正確な情報を町民の皆様にお伝えできるよう、町の情報発信に取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○11番（福永 啓君） 先日の議会報告会でも多くの時間を割いたのはこの問題でした。その中でもですね、幾つか我々の議会として確認してきたことと違う認識に至った主張がありましたので、お聞きします。

まず、産業廃棄物、これがですね、九州全土から御船町に集まってくるのではないかと懸念です。これまでですね、産業廃棄物に対する町や企業の説明を要約すれば、産廃は、排出業者が責任を持ち、都道府県内で処理をすることが望ましいと。しかし、熊本県では、産廃の域内処理ができず、相当量が県外に運び出されている現状があるので、産業廃棄物の県外排出をできる限り抑制する必要がある。

また、御船に予定される施設の処理能力は、県外に搬出されている産廃の量よりも少なく、施設の規模としても課題ではない。ただしですね、災害発生時、これはですね、他県からの廃棄物の受入れもあり得ると。ざっと言えばこんな内容だったかなあとと思います。

特に、企業の説明会では、特に域内処理、域内処理と強調されていましたね。おおむね、そのような認識で構わないのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

廃棄物処理法において、一般廃棄物と違いまして、産業廃棄物につきましては、県境を越えて広域的な処理をすることを制限する規定はございません。しかしながら、熊本県の廃棄物処理計画には、県外に持ち出されている産業廃棄物の量が県内へ搬入されている量より多い状況が続いていることを踏まえまして、県外搬出をできるだけ抑制し、県内で処理ができるよう、県内の処理体制の確保を進める必要があるというふうにされております。

また、都道府県ごとの施策によりまして、域外からの産業廃棄物の搬入に際して事前協議を求めるなど、間接的に搬入制限または抑制を図る取組が行われておりまして、熊本県も要綱により事前協議を求めているところです。

事業者においては、このような熊本県の課題を捉えまして、説明会などで熊本県内の処

理をメインとしたいということを発言されてこられたものというふうに認識をしております。

○11番（福永 啓君） 以前はですね、域内処理というのが原則というか、前提というか、まあ目安というか、そのようなものだったんですが、前回の意見交換会で、今ですね、それが域内処理から広域処理へと方向性が大きく転換したと。この方向転換により産廃が九州各県を含み、県外からも御船町に集まってくるのではないかと。そういった指摘がありました。もしそうであるとするならば、これまでの我々の理解とちょっと違うというふうになるんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

産業廃棄物に関して必要な処分場の建設、収集運搬等の許可につきましては、これまでも都道府県単位で行う制度となっておりまして、このことは、現在においても変わっておりません。近年、国は広域処理へ方向性を転換したという御指摘につきましては、平成15年頃に創設されました産業廃棄物の広域認定処理制度のことを言われているものというふうに承知しておりますが、この制度は、製造業者等によるリサイクル化等の促進を図るために都道府県による収集運搬の許可を不要とする特例制度でございますので、全ての産業廃棄物に適用されるものではございません。

また、本制度の特例を受け入れる事業者が現在増えておりまして、再資源化に寄与する広域処理の促進が図られていることは承知しておりますけれども、本制度が適用される事業者はパソコンやバイク、リチウムイオン電池等でありまして、製造業者による高度な再生処理が期待される事業として、大臣に認定された事業に限られるものでありますので、本町に計画されている事業には適用されるものではないというふうに確認をしています。

○11番（福永 啓君） しかしですね、その限定された広域処理がある意味拡大解釈されて、将来的に御船町に県外の産廃まで集まってしまうという、そういうおそれはないんですかね。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回の事業内容が、中間処理のみでありますことを踏まえますと、他県においても、この中間処理については当然に施設が存在しますので、輸送コスト面から、県外から多量の産廃が県内に持ち込まれることは現実的ではありません。

また、熊本県で発生しております廃棄物が県外に搬出されている状況も踏まえますと、

おのずと県内メインになるものと認識をしています。また、先ほど答弁をいたしました、熊本県においても、県外からの搬入の際に事前協議を求める制度もございまして、抑制効果が働くものというふうに認識をしています。

仮に事業者が処理能力を大幅に拡大しようとする場合にあっては、熊本県の許可なく、大幅に処理能力を拡大した場合については、これは法律に罰則が規定をされてございます。加えて、土地の貸付者としても制限することも可能であるというふうに考えております。

○11番（福永 啓君） 上益城広域連合は土地の地主ですからね、最終的にはそこで止めることも、破ったら可能であるということなんですね。

続きまして、これは計画変更の経緯に至る説明なんです、これですね、やはりたびたび同じような質問が出るんですが、住民に対する説明もなし、議会に対する説明もなしに、ルールを破った経緯じゃないかと。町はですね、以前の計画に比べ、より良い計画であると判断したので、計画の変更を検討していると、これは再三説明していますが、これはルールを破ってもより良い計画だったら変更すべきなんですかといった意見もありました。この意見に対する執行部の見解を求めます。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

熊本県を通じまして、民間事業者の事業計画が5町の首長に提案されて以降、議会や住民の皆様に説明するためには、事業者の実績、それから事業計画が検討に値するかなどについて確認する必要がございましたので、公表するまでに期間を要したことを含め、一連の経緯についてルールを逸脱しているという認識はございません。

しかしながら、5町の首長の確認や検討を行い公表していた矢先に、予期せぬ新聞報道によりまして、断片的な情報が広がってしまったことで、結果として多くの皆様に不信感を与えてしまったことについては、情報管理や情報公開の時期などについて、課題があったというふうに認識をしております。

○11番（福永 啓君） そうですね。またですね、この経緯でやはり県と各町の町長が何かですね、秘密裏に計画変更を検討していたんじゃないかという懸念もですね、やはりどうしても再三聞かれるんですよ。これについては、どう答えますか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

令和3年3月に熊本県を通じまして、5町の首長に民間事業者からの提案がなされ、令和3年10月に、議会や住民の皆様に説明するまでの約6カ月間においては、様々な確認や

検討が行われていたことは、ただ今申し上げたとおりでございますが、対外的に事前説明などは行われてきませんでしたので、結果として、議員、先ほどあったように秘密裏に進められていたという疑念が広がったものというふうに認識をしております。

繰り返しになりますが、この期間、6カ月間につきましては、5町首長や県副知事、県職員で提案のありました事業計画の実現性、それから安全性を確認するため、また、事業スキームの確認や課題検討、事業者の施設の視察など、議会や住民の皆様の説明するための準備を行っていた期間でありまして、決して秘密裏に計画変更を進めていたというものではございません。

このことは、これまでも議会や説明会などで繰り返し説明させていただいておりますけれども、現時点においてもそのような御指摘があることは真摯に受け止めて、今後も丁寧に説明をしていく所存でございます。

○11番（福永 啓君） はい、わかりました。そしてですね、これですね、議会報告会で出た意見の中で、これまでの認識と全く異なり驚いた部分でもあるのですが、従来、昔の一般廃棄物処理計画では、分別、リサイクル、焼却、埋立最終処分ですね。し尿処理も含めて、一体的に整備する計画であったと、実は理解していたんですよ。しかしですね、候補地公募時には、埋立最終処分場の計画はなかったと。公募された方々もですね、埋立最終処分場がないことを前提に応募されていたと。もし、最初から埋立最終処分場が含まれていることを周知して公募されていたのならですね、地域からの応募自体なかったんじゃないかという意見もありました。

またですね、当初、最終処分場は不要な計画案だったが、熊本地震以降に最終処分場の整備が追加されたという意見もありました。これを受けましてですね、私は以前町から提供された公募の資料を見たんですが、確かにし尿処理とごみ処理の一体化という言葉はありましたが、最終処分場という文言はありませんでした。これに関してはですね、今までの議会、私たちの認識と町民に対する説明と矛盾してくる部分が出てくる可能性もありますので、このあたりの経緯を御説明ください。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答え申し上げます。

議員から御指摘をいただきましたので、当方でも改めて過去の資料を確認をさせていただきました。結果として、公募時に使用された資料のうち、一部の資料に議員御指摘のとおり最終処分場の記載がないことが確認できました。しかしながら、それ以外の資料や公

募や説明会、候補地決定後の地区説明会で使用された資料、それからスライドには最終処分場の整備が示されておりまして、また候補地決定後に地元地区の希望者を対象に行われた視察においても、最終処分場を視察していることを踏まえ、最終処分場を整備することは説明がなされていたものというふうに認識をしています。

また、当時の協議会それから多くの議員の皆様にも、最終処分場が計画に含まれていることは周知説明されていたことを、これは確認をしています。

また、熊本地震以降に、それまで不要であった最終処分場の計画が追加されていたのではないかなという御指摘につきましては、地震前の平成28年3月に5町1村で策定しております広域処理基本計画に既に最終処分場が整備されることの記載がありまして、その計画を基に公募がなされていますことから、そのような御指摘はあたりません。

○11番（福永 啓君） では、予定地以外の方々の町民についてはですね、以前の計画についても、何か知らないうちに最終処分場まで計画されていたんだという声も聞こえてきます。これについてはいかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

従前計画における最終処分場は、用地公募の際に配布された公募チラシにも記載がありますので、最終処分場が整備されることを隠されたものではありませんし、後から整備が追加されたものでもございません。

また、応募された地区が、応募に際して、どのように合意形成を行われたかについては承知をしておりませんが、用地決定後に古閑原・古閑迫地区のみならず、上野地区においても最終処分場を含む各施設の一般的な構造を表示して説明が行われていることを確認してございます。

しかしながら、全ての方々が計画について御理解はされていたかについては、現にそのような御意見があるということにつきましては、事実として真摯に受け止めてさせていただいた上で、現在検討が進められております民間事業者の計画の情報につきましては、今後遺漏のないように進めてまいりたいと考えております。

○11番（福永 啓君） 続けてまいります。現在の町の一般廃棄物は、熊本市の東部クリーンセンターに委託しています。町民の方々からですね、「もうこのまま東部クリーンセンターに委託を続ければ、新たな施設整備自体不必要じゃないかと。東部クリーンセンターには余力があるでしょう」と、また「東部クリーンセンターでは発電も行っており、可燃ご

みが不足する場合は、重油を炊いているんですよ」と、「このまま東部クリーンセンターへ委託し続けたほうがお互いにウインウインではないか」などといった意見がありました。これについてはどうお考えですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

熊本市への5町の可燃ごみ処理委託はあくまでも新施設が完成するまでの間、例外的に行っているものでございます。上益城5町の一般廃棄物の処理につきましては、新設が5町の公設、民間事業者の民設になる如何に関わらず、施設が御船町上野に整備されることを前提に今進められているところでございます。

このことから、現在は従前の計画と比較して、環境面や財政面でメリットのある民間事業者による施設整備を検討するため、事業者と覚書や協定を締結し、環境アセスメント手続が今行われているところでございます。

今後、5町は環境アセスメントの結果を踏まえまして、民間事業者の事業計画の適宜判断を行うこととしておりまして、適切と判断された場合においては、事業者により必要な許可手続が行われ、施設の供用が開始されますので、熊本市の委託を継続することを検討することはございません。

仮定の話になりますけれども、事業計画が適切でないと判断された場合においては、従前計画のとおり、5町により施設を整備することとなりますので、その施設が完成するまでの期間を含めまして、熊本市との委託期間を延長することは可能性としてはあるのかなというふうに考えております。

○11番（福永 啓君） その経緯はわかっていますよ。民間事業者による計画を検討することもわかっています。しかしながらですね、熊本市への委託を継続したほうが、双方の財政的にも有効であるので、ぜひですね、これについて検討するように、1回執行部にお願いしてもらえませんか、というような町民の方々の意見もあつたんですね。これは、少なくとも、その検討の俎上にあげるべきではありませんか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 現在、事業者は御船町上野における事業計画に対し、上益城5町と協定を締結して、自らの費用で環境アセスメント手続を行っている状況であります。御船町上野の廃棄物処理施設を建設する計画は、上益城5町が、従前の計画から変更について検討を重ねた上で、新計画に計画変更を決定する前に、その計画に対するアセスメントが進められている状況でありますので、この段階において、新たな事業スキームを検討

するという状況にはございません。

○11番（福永 啓君） これで、最後の質問です、最後のパートになります。新たな計画案に対するメリットについて、お伺いします。これもですね、町民の方々の意見交換会で出たんですが、新たな計画案にメリットがあると言っているんですが、その実態について、明確な説明が全くないと。

まずですね、従来案と新たな計画案について、その初期費用の見積りに、実際どの程度の差があるのかもはっきりしていない。従来案でも、約半分程度は補助金があるのではないんですかと。補助金以外の部分においてもですね、約9割が起債で賄え、その半額程度は交付金として返ってくるんじゃないんですか。実際、従来計画においても、町の負担は極めて低いのではないんですか。はっきりと数値を示してほしいといった意見がありました。以前もですね同様の質問をしたことがあります、改めてお聞きします。

まず、従来計画ですが、施設整備総額及び町の負担額、一般会計、補助金、起債、起債における交付税参入額等、初期投資における町の負担額の内訳を教えてください。また新たな計画案における町の初期投資の負担額も教えてください。

○環境保全課長（鶴野修一君） あくまで、当時の試算ということでございますけれども、従来計画における造成工事を除く廃棄物処理施設と最終処分場の施設整備費が156億円と試算されておりました。そこから、国からの交付金約39億円を差し引きますと、残りが117億円となります。117億円の内訳は、約100億円が地方債、17億円が一般財源ということです。地方債のうち、交付税措置が約45億円程度見込まれておりましたので、それを差し引くと残りは約55億円となります。それに一般財源の17億円を合計すると、約72億円が5町の負担となります。この72億円を5町で均等に割りますと、約14億円が1町当たりの負担になるという計算です。

また、従前計画の施設整備費用156億円という金額につきましては、平成27年から30年、約10年前に試算された金額でありますので、昨今の物価変動の状況を考えますと、整備費が増高することは確実にございます。

このように、従前計画では、国交付金や起債の交付税を控除したとしても、5町は施設整備に莫大な費用を投じなければなりません。整備費用が全額不用となる民間事業者の計画において、財政負担が軽減するということは明らかでございます。また、財政負担軽減の比較には、新たな計画における民間事業者への出資金も含めるべきだという御指摘もあ

るようですが、この出資金の割合や出資金額は決まっていないものの、出資は事業資金の提供を目的に行うものではなく、あくまで経営状況などを確認する権利を得ることを目的に検討が進められておりまして、財政負担の比較に影響を与える額には、これはなりません。

次に、新たな計画においても必要となる町の負担につきましては、造成工事に関するものがございすけれども、これは従前計画でも予定されておりましたので、新たに生じるものではございません。逆に新たな計画では、事業者へ土地の貸付けを行いますので、財政負担は軽減されることとなります。

○11番（福永 啓君）　ということはですね、従来の計画では、補助金を除いた額が117億円ですので、各町の初期投資における負担額が約23億4,000万円ですね。そのうちに起債から交付税算定額を除いた分を一般財源を足せば、最低でも町の負担は、約14億円になります。しかもですね、この金額は平成27年当初のもので、現在の物価高は加味されていないわけです。試しに、私はA I を使いまして、建設コスト増昇分を加味してざっと計算してみましたところ、これは25億円程度というのが出ました。一方ですね、新たな計画では、これがほぼかからないわけです。以前もですね、それ以外にも、従来の計画ではなかった固定資産税等々、財政面ではメリットが大きい計画であり、施設整備費など、産業廃棄物処理に係る町の行政負担も軽減されることに加えて、新たな税收等も見込めることから、他の行政サービスの拡充や、これまでできなかった地域活性化の施策を講じることができるなどと答えられています。

しかしですね、いまだ議会における住民間の意見聴取等に対しましてですね、この新たな計画はデメリットや懸念ばかりで、いいことは全くないと、などという意見がやはり出てくるんですね。なぜですね、このメリット部分、特に財政的メリット部分の説明を表立ってあまりしてこなかったのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　これまで、財政的なメリットにつきましては、議会や説明会、広報紙などでお伝えをしたところではございます。しかし、現在、住民の皆様の関心が高いのは、地下水や交通など、環境面についてでございます。これまでも答弁したように、民間事業者の事業計画の財政的なメリットは明らかであります。環境影響を受ける本町は、財政的メリットのみをもって事業に傾倒することはできません。引き続き、事業者の環境アセスメント手続について、評価に基づく必要な対策が講じられるよう、適切に意見

していくとともに、住民の皆様に対して、環境面や財政面につきましても、丁寧な説明を行ってまいります。

○11番（福永 啓君） 丁寧な説明を行ってまいります。出ましたねという感じですね。これまでもですね、一般質問などで繰り返されてきたもの、丁寧な答弁、いっぱいありましたよね。まさにそこだと思うんですよ。今回の産業廃棄物、廃棄物に係る私の一般質問ですが、一部で新たな観点からの質問もあったんですが、多くは、以前から何回もお聞きしている内容と重複します。

議会においてもですね、本当に毎月議会広報を発行したり、ホームページで情報発信を行ったり、一般質問に関しては録画配信を行ったりと、一定程度の情報発信は行っているんですが、まあ、その他ヒアリングとかですね、たびたび行っても、そこで実感することは、伝えているつもりでも、伝わっていないということです。伝えることと伝わることは、その意味において全く異なります。どのように伝えたら伝わるのか。これがですね、議会においても最重要課題であります。これはですね執行部においても同様だと思いますよ。

まさにですね、今回の廃棄物処理施設整備の問題については、執行部としても伝える努力はしてきたが、伝わっていないということを実感されているのではないのでしょうか。伝わる努力、特にこの廃棄物関連の問題については、今後、住民に情報が伝わるためには、どのような対応を考えていますか、町長。

○町長（藤木正幸君） お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、町はこれまで廃棄物所処理施設に関する情報公開や情報発信について、誠心誠意取り組んでまいりましたが、事実として伝わっていない住民の方がいらっしゃることを真摯に受け止めています。

本年夏頃には事業者から環境影響評価準備書が公表される予定であることもあり、住民の方々の関心が高まっているのを肌で感じております。施設の立地が予定されている町の責任において、対話を通じて、町民の方々にしっかり向き合いながら、この事業がより良いものとなるよう、取り組んでまいります。

その1つとして、住民説明会開催から始めていきたいと思っております。

○11番（福永 啓君） 議会もですね、部会を作りまして、これについては今研究を深めているところです。しかしやはりなかなか伝わらない。議会としましても、精いっぱいですね

伝わる努力を今後もしていきたいというふうに考えております。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（森田優二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時10分 散 会

# 第 1 回御船町議会定例会（6 月会議）会議録

（第 3 号）

令和 7 年 6 月 17 日（火）

令和7年度第1回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第3号）

令和7年6月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

8番 増田 安至 君

7番 田上 英司 君

第 2 報告第 1号 専決処分の報告について

第 3 報告第 2号 専決処分の報告について

第 4 報告第 3号 専決処分の報告について

第 5 報告第 4号 専決処分の報告について

第 6 報告第 5号 専決処分の報告について

第 7 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について

第 8 報告第 7号 事故繰越し繰越計算書について

第 9 議案第 1号 御船町地域防災計画の一部修正について

第10 議案第 2号 令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

第11 議案第 3号 令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

第12 議案第 4号 令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1  
号）について

第13 議案第 5号 令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について

第14 議案第 6号 令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

第15 議案第 7号 御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定について

第16 議案第 8号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第 9号 御船町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

第18 議案第10号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 9 議案第 1 1 号 工事請負変更契約の締結について  
第 2 0 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について  
第 2 1 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について  
第 2 2 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について  
第 2 3 議案第 1 5 号 工事請負契約の締結について  
第 2 4 同意第 1 号 御船町固定資産評価員の選任について  
第 2 5 同意第 2 号 御船町教育委員会の委員の任命について  
第 2 6 同意第 3 号 御船町教育委員会の委員の任命について  
第 2 7 陳情第 8 号 土地開発に対して住民が安心する適切な行政を望む陳情について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 田 上 忍 君   | 2 番 成 瀬 育 枝 君   |
| 3 番 作 田 豊 明 君 | 4 番 ジェリフ はづき 君  |
| 5 番 宮 川 一 幸 君 | 6 番 福 本 悟 君     |
| 7 番 田 上 英 司 君 | 8 番 増 田 安 至 君   |
| 9 番 岩 永 宏 介 君 | 1 0 番 中 城 峯 雄 君 |
| 1 1 番 福 永 啓 君 | 1 2 番 藤 川 博 和 君 |
| 1 3 番 清 水 聖 君 | 1 4 番 森 田 優 二 君 |

3 欠席議員（0人）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 安 田 哲 也 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 町 長 藤 木 正 幸 君         | 副 町 長 宮 本 正 君           |
| 教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君     | 総 務 課 長 本 田 隆 裕 君       |
| 秘 書 政 策 室 長 島 田 誠 也 君 | 危機管理防災課長 河 地 克 敏 君      |
| まちづくり課長 西 本 和 美 君     | 町 民 税 務 課 長 徳 永 伸 一 郎 君 |

福祉課長 山下小代里 君  
健康づくり保険課長 上村裕美子 君  
商工観光課長 高橋寛敦 君  
環境保全課長 鶴野修一 君  
学校教育課長 本田恵美 君  
監査委員 吉川勲 君

こども未来課長 緒方真理 君  
農業振興課長 山下直樹 君  
建設課長 藤本裕也 君  
会計管理者 山田雅美 君  
社会教育課長 兼田昌明 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（森田優二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田優二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○8番（増田安至君） おはようございます。ただ今より一般質問いたします。

御船町では、近年の台風の大型化そして集中豪雨の頻発、地震の発生など、自然災害のリスクは高まるばかりで、そんな中、国土強靱化地域計画の見直しを行ったと報告を受けました。この計画は、しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法に基づき、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを推進するもの、との説明を受けております。

大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を目指すためこの計画があるのですが、本日はこの計画について質問をしたいと思います。

次項及び再質問については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、国土強靱化地域計画の見直しについて、お答えいたします。

近年の激甚化する自然災害の脅威に対し、事前の備えを行うことの重要性が広く認識されており、国・県・町が一体となって国土強靱化に取り組んでいます。本町では、令和2年7月に国土強靱化地域計画を策定しており、おおむね5年を経過したことから、令和7年4月に見直しを行っています。

今回は、国・県の計画に準じ、評価目標の設定や脆弱性への評価・強靱化の推進方針などの見直しを行い、それに付随する具体的な取組を整理しました。今後も、本計画に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った強靱な御船町を構築してまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○8番（増田安至君）　今回ですね、デジタル田園都市とか中山間地域を巡る計画とか、いろんな計画が出てきてですね、ちょっとこっちは混乱したんですけども、それくらい、国のほうもですね、こういう計画を出して、より一層の強靱な地域であってほしいという願いからだと思います。

そんな中ですね、今回見直された計画というものが、国そして県、それぞれ整合性というのはどの辺でつけてあるのか、ちょっとこの資料をいただいた分だけでは自分の中で想像できなかったもので、よろしくお願いします。

○危機管理防災課長（河地克敏君）　お答えいたします。

今回見直した計画につきましては、国土強靱化基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画、そして見直しを行ったものでございます。国土強靱化基本計画それから熊本県国土強靱化地域計画との調和を図っております。

○8番（増田安至君）　熊本県とも国とも、十分に整合性を図ってということなんですけれど、このページで71ページ以降にですね、強靱化方針に基づく取組一覧ということではいっぱい挙がっています。そんな中、御船町の各種計画との整合性というのがどの辺にあるかを、教えていただけますか。

○危機管理防災課長（河地克敏君）　本計画につきましては、本町行政の運営の指針となります御船町総合計画、その整合を図った上で、各個別計画に対しまして、国土強靱化の視点からの施策の指針となるよう位置づけております。

○8番（増田安至君）　パラパラと読んでですね中身を拝見しますと、やはり内容としては一番つけやすい変化のわかりやすいのが設備とかインフラ関係が多かったように思いました。後ほどまた質問の中に入れますけど、ソフトとしての人に対する方針とかも何か入れていけたらいいなと思って質問を続けていきます。

具体的な評価項目を、本当は聞きたいところですが、時間もないということなので、別途またいつかタイミングを見て、確認に行きたいと思っています。よろしくお願いします。

そんな中ですね、3月末だったんですけど、玉虫団地のほうのですね総会というものに参加しまして、団地のほうからの要望の1つでですね、「町営団地への具体的な取組というのはどうなっているのか」と言うて、質問を攻撃受けたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） お答えします。

現在、御船町営住宅等長寿命化計画に基づき維持管理を行っております。今年度は、御船町営住宅等長寿命化計画の改定を計画しており、外観目視調査や入居者の意向調査を行う予定としております。

○8番（増田安至君） 外観ももちろんですけど、入居者の意向調査というところには重きを置いて、ぜひ皆さんの、もう本当にさみしくなってますね、住宅の2～3軒に1軒しか入ってないところとかあってですね、とてもさみしい感じがしていますので。長寿命化計画の中にですね、どんな形で何を入れていくというのが、またはっきりわかるとですね、入居者の人も不安がなくなるのかなと思います。

そういうところですね、町営住宅への入居者が少ないということで、玉虫団地自治会の存続すら危ないんだぞという意見も伺ったんですけど、実際、今回の自治会の会長さんというのが、どうにかならんのかなという質問をですね、また役場のほうにもされるのかなと思うんですけども、何か、その辺の対策等はございますでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） 玉虫団地につきましては、施設の老朽化が著しく、また入居希望者がいない状況であります。今年度に改定します御船町営住宅等長寿命化計画において、施設及び設備の調査を行い、その結果に基づき、今後の運営について考えてまいりたいと思います。

○8番（増田安至君） ぜひ、先ほどの意向調査というところも含めてですね、その結果も伺いたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいところです。やはり自治会がないというのが、今回のこの質問しようと思った強靱化推進という部分ではですね、不安定な要素になるんですよ、地域にとっては。やはりお互いがお互いにもう知らん顔で、地域はますます疲弊してバラバラになっていくというのが一番心配なので、その辺をぜひですね、自治会の意向も含めて伺っていただきたいと思っています。また、ちょこちょこ行きますので、よろしくお願いします。

そんなですね地域防災力も低下すると、そういう自治会の崩壊がですねあると思うんで

すけれど、町営住宅へ入居あるいは退居するときのですね補助金とか、今回行ってみていろいろ思ったんですけど、かなりお一人で暮らされている方とか、今さら引っ越しはできんよというような人がいっぱいおりましたけど、その辺のお考えとかはございませんか。

○建設課長（藤本裕也君） 現在、入居または退居時に対しての補助金の制度はありません。

現在、御船町営住宅等長寿命化計画において、今後、用途廃止を予定している住宅の住み替えに伴う移転費用の助成のみ行っている状況であります。

○8番（増田安至君） ぜひ、玉虫団地というのがその対象になってないことを祈りながらですね。まあなったとしてもですね、今言った補助金とかなにがしかの応援というか、サポートが必要になってくるのかなと思っの質問です。

高齢者もですね多く、自費で転居するのはもう難しいということ。そして前も御質問しましたが、お風呂から何から購入して入居せにゃいかんだった。ところが、廃棄物として処理をするのには費用がかかると。そういうのも今まであつてですね、なかなかどこかに転居するというのはできないと。今はエアコンも付いていい部屋がいっぱいあるじゃんという話もされたのも事実でありましたので、ぜひぜひ入居されている方の要望というの聞き入れて、対応いただくといいのかなと思います。

そんな中ですね、強靱化といえ、道路とか橋梁の耐震化とか耐災性などがあります。対応は今のところずっと進んできたんですけど、具体的な取組の表ですね、先ほど言った71ページですけど、町では一覧表を作成して対応には努力していくということで伺っています。その対応の中に、膨大な予算がですね今後必要になってくるのかなと思います。確かに、自分が町議になった十何年前よりもかなり予算はですね大きくなって、御船町の動きも活発にはなったんでしょうけど、道路、橋梁のですね具体的な取組というのは、何か計画はありますか。

○建設課長（藤本裕也君） 道路につきましては、御船町舗装維持管理計画、橋梁については、御船町橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、調査及び点検を行い、劣化状況や損傷度に応じて修繕を計画的に行っている状況です。

○8番（増田安至君） ですよ。ぜひぜひ点検を行ってほしいんですけど、もう3～4年前になるんですけど、玉虫のですね区長さんから、玉虫橋、古いほうの橋ですけど、水かさが増してかなり危ない状況になることがちょこちょこあって、最近こういう災害とかが多いときに、ふと見て、「ほら、あんた見てごらん」って、橋の欄干が、橋の傾きがあるん

ですよ。というか、もう根っこのところから傾いて。で、「3～4年前から言っているけど、これはどがんたつとつとね」という質問でしたけど、この辺はいかがですか。

○建設課長（藤本裕也君） 議員御指摘の玉虫橋については、橋の名前、河川等を示すため、橋の両端に設けられている親柱になると思います。状況は把握しております。

○8番（増田安至君） その玉虫橋自体の昔の橋ですけど、その管理者というのはどこが管理者になるのですかね。

○建設課長（藤本裕也君） 御船町となります。

○8番（増田安至君） 今回、昨日もですね、環境衛生のほうあったんですけど、いろいろ水道とかですね、上下水道の計画もこれからどんどん盛んに行われていくと思うんですけど、玉虫橋にはですね御船台の団地に行く水道管がですね通っているんです。あれがやはり洪水で、普通の橋よりもちょっと低いんですよ、古いのですね。古い分低くて、横野の橋が洪水のときにかなり被害を負ったときみたいなことが起きかねませんので、強靱化に合わせてぜひ優先に対応してほしいなど。地元の人に言わせれば、玉虫橋を架け替えてくれということを先に言われるぐらい、ちょっと低いのとですね、不安があるみたいです。よろしくお願いします。

その水道管も通っているというその橋、流されれば断水する可能性がある。あるいは施設というものを強靱化していく目的の強靱化計画だと思いますので、その改修する予定というのはいつ頃になりますか。

○建設課長（藤本裕也君） 御指摘の親柱の補修につきましては、本年度に修繕を行う予定としております。また、橋梁につきましては、先ほど申しました御船町橋梁長寿命化修繕計画において、順次メンテナンスを行っていく予定としております。

○8番（増田安至君） よろしく申し上げます。やはりですね橋がないと困るし、渡れないからですね。その辺の対応のほうも、地元の方の不安で挙がっていましたので、よろしくお願いしたいと思います。

強靱化の中にですね、幾つか、この一覧表ある中、一項目ずつ確認したいところなんですけど、その中にですね、以前福祉課のほうに確認した要支援者についてですね、その個別計画というのもあったので、その個別計画、その後の進捗はどうなったかを、1点質問したいと思います。よろしくお願いします。

○福祉課長（山下小代里君） 令和7年4月1日現在の要支援者は486名です。このうち、個

別避難計画の作成者は73人で、作成率は15.0%です。令和6年度に避難行動要支援者の要件を見直したことにより、作成率は低くなっています。令和6年度は、要支援者の対象となる方全員に計画の作成を促す通知を送付し、調査票を返送いただく形式で、個別避難計画の作成を行ったほか、要支援者の住所と災害マップによるハザードリスク等を照合して、特に優先度の高い方の抽出方法を検討しました。

また、介護支援専門員の方が集まる機会を捉えて、個別避難計画に関する説明と計画作成に対する福祉専門職の協力要請を行いました。今後は、個別避難計画の策定について再度周知を行い、優先度の高い方から順に介護支援専門員、相談支援専門員など、福祉専門員の協力を得てさらに作成を推進してまいります。

○8番（増田安至君） 作成率は幾つか基準をですね変えたことによって違ったということなんですけど。地道に前回の一般質問のときよりも進んでいかれている。そして対象者を捕まれているのかなという感じはしましたので、今後もまた進めてですね。逃げ遅れとかがあって、もしものことがあったらやはり怖いからですね。それが一番の不安ですから、それに対応していただきたいと思います。

その個別避難計画に基づく避難の体制というものは、確立していきつつあるんですけれども、その対応策というのは何か講じていらっしゃいますか。

○福祉課長（山下小代里君） 個別避難計画を実効性の高いものとするためには、福祉部局だけではなく、防災部局や医療機関、消防、福祉サービス等の民間の事業所、また民生委員をはじめとした地域の協力者など、多様な機関との連携が必要となってまいります。特に、複数の機関による支援を要する方などについては、行政も積極的に介入し、関係者間の情報共有、顔の見える関係づくりを進めてまいります。

○8番（増田安至君） 地区地域で、先ほど言った、疲弊したという、その疲れてきた地区地域にとっては、この今言われた民生委員さんですね、のなり手がいないぐらい大変な時期にもなってきました。しっかりですね、この医療機関、消防、福祉サービス等々含めて、見ていけるようにしていただきたいなど。最近の日本の傾向なんですけど、1人でですねお住まいの方も結構多いような気がしていますので、そういう方たちの避難計画も含めて、対応、対策をお願いしたいと思います。

次にですね、強靱化計画の全般について質問したいと思います。基本目標に基づくですね推進の方針というものはどういうものがありますか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

強靱化の推進に当たりましては、国や県の基本方針と調和を図りますとともに、熊本地震それから過去の災害から得られました経験等地域特性を最大限に考慮しまして強靱化を推進する上での基本的な方針を4つ掲げております。1つ目が強靱化の取組姿勢、2つ目が適切な施策の組み合わせ、3つ目が効率的な施策の推進、4つ目が地域の特性に応じた施策の展開ということになります。

これらの方針に従いまして、自前の災害及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを推進してまいります。

○8番（増田安至君） これに具体的にですね1個1個対応が進んでいくことを願ってですね、またちょこちょこ課のほうにはお邪魔して、お話をさせていただきたいと思います。

結構、幅広すぎてですね、大きい目標推進になっていくと思いますけど、具体的なですね取組に対しての予算というものは大丈夫になってくるのでしょうか。その辺はいかがですか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 本計画は、個別計画に対しまして、国土強靱化の視点に立った施策を展開してもらうための指針を具体化したものになります。本計画の対応方針に基づいて、各個別計画で強靱化に向けた施策を掲げまして、各年度の事業や予算の組立てを行っております。それらの事業や取組を整理し、本計画に掲載しております。

○8番（増田安至君） 各年度の事業を配分しながらですね計画を達成していかれるということでしょうけど、御船町では、この計画、紙で見れましたけど、他の地域ですね、と比較して、町の計画というのは、何か違いとか。また国・県があるので、ほぼこの町も一緒よというのか、その辺はいかがですか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

本町の地理的特性それから気候によりまして、災害リスクが異なっております。例えば、津波それから火山によりますリスクなどは比較的低い一方で、洪水それから土砂災害のリスクは高い状況にあります。

このような地域特性を考慮しまして評価目標を設定し、脆弱性の分析・評価を行った上で、対応方針を整備しております。

○8番（増田安至君） この強靱化で評価項目もあるし、脆弱性の分析を行ってということで、かなり項目をですねまた見直されたみたいですけど、この中でですね、ハード面の取組と

いうのはわかりやすいし見て取れるんですけど、ソフト面の取組というのは、なかなか見にくいのかなと。ソフト・イコール手がかかるということにもなるしですね。ハード面であれば金がかかるといふところの視点かなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 防災・減災につきましては、ハード面とソフト面を一体的に取り組むことが基本となっておりますので、本計画におきましても、ハード面とソフト面を一体的に整備しまして、防災・減災に取り組んでいくこととしております。

○8番（増田安至君） ぜひ、小さくいえば防災・減災、大きくいえば、もう今世界中が不安定な時代になりましたので、これに限らずですね、いつ何時災害にかかわらずとも様々な有事が、もう毎日ニュースで出ているぐらい大変なので、しっかりお互いに協力しながら、町民の財産と安全を守るですね対応がやっていけたらなと思います。

そんな中、町民ということを考えていくときにですね、留学生について質問をしたいと思います。留学生のですね地域活動に係る経費補助というものもあるのかなと。それはなぜならば、近年、インバウンド需要が非常に高まってですね、九州管内でも何百万人という人間が今、年間訪れているらしいですね。世界中ではもう3,500～3,600万人インバウンドで来られています。

こんな中ですね、我が国も留学生が訪れる中ですね、別府ではですねグローバル化のために様々な視点から留学生の経費補助という事業をスタートしたみたいです。留学生の団体が市民との交流活動を通すということに対してですね補助が充てられているそうですが、町の取組でですね、その経費なり、そういう方向性も今から出てくるんだよということで、質問をしたいと思っています。

町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 2、留学生の地域活動に係る経費の補助について、お答えをいたします。

本町において、外国人の人数は増加傾向にありますが、令和7年4月1日時点で、留学生の在留資格をお持ちの方は10人に満たない人数です。留学生について、平成音楽大学に確認したところ20人程度が在籍しており、うち3割程度が本町に居住しているということでした。

本町は、平成音楽大学と連携協力に関する包括協定を締結しており、本年度は、これまで以上に連携を強化してまいります。留学生の地域活動に係る経費の補助については、大

学との連携の中で、必要に応じて協議してまいりたいと思います。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○8番（増田安至君） 今回質問するにあたってですね、デジタル田園都市とか、いろいろ戦略がある中で、ぜひインバウンドをと思って質問したところなんですけど、思わぬですね10人に満たないぐらいの外国人しかいらっしやらないというのと、平成音楽大学に20人ほどが在籍されて、うち3割が本町に住まれているということを今伺ったので、あまりまだ人数としてはいらっしやらないのがわかったんですけど、現在、町に留学生としていらっしやる方の実態とですね地域活動というものについてはいかがでしょうか。お尋ねします。

○まちづくり課長（西本和美君） 本町における留学生の人数は、令和2年から令和6年までの間にお一人、今年は少し増えていますが、10人に満たない人数です。地域活動については把握しておりません。

○8番（増田安至君） まだまだ少ないのであれですけど、ぜひですね、20名平成音楽大学に在籍しているうちの3割が本町にいるなら、これを10割御船町にいらっしやるように、先ほど最初に言った町営住宅の活用とかですね、どこか違うところに充てたら、もうほぼただでもいいけん入っていいよとするとかですね、これは大げさな言い方ですけど、その辺の対策につなげたらなと思っています。

平成音楽大学からの要望も地域からの要望も今のところないと。留学生自体が少なすぎるところで、T SMCのですね第2工場の進出の話もある中ですね、受皿が整っていないと外国人は来ないというよりも、受皿を少しずつ今から検討始めますよとかですね、その他の自治体として、熊本県内いかがでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 複数の自治体に確認しましたが、留学生の地域活動への補助実績はありませんでした。

○8番（増田安至君） はい、了解しました。まだ、実績はないということで、いち早く頭のどこか片隅に計画に入れて、多分ですね、交流人口の増加ぐらいしかないですよ。人口を増やせと、産めや増やせやという対応はなかなかしかねるので、外国人が平成音楽大学に興味を持って、そして御船町の特徴に応じたですね住宅の提供とか、そういう地域活動への補助なんていうのを考えていけたらなと思っての発言です。

平成音楽大学など、町にある教育機関から地域活動に対しての補助という、何か要望は上がっていますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 平成音楽大学は、町が留学生のことを心配してくださることはとてもうれしく思う。現在のところ、具体的な要望はないが、今後、大学では留学生を増やしていきたいので、必要に応じて相談するとのこと。

○8番（増田安至君） よろしくお願ひします。留学生が増えたら英語教育も、御船町が今一生懸命取り組んでいる英語教育につながりますので、一石二鳥ですね子どもたちの教育にもつながっていくと思います。

御船町の地域づくり支援事業制度というのがありますけど、それを利用したですね留学生補助というのは可能でしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 本町の地域づくり支援事業は、その地域校区を対象とした住民の方が組織をされているもので、留学生が組織で申請なさるということは、今のところ想定しておりません。

○8番（増田安至君） なにがしかの地域の活動にですね利用できたらと思つての質問ですけど。どんな地域活動に留学生の参加というのは予想されますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 学生の興味を引くような地域のイベントや祭りへの参加が予想されます。地域へのイベントや祭りについての情報を大学と共有してまいります。

○8番（増田安至君） 大学も今積極的にですね人事交流を含めてやろうと、ものすごく意気が高いので、よろしくお願ひします。町長を含めて、行政の力でバックアップできたらなと思います。御船町ほどですね、小・中・高・大まである小さな市町村でですね、しかもインターチェンジが3つもあるところなんてないわけですから、うまく活用して栄える町にしていきたいなと思つています。

最後にですね3番目ですけど、御船町のデジタル田園都市国家構想総合戦略ということが上がっていますが、国は人口減少、少子高齢化への対策として平成27年度から総合戦略を策定しました。国のデジタル田園都市国家構想に基づき、デジタル技術を活用した地方創生を推進するように、地方自治体へ通知しております。

そこで、令和2年3月に策定した第2期御船町ひと・まち・しごと創世総合戦略の計画期間が終了して、新たに、令和7年度を新年度とする5カ年戦略としてですね、御船町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。この御船町デジタル田園都市国家構想総合戦略で何が変わり、何が発展するのかというところを質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（藤木正幸君） 3、御船町デジタル田園都市国家構想総合戦略について、お答えをいたします。

国の施策に沿って第1期、第2期御船町まち・ひと・しごと創世総合戦略の取組を継続しながら、デジタル技術を活用して、地方創生を加速化、進化させるため、昨年度末に御船町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定いたしました。総合戦略の基本目標として、御船の特性を活かし働く環境を作る。御船の素材を活かし、新たな人の流れを作る。御船で子どもの夢と子育ての希望をかなえる。魅力あふれる御船町を作り、未来へつなぐの、4つを掲げております。

総合戦略の取組として、企業誘致、移住定住促進、子育て支援及び地域活性化など、様々な施策を進めています。今後も、総合戦略に基づき、地方創生の達成に努めてまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○8番（増田安至君） この簡易版でいただいている、この前執行部のほうから説明を受けたデジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像でわかるとおり、4つの基本目標に力を入れてやっていくという町長からの答弁でしたけど、この改定がですね、地域に与える影響ってというのは、どういうことを想定されていますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 今回の総合戦略は、これまで本町が取り組んできた地方創生の取組を継続させるとともに、デジタル技術を活用して、地域創生を加速化・進化させることを目的としています。地域に与える影響としては、住民サービスの向上、地域課題の解決などがあります。

○8番（増田安至君） 住民サービスの向上、地域課題の解決などがあるということなんですけど、これまでですね、その総合戦略に基づいて取り組んでこられた主な事業等を、あれば教えてください。

○まちづくり課長（西本和美君） 子育て世帯への経済的負担軽減のため、中学生の制服を無償とする新生活スタート応援事業や英語教育体制の環境と充実を図るイングリッシュステップアップ事業、本町の地域資源を活かした地域特産品認定事業、災害時避難者や断水地域の住民の飲料水を確保するための給水車整備事業、コンビニ等を活用した証明書等発行事業及び地方創生整備推進交付金を活用した町道・農道の整備事業などがあります。

○8番（増田安至君） かなり大きないろんな事業を組み合わせでやられているということで

受けましたけど、コンビニを活用した証明書等の発行事業、最近ホームページから飛んでくるLINEのニュースによるとですね、コンビニのほうが何か手違いか何かトラブルがあったんですかね。今発行ができませんとかいう通知が時々届いたりしますが、そういう、コンビニ等を利用した証明書発行事業というのは、新しい地方経済、生活環境創生交付金としてデジタルの実装化らしいですけども、この交付金をですね活用した取組はほかにもまだありますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 学校給食費の口座引落を可能にするシステムや避難情報や避難所開設情報などの災害情報をリアルタイムで携帯電話に配信するSNSの導入及びVR動画を活用した観光情報のデジタル化事業、VR動画を活用した地域情報のデジタル化事業などに取り組んでいます。

○8番（増田安至君） 先ほどのインバウンドも含めてですね、デジタルの中にはですね、ぜひよかったら、視点として英語の部分もですね入れて、提供できるようにしてほしいなど。やはり無謀ですよ、外国人、日本に来て、日本語しゃべれないとなかなかコミュニケーション取れないのに、すごい数が今英語で来ていますので。そんな中、観光情報のデジタル化などという部分にかけ合わせて、外国語での表記というのにも気を配っていただきたいなと思っています。

その他、移住定住促進というものが挙げられていたんですけども、移住定住促進のためですね窓口というのは、設置されていますか。

○まちづくり課長（西本和美君） 移住相談窓口は、平成30年度から開設しています。

○8番（増田安至君） 大分あるわけですね、かれこれ。長い事業されてきているんですけど、平成30年に設置されたということなんですけども、取組に何か具体的な変化とかはございましたか。

○まちづくり課長（西本和美君） 平成30年度は、福岡で開催されたイベントに参加しています。ここ数年は、福岡県のほかに東京都や大阪府などで開催されるイベントに参加し、移住相談を受けています。昨年度は、御船町に興味を持ってもらえるよう、移住相談ブース用のバックパネルなどを制作し、移住相談をしてみたいと思える環境づくりに取り組みました。

また、移住イベントに参加できない移住希望者に対し、毎週木曜日にオンラインによる個別移住相談を開始しています。

○8番（増田安至君） ぜひ、積極的に、これは人口を増やすよりも、何か移住したいという、田舎が好きだという人たちを増やすための施策の1つだと思いますので、ぜひぜひ、もっともって取り組んでいただきたいなと思います。

デジタル技術以外のアプローチというものもあるかと思うんですけど、新しいお土産品の開発などもされていると伺っていますけど、その辺はいかがでしょうか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 昨年度実施しましたお土産開発事業は、来町された観光客に対し、手土産として選んでいただき、自然に御船の話がしたくなるようなものをコンセプトに実施しました。2月にお土産コンテストを行いまして、11品目を御船のお土産「みふねっこ」として認定したものです。

○8番（増田安至君） 11品目ですね、認定されたということで、応募方法に問題はなかったかというところはいかがですか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） お土産品の募集につきましては、広報みふね、町公式ホームページ、SNSを活用し、広く広報活動を行ったものです。また、「御船のいさぎ」認定事業者には、1件1件ですね個別で訪問しまして、事業の説明と出品の依頼を行い、併せて、既存の商品のですね改良や新たな商品開発に使える補助金の説明を行い、お土産品の開発を促しました。

○8番（増田安至君） 御船のいいところをですねずっと発信していければいいんですけど、なかなか御船の素材を活かしてっていうのがですね、デジタル田園都市のほうにもありますけど、新たな人の流れを作る意味でもですね、今、町長がされている企業誘致も含めて、人の流れをとにかく起こしていければと思っています。

デジタルで募集して、人と会って、その人間が御船に来てみたいとか、ちょっと興味を持てるっていう環境を作っていけたらなという気はしていますので、その辺頑張ってくださいと思います。

そんな中ですね、地域の強みを活かして、住民の結束を固めるということが町長の役割だと思っていますので、我々町議会のほうもですね、持続的な発展を目指していけるようにですね、協力しながら切磋琢磨やっていければと思っています。

地方創生ですね成功事例から学んで、最新のテクノロジー、国の施策の動向にアンテナをですね張り巡らせて、地域の関係者と視線を同じくして、近隣の自治体とですね協力しながらこれからもやっていくわけですが、そのためには人材育成というのが欠くことの

できない事実と思います。昨日も、総務課長のほうにですね、実際の労働のいわゆる正職員と非正規だったりの数の確認が一般質問でありましたけれども、今後ですね、全員一致してですね、執行部の前向きな取組というのに共感してですね、無理難題は言う必要はないですけど、前向きに取り組んでいけるようにと期待しておりますので、常に魅力のある、その可能性を感じられる町と、その中に御船町が選ばれましたよという結果に導けるように、藤木町政のほうでまた頑張ってくださいたいと思って、一般質問を終わります。

○議長（森田優二君） ここで、11時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 休 憩

午前11時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（田上英司君） 議席番号7番、田上英司です。本日は、私の一般質問に他町をはじめ、多くの方が御参加をいただき心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、質問の背景を少し述べておきたいと思います。私はこれまで産廃の施設建設問題について、約4年間述べてきました。今、この問題は、本町をはじめ、町内外に広まって、考える会や反対同盟等々が発足して、まさにますます激動と混迷と模索のときを迎えているというふうに考えております。

私どもは、先般あった議会報告会の後、また住民の方たちと語る会ということで集まりまして話をしました。そのときは、議員の立場を抜いて、一住民としていろんな意見を出しまして、賛否の表明もしました。当然、私は反対、そういう表明をしたんですが、県は許認可権を持つ、だからアセスメントも今あっておりますが、アセスの可否をするものでもないですね、アセスは。ですから、我々議員も議決権はない。多数決しても意味はないということです。

そこで、私は二元代表制での基本的な考え、信念に従いながらも、住民の声に耳を傾けて、不安の解消に努めていきたいと思っております。今や本当に、本町はですね十数年前バイオマスで混乱しております。それどころではないんですよ、今は。住民運動が町を二分しておると。具体的な実効性のない説明会を何回何回やっても、住民に伝わって収束できるのかということも考えております。

仮にですね、建設に至ったときの住民の方々の行動を考えたことがありますか。これは今や危機管理課の出番なんですよ。司法が介入するということになれば、行政の責任問題になります。住民が反対運動で司法に捕まったりすれば、言うてはならんけれども、行政が犯罪者を作ったというふうに取りられるんですよ。これは極論ですが、紛争に至った責任が行政に出てくるということなんです。

思い起こせばですね、持論ですが、約30数年前、阿蘇の波野村にオウム真理教が出てきたときに、捜査の責任者は私でした。住民の方と紛争があって、夜中、機動隊まで出てきて、機動隊が常駐することになった。逮捕者も出ました。裁判にも証人で出頭しました。大変なことになって処理をした思い出があるんです。

私たちは、豊かな水と緑を、そして地下水と土、そしてきれいな空気を将来の子どもたちに残す責務があります。恐竜の町が第二の水俣と言われたいためにも、真剣に考えていく必要があります。町は、町民一人一人で成り立っているんです。今から質問をさせていただきますが、代弁者として、住民の声として、お聞きいただきたいと思います。

個別質問は、住民席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田上英司議員の1、産廃施設建設への疑問について、お答えをいたします。

御船町上野の廃棄物処理施設建設が地下水や交通など、周辺環境に与える影響や事業者の対策については、今年夏頃に環境影響評価準備書が公表され、事業者による説明会が開催される予定であります。

町はこれまで、事業について、議会や説明会、町広報紙などで丁寧に説明を行ってまいりましたので、多くの町民の皆様に関心を持っていただいているものと認識をしております。

一方で、九州外や九州全土の産業廃棄物が持ち込まれるのではないかなど、事業に対する不安の声があることは、施設の立地が予定されている町として、改めて、財政面のメリットや環境面の安全性などを併せて、事業計画に対する正しい情報をお伝えする必要があります。引き続き、今後、町が開催する説明会などを通じて、事業に対する不安や懸念、あるいは疑問の声に向き合い、丁寧な説明を行うことで、事業への理解を深めるよう取り組んでまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○7番（田上英司君） それでは、質問をさせていただきます。まず、第1の質問、ちょっと長くなりますが、住民の方に対してですね、絶対、はっきりさせておきたいと思って質問しますが。

御船広報の5月号に、今、町長のあいさつの中にもありましたが、九州全域から産廃が来ることはないと言われた文言があります。詳細は、九州の産廃全てが集まることはないという表現だったと思うんですが、その断言された根拠について、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回、民間事業者が整備します廃棄物処理施設では、上益城5町の一般廃棄物処理を含め、1日当たり約690トン进行处理する計画でございます。一方で、令和5年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書及び第5期熊本県廃棄物計画によりますと、熊本県内で産業廃棄物は1日当たり約2万トン発生しております。また九州では、約14万トン発生をしております、熊本県内や九州地域の産業廃棄物全てが御船町に集まることは物理的にありません。

また、事業者はあらかじめ許可を受けた処理能力の範囲内で処理をする必要がございます。これを大幅に超えて処理を行った場合は、法律に罰則が規定をされてございます。したがって、排出元が県内であっても県外であったとしても、事業者には許可を受けた処理能力に応じた量のみしか処理することは認められず、当然、交通量についても処理可能なごみ量に応じた運搬車両のみが通行することとなります。

また、産業廃棄物はあらかじめ排出事業者と処理業者が契約を締結することが義務づけられておりまして、契約を行っていない県外事業者が無断で搬入することはございません。

○7番（田上英司君） さっき言いました、全ては集まらないということは、一部は集まるという解釈でよろしいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

事業者が公表しております方法書の記載によりますと、事業者は現在、熊本県メイン、九州内準メイン、一部県外の廃棄物も扱うというふうを示されておりまして、可能性はあるというふうに認識をしております。

○7番（田上英司君） それではですね、この言った言わないの世界になるんですが、カルチャーセンター大ホールで第1回の初めての住民説明会は業者の方もおられました。ここに出席されてなかった議員とか、課長さんもおられると思うんですが、誰がどういう質問を

したか、当然、私は行っておりますが、どういう質問をしたかということの詳細は御存じですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答え申し上げます。

私もその説明会には出席をしておりましたので、こういった質問があったかというものについては、一つ一つ、ここで羅列また御報告はできませんが、こういった質問があったかということであればですね、そこは記憶の限りでお答えをしたいと思いますし、執務室というかですね、本課に帰れば、そういった情報等も整備してございますので、そういった認識でございます。

○7番（田上英司君） 私が質問しました内容についてはですね、大栄環境の大田専務が、はっきりとですね、「九州各地を対象とし」ここですよ、「将来は本州からも予定しております」と。そして、聞きもしないのに、「車は10トン車ベースの大型で、片道330台」という数字を言われました。と回答されたんですね。

そこで私が、これは覚えておられると思うんですがね、私が次の質問をした。町長がいらっしゃいますけれども、「次の選挙で町長が替わって考え直すとおっしゃったらどうされますか」という質問を大田専務にした。ところが、大田専務は、強気の発言、「すぐ損害賠償を打ちます」と言われた。はあ、まだ建設もされてないのに、ということです。後に謝罪はされましたけれどね。そういうことは、覚えられてましたか。

○環境保全課長（鶴野修一君） よく存じ上げております。

○7番（田上英司君） 関連質問ですけど、また、私は先月の下旬にですね、県の環境保全課職員4名と、2回県庁で話し合いをしました。そのとき、県はですね、産廃処理は民間同士の、いわゆる民民契約であり、それで事業は進められていると、利益を追求して。そして、行政は関与はできないとおっしゃったんですね。

御存じだと思いますけれども、現在は、産廃、廃棄物処理は関東・関西の大都市圏では、もう今は既に建設はできないというふうな風潮になっておるんですが、そこで、国の環境省がごみの広域処理を推奨されておるということです。だから、当然事業体は、利益追求で生活しているわけですから、広域処理、民民契約をして広めていくということになるのかと思うんですが。

こういう環境省が推奨されているということは、御存じだったですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答え申し上げます。

昨日の福永議員でも同様の質問がございました。産業廃棄物に関して必要な処分場建設、収集運搬等の許可については、これまでも都道府県単位で行う制度となっておりまして、このことは現在においても変わっておりません。

議員御指摘のとおり、近年、国は広域処理へ方向性を転換したという指摘があります。これについてはですね、平成15年頃に創設されました産業廃棄物の広域認定処理制度のことでありまして、この制度は、製造業者によりますリサイクル化の促進を図るために、都道府県による収集運搬の許可を不要とする特例制度でございますので、これは全ての産業廃棄物に適用されているものではありません。

○7番（田上英司君） さらにですね確認したところ、大栄環境さんは、もう既に沖縄県からコンテナで産廃を搬入されている。これは、直接、大栄環境の職員の方に、「ああ、これは沖縄のごみです」ということを聞いておるんです。ですから、民間は民間の考えで動いているということなんですね。この件であまり時間を取るといけませんので。この、何で、御船広報の5月号に載っていたものだから、そしてこれがフェイクニュースということで、私が大言壮語のことを言って回りよるという評判も、住民の方から、行政は田上さんのことばたいぎやうそつきと言いよるという声まで、電話があります。言った言わんの世界ですね。

私はですね、産廃ごみをどの範囲で、どこから持ってくるなんて、それを問うているわけではないんですよ。要するに、一般廃棄物処理から、昨日は秘密裏と言ったら、いやあ、準備期間中だったという答弁が昨日あったようですが、これは当時の荒木町長がおっしゃったんですね、この件を極秘に進めたのは、早く公表するとできるものもできんごとなると、この辺でいいだろうということで公表したと。これは、我々はスクープと思うところ、これはリークされとったということのようですが、これはどっちにしろ、もう前町長は、もういらっしゃらないからいいんですが、要するに、事業変更されていたという、住民無視ということに対して、そしてそれが有害物質でも発生するんじゃないかという住民の方々の懸念があるという、これが問題としていろいろお話、質問をさせていただいているわけです。

次にですね、質問の2つ目ですが、町の財政負担の軽減とは何かと。昨日も質問に答弁がありましたので概略はわかりました。けれどもですね、要するに民間事業者が建設するから、予定されていた156億円はもう要らなくなる。また税収も入る。そして借地料も入

るということでしょうかね。まあ、5町からの分担金という、分担金で156億円の分担金ですから、町は昨日の話では、今の物価高騰のあれで考えれば25億円ぐらいの負担になるのではないかというお話でしたが、昨日のお話の内容でよろしいですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 端的に申し上げますと、昨日答弁した次第であります。当初予定されておりました156億円につきましては、国の交付金、それから交付税措置等が控除されても、72億円程度5町が負担しなければならず、1町当たり14億円程度、負担する計画でございますので、全額不要となる民間事業者の計画については、削減効果は明らかであるというふうに答弁をさせていただいております。

○7番（田上英司君） 県が仲介すれば、一般競争入札もせんで、いわゆる民間事業を奨励するということは、地方自治からの考えからすれば、うーん、ちょっと論外じゃないかなというふうに考えるんですね。

昨日も、説明が答弁にありましたが、要するに経営の権利を得るために出資をすると。しかし額は決まってない。これはまだですね。そして、株も保有されるということなんです。そこで、私ども住民の皆さんも考えていらっしゃるのですね、事故とか災害があったときの対応はどうなるのかということなんです。責任の密室会議、黙っておればよかったということじゃなくて、それは止めていただいて、経営に関与するというのであれば、事故、災害時の賠償問題等々も、どこからお金を出すか。一般会計から出すのか、どこから。そこもやはり頭に入れて考えておかなければならないことになるんじゃないかと思いますが、事故・災害のときの、これはまだ建設もされておられませんけれども、それも考えていらっしゃるか、聞きたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答え申し上げます。

まず最初にですね、この出資の割合等については、まだ決まってないということは、議員御指摘のとおりでございますが、経営に関与するという部分については、これは今考えられているものではありません。これは決まってないということではなくて、いわゆる第三セクターみたいな考え方ではないということです。

よってですね、出資額についても会社の財務状況とか、こういったものを基本的には開示できるような会社法に定めた出資額というものになろうかということで、今、調整・検討が進められているということで、承知しております。というのが第1点です。

次に、いわゆる賠償についてですが、これは一般的には瑕疵の割合とかですね、原因者

が誰かとことで決定することとなるというふうに承知しております。以前の答弁でも差し上げているようにですね、これは、事業活動で行われた瑕疵があるものについては、基本的には事業者により行われるということで承知しておりますが、その辺についてはですね、土地の貸付者である広域連合の中で、まだ議論が熟しておりませんので、この辺の答弁にさせていただきたいと思います。

○7番（田上英司君） 関連するかもしれませんが、次にですね、地域経済効果について、考えられていること。それと、それに関して、いわゆる地域活性化方策が具体的に何ををもって考えていらっしゃるか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

地域経済の効果に関しましては、広い意味では、町の財政負担の軽減も経済効果として考えられますが、そのこととは切り分けてお答えを申し上げます。

まず、廃棄物処理施設の建設によりまして新たな雇用が生み出され、地域との交流が広がるのが期待できます。また、地域振興策については、5町による事業の適宜判断前です。ありますので、現時点では具体的にお示しするものはありませんが、中山間地域に1つの産業の拠点ができることで、交流人口が増加する可能性はございます。仮にそうなれば、地域経済が活性化するだけでなく、移住定住の促進にもつながるのではないかとというふうに考えております。

一方で、今回の計画を検討している最大の目的についてはですね、上益城5町が抱える一般廃棄物処理の課題を解決するためであるというのは、これまでも説明をさせていただいたとおりでございます。

○7番（田上英司君） 建設予定地には小さいながらも商店もあります。ここにコンビニができたりとかすれば、現在の商店は潰れるということは目に見えているんですね。そして今、雇用が生まれるということを第一におっしゃった。先般、私たちも2回大栄環境にはお邪魔したんですが、専門性が要求されるということで、ほとんど大栄環境から、現在の職員の経験者の方を派遣するということをはっきりおっしゃったんですね。まあ、いい話には必ず裏があるということをもってですね、考えていかにやらんというふうに考えております。

話はごろっと変わりますが、次の質問ですが、先般、全国初のミフネンシスという翼竜化石発見がありました。これは大きな話題になったんですね。この喜びと、さらなる不安。

どういう不安かと。不安が出ておるんです。地域の立場を、建設予定の面から、どうこの翼竜発見のことをお考えになるか。私が言うのは、後にまた言うんですが、産廃施設建設を中断したらどうかということなんです。そういう考えはお持ちですか。お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

議員の御指摘は、廃棄物処理施設建設に伴う、地元の風評被害をどう考えるかということというふうに捉えました。産業廃棄物処理施設が建設されることに伴いまして、風評被害が起きないように、現在、環境アセスメントが進められているものでありまして、本町としては、調査結果や評価に基づく対策が適正に取られるよう、今後も注視していくことは先日から申し上げているところでございます。

○7番（田上英司君） これは、知ったかぶりしますが、本年5月14日に、熊日が約9,000年前の白亜紀後期の地層から翼竜化石を発見されたということですね。これは、1996年、約29年前、町の教育委員会が発掘調査で発見していたものだそうですね。それが北海道の大学の教授の先生たちの研究でこういうふうにわかったと。そして、これに加えて、以前、1979年の、これはまた46年前ですよ。46年前、小学生の子どもが日本初の肉食恐竜の骨を発見したと。

非常に、御船町の御船層は翼竜化石が複数発見されるということで、まれな地域であると。さらに化石の発見が期待されるということですね。これを、建設をいったん考え直して、場所の変更をお願いしたらというふうに思っているところです。

さらっといきます。次にですね、本年2月3日に上野の北向公民館で行われた広域連合主催、今回も予定されておりますが、その席上で、町長が、「この建設を住民に押しつけるものではない」という、おおっというお話をされたんです。この真意をお尋ねしたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

町長が真意を申し上げる前にということになると思いますが、議員からですね、先ほど御発言もあったように、この町長の発言を引用した形で、3月議会でも質問通告をいただいております。引用された発言は、今発言があったように、令和7年2月3日の広域連合主催の造成工事説明会における町長のものということでありましたので、今回また、通告を受けましたので、改めて、当時の発言録や音源をつぶさに当方のほうで確認をいたしました。大変恐縮ではございますが、町長は「住民に押しつける気持ちはない」あるいは

それと同定できる発言はしておりませんでしたので、答弁の真意は何かという御質問については、答弁をいたしかねます。

その日に、町長が答弁したもののうち、まさに田上議員のほうからですね、平坦地でも説明会を開催するよう要望されたことに対しまして、事業に対する考え方を述べた発言がございました。必要であれば、その答弁を読み上げさせていただきたいと思いますが。

○7番（田上英司君） 町長に直接聞きますよ。みんな、「うわあ、いいことを言われた」ということで、「押しつける気持ちはない」とおっしゃった。御本人、町長はいかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 重ねての答弁になりますが、町長は今、議員がおっしゃった、「住民に押しつける気持ちはない」というような発言はしておりません。いろいろ文脈がありますが、議員がもしかしたら、そういうふうに捉えられた発言というものは確認をしております、その一部についてはですね、「皆さん方を説得しようとか、そういった気持ちを私自身は持っておりません」この発言はしておりますので、この発言を捉えてそういうふうに御指摘をいただいているものと思いますので、その真意については、町長が御説明をさせていただくことは可能だろうと思います。

○町長（藤木正幸君） 今、田上議員のほうからありました真意はということですので、私の思いは、環境アセスメント手続が行われている段階において、御船町は事業者の推進に傾倒することなく、環境アセスメントの評価や対策をしっかりと確認した上で、住民の皆様意見を聞き、不安解消に努め、事業を進めていくという、熱い思いがあった言葉だというふうに感じております。

○7番（田上英司君） 熱い気持ちがあったと今言っていただきました。町長は近頃、この事業を全国のモデル事業にしたいと言われなくなったですね。許認可権は、先ほど言いましたけれども、県が持っている。県が許可したので仕方がないというふうに言うための布石ではないかというふうに理解する人もおるんですよ。

例えば、県が仲介した。これは事実ですが、仲介した後、もう知らん顔、後は5町に任せるといことですね。これは、町が一番しっかりせないかんということなんですよ。今後ともですね、住民に寄り添うという姿勢を持ち続けていただきたいというふうに念願するものであります。

次にですね、御船合併70周年の式典がありました。すばらしい式典でございました。あらゆる節目のとき、加えて、戦後80年の年でもあり、また来年は水俣病公式認定70年にな

るんです。70年経過しても、水俣病は今でも苦しんでおられる方々がたくさんいらっしゃる。

ここにまた、町長にお尋ねしたいんですが、後70年、万が一長生きする人は一人もおらんと思うんですよ、この席上、私も含めて。だから、私たちは将来の御船町を担う子どもたちに、今の御船町を残すために責務がある。公害の原点である水俣病の二の舞をさせちゃなんらんとということで、真剣に考えてですね協議して、建設を立ち止まる勇気を持っていたきたい、という質問です。少しは、どうしようかなというふうに考えてもらうことはできませんか。お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） お答えを申し上げます。

民間事業者による計画は、従来計画と比較して財政面のみならず、環境面においてもメリットのある計画であり、本町のみならず、上益城5町の一般廃棄物処理の課題を解決できるものであるというふうに思います。引き続き、事業者の環境アセスメント手続を注視しながら、施設の立地が予定されている町として、環境への不安や懸念が払拭できるよう取り組んでまいりたいと思います。

御船町が、この先もずっと続いていくことはもちろんですが、さらに発展できるよう、この事業についても、町民の皆様に寄り添いながら、しっかりと前に進めてまいりたいというふうに思います。

○7番（田上英司君） ではですね、また別な質問になりますが、フッ素化合物と有機水銀という、そこに有機物という表現があるんですが、この有機物というものに対して、どういう認識を持っていらっしゃるか、お尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

有機物とは、炭素を含みます化合物、つまり炭素を構成要素として持つ物質であると解されております。主に、生物体で生成される物質を指すものとして知られておりますが、現在では人工的に合成された有機化合物も多く存在するようです。このような認識でございます。

○7番（田上英司君） さらっといきますが、今、おっしゃるとおり、私も調べてみたら、そういう表現でした。その中で特にですね、今、話題になっております有機フッ素化合物は、永遠に分解されない。毒性が強い。人体や環境に影響が大きいと言われております。そのため、リサイクルや大気汚染防止対策が重要であるというふうにされておりますが、仮に

建設がなって、事業が始まったとした場合ですよ、ここから出る有害物質が本町を中心にまき散らされるということを、御船町の住民の我々がそれを止めなければ、誰が止めることになりますか。行政には住民の目線をもってよく考えていただきたいと思います。要するに、また再度言います、有害物質を止めるのは我々住民と思うんですが、いかがですか。

○環境保全課長（鶴野修一君） 有機フッ素化合物の取扱いということだろうかと思います。

議員御指摘のとおりですね、今、この有機フッ素化合物については、発がん性のリスクなど取り沙汰されており、様々な局面でですねいろんな調査が行われております。

今回、御質問が、住民の皆様がこれを止めるのがどうかというような御質問かと思いますが、現在、環境アセスメントでですねそういった環境面については調査をしていますが、取り扱う廃棄物については、今後、事業認可がなされた場合にですね、その扱う品目であったり排出事業者の契約に基づいて受け入れるかどうかを決めていきます。

この有機フッ素化合物については、国が処理指針を示しておりまして、その処理指針に基づいて処理がなされることが重要であります。そういったことがきっちり守られるようにですね、土地の貸付者であります広域連合とも協力をしまして、しっかり処分ができるように、事業者の責任で行っていただくということが第一義的な考え方だというふうに認識をしております。

○7番（田上英司君） それでは、関連する質問に移りますが、現在、菊陽町にあるT S M C工場の産廃、それから今また新たに問題になっている廃棄太陽パネル、太陽光パネルですよ。の御船町への持込みいう懸念についてお尋ねするんですが、さっき冒頭言いましたが、民民契約で行政が関与できないということなんですが、御船町には持ち込むなということと言えることができるのかどうか。持ち込まないことが一番いいんだけど、それを、持ち込まないでくれと言うことができるのか。まず、それをもって住民の方々に、「いやあ、絶対持ち込まさせませんよ」と、住民に約束ができるのか。それをお尋ねします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

太陽光パネルの取扱いへの質問ということ。当該、事業中に建設が予定されております施設についての受入れについてですが、現在、国は将来的な太陽光パネルの大量廃棄の問題に対応するために、リサイクルの義務化というものを検討されておりまして、環境省のホームページでは制度の素案が公表されている状況です。

しかしながら、この太陽光パネルのリサイクルについては、技術的には可能でありますけれども、高度な技術が必要で、かつ高額な費用が発生することから、その処分の多くが現在埋立処分がされているのが現状であります。

今回の事業地には、埋立てを行う最終処分場は計画されていないことに加えて、民間事業者の事業計画にあるリサイクル施設については、太陽光パネルのリサイクルに特化した施設ではないことから、将来予想される太陽光パネル等をですね受け入れる施設とはならないものというふうに考えております。

○7番（田上英司君）    どの地域でもですね、廃棄物処理については頭を悩ませていると思うんですが。岡山県に吉備町というところがあります。ここではですね、有害物質のP F A Sを活性炭で吸収するという方法でやっつけていると。この吸収した活性炭を、8,000度から1万度の熱で、また処理するという工場を造るということで、今、岡山県では話題になっております。

加えて、菊陽町のT S M Cから出る排水からP F A Sが検出されていることは、もう御存じのとおりということですね。T S M Cの産廃を持ち込むとなれば、本町全域がP F A S汚染場になってしまうという懸念は、もうこれは明々白々なことではないかと思うんです。これは、絶対、仮に建設されたとしたとしても、持ち込まないという約束を取り付けていただきたいというふうに思います。

次にですね、上野地区の地下水の枯渇と平坦地の上水道の汚染に対する懸念なんです。時間もあまりありませんけれども、要は、P F A Sを取り締まる法律は、まだ国内にはないということです。だから、今、暫定値という表現で50という数字が出ております。世界的には、まだまだ低い規制値、10とか一桁台とかいう数値になっている法律があるようですが、日本にはまだないと。暫定値ということのようですが、でも有害物質には変わりはないということですが、お尋ねしたいのは、そういう懸念があるから、この前お尋ねしました御船上水道の水源が御船町には9カ所あるということで、一番心配されているのは、地理的には北木倉から高木方面の上水道も心配だなということです。

地下水または上水道対策について、何か対策が、今お考えであれば、お聞きしたいと思います。

○環境保全課長（鶴野修一君）    お答えいたします。

この事業開始に伴います地下水量と地下水質の御懸念と捉えました。これまで、議員も

御案内のとおり、事業所は、地下水量の削減については、雨水の活用や使用した水の再利用など、地下水利用の抑制を図るような計画を今立てておりまして、これは地下水条例であったり、環境アセスメント手続でしっかり確認がされるということは、これまでも説明をしました。

また、地下水を取水する事業者の涵養の取組として、熊本県はですね令和6年度に地下水涵養指針を改正しておりまして、これまで事業者に求めておりました採取する地下水量に対する涵養目標を、これまでは採取量、取った水の1割を涵養するよう求めていたものを、取った水の10割を涵養するよう定めたところです。これらの取組によりまして、事業活動によって周辺の地下水の枯渇を招くような事態は起こらないものというふうに認識しております。

また、この地下水保全の取組については、先ほど議員からもあったようにですね、天君水源等、この水量については、潤沢ではございませんので、本町についても水道事業の水源として利用していることもありまして、重要であると認識をしております。

現在、町としまして、上野や田代地域におきまして、地元農家さんの協力を得て、地下水財団の事業を活用した冬場の田んぼに水を張る、冬期冠水事業に取り組んでおりまして、年々面積が増加をしているところです。

次に、水質についてでございますけれども、これまでも答弁させていただいておりますように、この計画されている施設については、コンクリート基礎であったりとか場内で発生するプラント用水は噴霧処理がなされるとか、クローズドシステムが採用してありますことから、施設からの排水がなく、水質が汚染されることはありません。これはですね、大栄環境株式会社が長年運営しております同規模の施設周辺で、また下流においても、酒米である山田錦等が栽培されておりまして、毎年高く評価されているということも本町は確認をしてございまして、そのような事例からも水質汚染はないものというふうに判断しております。ただ、そういった実績のみならずですね、施設供用開始後の水質のチェック体制というのが重要になってまいります。現在、PFASの水質検査は水道法には定めはございませんが、国では、令和8年4月から、水質基準、水道法に定めた水質基準に格上げされる予定であることを踏まえまして、今後、水道法に基づきます検査が義務づけられてまいります。

また、事業地周辺を流れます、近隣を流れます川内田川それから下流域の井戸水につい

でもですね、これは以前に答弁させていただいておりますが、現在、町が定期的にモニタリングをするような方向で検討をしております。

○7番（田上英司君） ありがとうございます。これで、産廃問題の質問は終わります。

次の大きな質問に移ります。無縁御遺体の尊厳について、さらっとお尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 2、無縁御遺体の尊厳について、お答えをいたします。

近年、一人暮らしの増加や親族のつながりの希薄化などを背景に、身寄りのない高齢者は、全国的に増加傾向にあり、国においても、身寄りのない高齢者への支援拡充を進めているところです。

個人に遺族などがいない、または遺族の引取りがない場合は、法令に基づき自治体が御遺体を引き取り火葬・納骨等を行っております。本町においても、これまで数件の対応を行っております。今後も、亡くなられた方の尊厳を保つよう、適切に対応してまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○7番（田上英司君） それではですね、何でもこういう質問をしたかといいますと、本年3月27日、厚生労働省の発表でですね、びっくりした数字が出たんですね。全国で4万2,000人の御遺体が引き取り手がないと。4万2,000人と。死亡者全体の2.7%だそうです。これは、自治体が死亡者を墓地埋葬法によって火葬された数字だそうなんです。これはこれだと思ひまして。これはもう、私事ですが、私も前職のときにはですね、白骨死体となった性別もわからない身元不明の方を、もう何十体という、対応してまいりましたが、それはもう、全くわかりません。男か女かも誰かも。しかし、これはその問題とは違うんです。これは、身元がわかっておっても引き取り手がないという、悲しい現実なんです。これについて、大体、今まで御船町どのくらい、数だけで結構ですが、おられましたか。

○福祉課長（山下小代里君） 身寄りのない方や引取者がいない御遺体は、本年度を含めた過去5年間で8体です。

○7番（田上英司君） 結構いらっしゃるんですね。

次にですね、合志市では本年の5月16日に大規模災害時の遺体安置に関してですね、全国冠婚葬祭の互助会というのがあるそうですが、そこと連携協定をして、県内で8例目の協定を結んでいらっしゃる。合志市は県内で8例目と。

私がここで言いたいのはですね、これは、そのマニュアル、取扱規程、これは皆さん行

政の方々は異動で替わりになるとか、係が替わっていきますよね、だんだん。これは現実バタバタされているのが本当だと思うのですが、親身になった対応が望まれます。規定がなければ、早急に作成、備えつけていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○福祉課長（山下小代里君） 身寄りのない方や引取者がいない方は、死亡者の状況等により墓地埋葬等に関する法律、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、生活保護法のほか、厚生労働省及び法務省の作成の手引きを参照して、対応してまいります。

○7番（田上英司君） では参考になれる手引きはあるということで、理解してよろしいですか。

○福祉課長（山下小代里君） はい、議員のおっしゃるとおり、手引きのほうはございます。

○7番（田上英司君） これで、一安心です。実際、それに対応した者でないとわからないんですよ。身内も寄りつかない御遺体。我々はそういう人を背中におぶって山から下ってきたことも何回もあります。やはり親身になった対応が必要じゃないかと思います。

終わりに、私たちは、先ほど言いましたが、豊かな水と地下水と緑と、そしてきれいな空気を未来の子どもたちに残す責務があるということを、強く肝に銘じて、これを誓い、私のこの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田優二君） ここで、午後1時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森田優二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（森田優二君） 日程第2、報告第1号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（福永 啓君） 全員協議会でも申し上げておりましたとおりですね、この減額補正につきまして、補助事業ですので、減額されたということは、その補助金、補助額も減額されたことでしょうか。一般財源も減額されたことでしょうか。その減額の財源を御説明ください。

○農業振興課長（山下直樹君） 補助率につきましては、国が50%、県が14%、町が36%となっております。減額分については、その分減額となっております。

○11番（福永 啓君） その分といいますのは、今のパーセンテージでそれぞれ県・国・町で減額されたという理解でよろしいでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） 議員がおっしゃられるとおりです。

○議長（森田優二君） ほか、質疑はありませんか。

○9番（岩永宏介君） 報告第1号と思いますが、今の、この場所がですね、上益城平坦地区広域営農団地農道保全対策工事なんです、これはまず、どのあたりなのかをですね。一応下のほうに工事場所は滝尾地内と書いてありますが、場所をちょっと口頭でお願いします。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

国道445号があると思いますけれども、ちょうど明和建設があるところですけども、そこから1キロメートルほど上っていったところのマミコウロードの法面の工事になります。

○議長（森田優二君） ほか、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（森田優二君） 日程第3、報告第2号、「専決処分の報告について」を議題とします。  
質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（藤川博和君） 夜間全面通行止めの規制による施工ですね。これは全面を行ったら何時間ですかね、これは。それとその費用。それとまた、一般車両確保のための仮設、鉄板を敷いたことですね。これは、何時間行くとですかね。

○建設課長（藤本裕也君） 夜間等で行いました工事、今の質問につきましては、お調べしてからお答えしたいと思います。

○11番（福永 啓君） では、調べていらっしゃる間に、これも同じように、先ほどと同じ質問です。増額なんです、これも補助事業になっているかと思いますが、その増額分の財

源の割合を教えてください。

○建設課長（藤本裕也君） こちらは、地方創生道整備推進交付金事業となりまして、補助率が50%、残りの事業費について、起債充当の90%、そちらについて、交付税措置が22%となっております。

○11番（福永 啓君） この増額分についても、この道本体の工事と同様の割合で増額されたと。ですから、国も増額を認めているということで、理解してよろしいでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） そのとおりです。

○12番（藤川博和君） 何で聞いたかというですね、これは、設計段階でこういう準備はできなかったかということですよね。毎回毎回こういう問題出てくるからですね。要はコンサルの設計段階でこういう施工方法はできなかったかというので質問したんです。

○建設課長（藤本裕也君） 今回の変更につきましては、道路下の路盤の件になりますので、そこまで想定ができなかったというところで、現場でそういったことが発生したことにより変更を行っている状況です。

○議長（森田優二君） いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（森田優二君） 日程第4、報告第3号、「専決処分の報告について」を議題とします。
質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（福永 啓君） これも同じですね。これは増額補正なんですが、増額分と本体分、これについての割合ですね。それぞれ同じ割合で増額されたのかどうか。補助率とか、そのあたりを御説明ください。

○建設課長（藤本裕也君） こちらも、先ほどの専決第2号同様ですね、地方創生道整備推進交付金事業となりますので、補助率50%、残りの事業費に対して、起債充当が90%、それから、交付税措置が22%と、増額分に対してもこの割合が適用されるというところで、よろしくをお願いします。

○11番（福永 啓君） といいますのは、増額分の工事に関しましても、町のみ判断ではな

くて、国もですねこれは増額が適切であると、そして補助金も増額するという判断をされたということですよね。

○建設課長（藤本裕也君） はい、そのようになっております。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（森田優二君） 日程第5、報告第4号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（森田優二君） 日程第6、報告第5号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（森田優二君） 日程第7、報告第6号、「繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（岩永宏介君） そこに令和6年度の繰越計算書がありますが、まず、予算現額、それから翌年度、今年に繰越しがある額が書いてありますが、これが同額なのが南側駐車場整備事業、以下ですね、3ですかね、南側駐車場と自治体情報システム関係、それから5番

のところですね、防衛施設周辺事業、これはなかったですね、広域農道ですかね。予算現額と翌年度繰越額がそのままですねそこに載せてありますので、まずはですね、南側駐車場整備事業、予算現額と翌年度繰越額が同額です。そして、右のほうに見ていきますと、その財源、その他というのがありますが、その他、これが165万円と書いてありますが、まず、このその他について、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（本田隆裕君） これは全部一遍にお示ししたほうがいいですか。

○9番（岩永宏介君） はい、できれば同じことだったら説明をお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） では、予算現額と、それから繰越額ですね、これが同額の分とそうでない部分があるということなんですけれども、これにつきましては、その年度の3月までの執行状況によってですね、もう全額そのまま繰り越す場合と、それから一部執行して、一部だけどうしても執行できない分だけを繰り越す部分と、そういった2つの場合があります。

それから、財源内訳のその他のところなんですけれども、その他につきましてはですね、ほとんどがふるさと納税寄附金の基金からの充当です。一番冒頭の南側駐車場の整備事業、これにつきましては復興基金を充当しております。

○9番（岩永宏介君） そうしましたら、あとは、これはもう提出の総務課長のほうには、それを聞きますけれども、一般的には予算というのは単年度主義といいますか、1年間で大体使うというのが原則ですよ。それであんまり何か、年度をまたぐような予算の執行というのは、あまりよくないというふうに一般的には言われているんですが。そのまま予算現額が翌年度に繰り越されるということは、例えば、これはもう関係課に聞きたいと思いますが。南側駐車場の整備事業がこんなふうに翌年度に持ち越されているというのは、どういう理由なんでしょうか。

○総務課長（本田隆裕君） 本件につきましては、御船中学校横の砂利敷き駐車場のことになるんですけれども、令和6年度予算ではですね、今、整備してある砂利敷き駐車場の隣の土地をですね整備するということで、予算をいただいております。ところがですね、さらにその奥の土地もですねお借りすることができるようになりましたので、令和6年度の予定だった整備の分を、そのまま繰り越して、現年度にさらに拡張する部分と一緒にしたほうが事務効率もいいですし、効率面を考えて、いったん全額繰越ししております。

○議長（森田優二君） いいですか。はい。

ほか、ありませんか。

○1番（田上 忍君） 通学路の緊急対策事業、これが繰越しされているんですが、これは緊急ということだから、早急にせないかんだったように感じるのですが、繰り越してもいいような状況のところだったのでしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） お答えします。

こちらにつきましては、高木にあります高山中央線、今現在も工事を行っておりますけれども、用地交渉等に時間を要しております、現在、工事している分ともう1工区を残しております、要因としましては用地交渉に時間がかかったということで、御理解いただければと思います。

○1番（田上 忍君） では、これはいつ完了予定ですか。

○建設課長（藤本裕也君） 現在工事中の箇所と、もう1カ所用地交渉を最終段階に入っております。そちらのほうは片付き次第、そちらの工事、その2工区が終わりましたら、最後に舗装工事を完了させ、年度内での完了を予定しております。

○1番（田上 忍君） ではもう1つ、土木で、四宮橋の開通式典、これが繰り越された理由は何でしょうか。

○建設課長（藤本裕也君） こちらにつきましては、橋本体の工事の完了は年度内に完了しておりましたが、附帯する工事、また記念碑等の設置に時間を要しております、開通式につきましては、一応来月あたりを予定しております、今後、日程等を皆様のほうにお示ししたいと思います。

○1番（田上 忍君） はい、わかりました。ではもう1個です。小学校施設の整備事業とありますが、この内容を教えてください。

○学校教育課長（本田恵美君） こちらが、令和6年度の補正予算で、国のほうから付いた分で、3月の補正予算で計上しておりました分です。場所は、木倉小学校のトイレと高木小学校のトイレと木倉小学校のバリアフリー工事です。

○1番（田上 忍君） では、これは全部、今年度中に終わると思ってよろしいですか。

○学校教育課長（本田恵美君） はい、今年度に完了する予定です。

○1番（田上 忍君） 学校の中の工事ということになると思いますが、特に木倉小はたしか図書が置いてあるところだと思うんですね。これはいつ頃工事をやられますか。学校が休みの日でしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 夏休み中に行う予定としております。

○議長（森田優二君） ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（森田優二君） 日程第8、報告第7号、「事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（宮川一幸君） 一般会計のところではまずはお聞きします。この説明ですね、地元の調整に不測の日数を要したという形で、こういった調整があったのか、説明をお願いします。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

営農期をさけてくださいとか、そういう相談のほうがありましたので、こちらのほうの地元協議に不測の日数を要したためということで記載させていただきました。

○5番（宮川一幸君） 事業的に3つ、4つあるんですが、施設の災害復旧と、農地だったらわかるんですが、なぜかなというような形で、なかなか事故繰越しというのまでは、なかなか地震のときはしょうがないかなと思っていたんですが、今回またこういった形でなので、発注できて仕事ができるなら、早めによろしくしていただきたいなと思います。

続きまして、その次のページの下水道の関係です。浄水センターの結局ポンプの修繕として、ここの理由も資材の入手困難のためというような形で書いてあるんですが、これは受注生産か何かのために遅れたのでしょうか。お伺いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えします。

これについては、更新する制御装置等の電子機器の納期が11カ月程度かかるというふうにメーカーからありましたので、遅れたということになります。今回は事故繰越しでの御提案ということですが、公営企業法においては、3条予算については、繰越しの場合はもう事故繰越ししかありませんので、明許費ではなく事故繰越しで繰越しをさせていただいているということでございます。

○1番（田上 忍君） 28ページ、これは管布設工及びということで、要は、調整において不

測の日数を要したとあるんですが、これを具体的な理由をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） これは2本繰越しの中には入っておりまして、万ヶ瀬地区と滝川地区の配水管布設工事に伴う工事予算の繰越しになります。舗装打替工事との調整が必要ということで、今回繰越しをさせていただいております。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第1号 御船町地域防災計画の一部修正について

○議長（森田優二君） 日程第9、議案第1号、「御船町地域防災計画の一部修正について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（ジェリフはづき君） 5点ほど質疑をさせていただきます。

まず、新旧対照表でいきますが、10ページです。こちらに、地域防災力の向上という項目があつて、そこが大きく改正となっているようです。町民の努力義務というのが規定されたのかなと思うんですけども、町民に努力義務を課しているということなので、町民への周知が必要かなと思いましたが、どのようにされていくおつもりでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらに記載してあります内容につきましては、以前からですね様々な防災関係の文書、それから冊子等に記載されておりました内容でありまして、これまでもですね、いろんな取組を実施してきたところであります。

今回ですね、県の防災計画の修正を踏まえまして、改めて町民と地域と行政の役割をですね、本町の防災計画に明文化したものになります。周知につきましては、これまで行ってまいりました広報それから各地域への講座、地区防災計画の研修ですね、それから防災リーダー研修、それからイベント等を通じて周知をしていきたいと予定をしているところです。

○4番（ジェリフはづき君） 広報とか周知というのは、こちらが何回もしているのにも関わらず伝わっていないということは多々あることなので、こうやって明文化されたというの

はいいきっかけになると思いますので、周知のほどをよろしくお願いします。

また、この部分で、消防団の充実強化についてもうたわれています。具体的な取組の計画はありますか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらの消防団の充実強化につきましてもですね、法律等でもうたわれておりまして、考え方等につきましては、本町でも浸透していたところがございます。これまでも、いろんな取組を行ってまいりました。そういったものを明文化したものということになります。具体的な取組としましては、通常点検、それから放水競技、非常呼集訓練、それから消防学校への入校などを通じまして、知識それから技能を向上させているほかですね、資機材の強化によりまして、充実を図ってまいります。

○4番（ジェリフはづき君） 消防団員のなり手不足というのも今話題になっているところだと思いますけれども、その点について、何か新たに取組を始めるものとか、計画しているものというのはありませんか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 消防団の団員不足につきましては、本町でも喫緊の課題と捉えております。特にですね、中山間地域におきましては、団員不足が顕著でありまして、そういったところも踏まえましてですね、今年度しっかり組織編成を話し合いまして、来年度に向けてですね、新しい組織体制ができればということで、今進めているところがございます。

○4番（ジェリフはづき君） 女性消防隊の活用なども考えていかれたらいいのではないかなと思っていますところでは。

続きまして、地域防災計画の見直しのときに、自主防災組織とか、防災士への意見聴取というのは行っているのでしょうか。私たち議会に対しては、前もって意見ありませんかということで、お声がけいただいているんですけれども、周知啓発の観点からも、そういった地域だったり防災士の方々への意見聴取というのも効果的ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 既にですね、こちらの防災会議の中の構成員としまして、自主防災組織の関係者、それから防災士の資格を有したですね、そういった方がですね構成員となっておりますので、その辺も考慮しながらですね検討してまいります。

○4番（ジェリフはづき君） 続きまして、新旧対照表の31ページです。こちらに防災備蓄の

計画が載っていると思いますけれども。こちらの紙おむつについてなんですが、これはちょっと一般的な話なのかうちだけなのかがわからないんですけども、新生児、小さいと  
きって、すごくうんちがこまめに出てしまって、こまめに替えないといけないというのが  
あったんですね。1日に10枚ぐらい交換していたかなと思います。だんだん大きくなって  
くると、1日に3枚から5枚というふうに少なくなってきました。

そこで、このサイズがSサイズからというのも気になったんですけども、新生児サイ  
ズの整備をするとか、Sサイズは目標数量を少し多く設定しておくということも必要かな  
と思ったんですが、いかがでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 御指摘ありがとうございます。そういった視点もですね、  
必要かなと考えております。新生児それから乳幼児のですね一般的な使用数量を調査し、  
検討してまいります。

○4番（ジェリフはづき君） 最後です。こちらと同じページのパーテーションについての計  
画も載っています。こちらは、新旧対照表の18ページ、計画の189ページのところに、避  
難所環境が常に良好なものであるように努めるという文言が追加されています。なので、  
その備蓄品整備計画ではパーテーションの備蓄数量と備蓄目標が載っていますけれども、  
年ごとの計画数量が記載がありません。しかし、このように、避難所の環境を良好なもの  
であるように努めるというふうになっていますので、パーテーションについては、計画的  
かつ優先的に整備していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○危機管理防災課長（河地克敏君） 避難所のですね環境の良好を保つためにはですね、パー  
テーション等の備蓄品等は必要なものでございます。目標値のほうにはですね掲載してお  
りますけれども、その横のですね年次計画のほうには掲載しておりません。ほかのですね  
必要な備品との優先順位等を考慮しながら整備を進めてまいります。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、「御船町地域防災計画の一部修正について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第2号 令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（森田優二君） 日程第10、議案第2号、「令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（中城峯英君） まず、歳入予算説明書の3ページですね。県支出金として、矢形川落合樋門操作委託金42万1,000円計上されておりますけれども、これについて説明を求めます。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

県におきまして、令和6年度に落合樋門管理操作要領及び操作規則のほうを策定されました。それにより、県から町で委託を受けまして、落合樋門の安全及び操作のほうを、令和7年度から行うようにしております。

○10番（中城峯英君） 今までどこがやっていて、今後、町がやるということでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） 今後、町のほうで落合橋のゲート閉鎖、それから樋門の周辺の清掃作業などを行うということにしております。

○10番（中城峯英君） 落合の樋門は、本当に重要な場所ですよね、内水被害には。矢形川の流量ですねは当然天君ダムが放水をしたときは、矢形川の流量が増えますので、そのときは連携を取りながら、落合樋門を閉めると。こちらに、矢形川に水が入ってこないようにするということの方が大事ですけれども。今年の、私は毎週のように通りますので、浄水センターの周囲を見ておりますとね、降雨量の少ない影響もあると思いますけれども、今のところね、全然冠水の被害がないというような状況ですけれども。まあ、これからですね。これはきっと矢形川の流下能力が上がったという、私は思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

矢形川につきましては、県の管理河川となっております、定期的に浚渫のほうを行っ

ていただいておりますので、その効果が出ているものだと思っております。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

○1番（田上 忍君） 今の中城議員の続きですが、今度、町が落合樋門管理をやるということですが、実際にはどこかに委託されるのか、誰かに頼むかだと思うんですけども、それはどうなっているのでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） 当面の間は町のほうでゲートの操作のほうを行いたいと思います。

○1番（田上 忍君） では、その当面が終わったらどうするんですか。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

御船中央土地改良区と今協議のほうを進めておりますので、もしくは区のほうに相談のほうをしていきたいと思っております。

○1番（田上 忍君） 今、御船川のほうの樋門管理、地域の方にやってもらっていると思いますが、結構年配の方が多くということで、今、委員会のほうでもいろいろ検討しているところですが、そのあたりはですねちゃんと危なくない人、要するに元気な人にやってもらうように、その辺は十分留意してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） その点も考慮しながら、選定のほうをしていきたいと思えます。

○1番（田上 忍君） そうしましたら、予算説明書のほうでいきたいと思いますが、説明書の1ページに、フィリピンのセブ島への調印式への予算が載っています。ここで、職員が7人となっていますが、こんなに7人も行く必要があるのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 昨年、台中市清水区との協定の際に、参加人数を10人を目安に先方と協議をいたしました。今回も10人程度を見込み、先方との話し合いということになります。今、こちらで見込んでおりますのが、まちづくり課、秘書政策課、学校教育課、こども未来課の職員7人を予定しております。

○1番（田上 忍君） いろんな課が行くということで、これだけの人がいるということですね。そしてあと、通訳も2人いますが、やはり2人要るのでしょうかね。

○まちづくり課長（西本和美君） 友好協定締結式の際に、町長の通訳として1人、町長と事務方の席が離れていることが想定されるため、事務方側に1人の2名です。今回の通訳は、現地通訳で、協定式のときのみ、お願いする予定としております。

○1番（田上 忍君） では次、3ページにですね、ちょっと細かいんですがポケットW i - F i、ここで10人分とあるんですよ。10人分、ちょっと人数を数えると、町長、教育長、それから議会からも2人いて、11人いるんですよ。1人分足りないんですが、その辺は大丈夫ですか。

○まちづくり課長（西本和美君） まちづくり課のほうで2人で1台を使用することも想定しております。

○1番（田上 忍君） はい、わかりました。あとですね、ポケットW i - F iは、議会の分もまちづくり課でやると。でもほかの大きなものは、議会は議会に出してくださいと。ほかはまちづくりで出すよと。何か、全部みんな一緒にまとめて、まちづくり課で、これは調印式用の費用ということで、そういう計上って、こういうのはできないものですか。台湾のときはそうだったからといって、分けてあるのかもしれませんが。このあたりはいかがでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 旅費については、議会事務局のほうに持っていただくように、今回しております。

○1番（田上 忍君） それはもう、議会事務局はわかりますよ。ではなくて、やはりできないのですかね、というところを聞いたかったんですけども、もういいです。やはり今までずっとこういうふうに行っているということですよ。

あとですね、次4ページに、中山間地拠点整備に係る費用ということで、ちょっとよくわからないのが費用弁償なんですけど、最終選考会に参加する最終選考者に対する旅費ということで20万円出ていますが、これは何か、私が思うには、自ら進んでこういう選考会に出たわけだから、自分のお金で行くべきではないかなと思うんですけども、どうして町が出す必要があるのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 今回は、熊本県のくまもとアートポリス事業を活用し、全国から応募いただきます。県と町で一次選考を行い、最終選考に進む5者については、カルチャーセンターホールにて公開プロポーザル、公開審査の演者として、ステージにて発表をしていただきます。プレゼンテーションに必要な図や模型などは発表者の負担となります。遠方から来町いただくため、宿泊を伴うことが予想されますので、旅費について、負担するための費用を計上しております。

○1番（田上 忍君） 要するに町がお願いして来てもらうから、費用は町が負担しますよと

いうことでよろしいですか。

○まちづくり課長（西本和美君） はい、そのとおりです。

○1番（田上 忍君） ではもう1つ、その下の委託料ですけれども、これは体育館への通路、外観、あとグラウンドとの高低差ということで出ていますが、場所が明確に書いてないのですが、私から言わせると、中山間地の体育館といたら、今ある学校だったら、七滝中央小学校かな、えっもしかしたら滝尾小学校のことかなと思ったんですが、これは実際どこなんでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 旧七滝小学校、旧七滝社会教育センター跡地の跡に造る拠点となります。

○1番（田上 忍君） わかりました。解体した後、今後利活用するための工事ということになるのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 10の重要政策にも旧七滝小学校の解体に併せると載せておりますように、旧七滝小学校の解体に併せ、今後、中山間の活性化に資する施設を造る予定です。

○1番（田上 忍君） そうしましたら、その今後、利活用するための施設というのは、もう大体決まっているのですか。地元の方と話し合いとかもされていたかと思うんですが。

○まちづくり課長（西本和美君） 現在も、地域の方とのやり取りは続いている状況です。これまで、ワークショップ等について、食品加工を行いたいであるとか、中山間地域の案内所の役割を担ってほしいというような意見も出ております。多くの方に施設を利用していただきたいと思っておりますので、管理や運営について、地域の皆様と一緒に考えてまいります。

○1番（田上 忍君） わかりました。十分にですね、地元の方が本当に使えるものを造ってほしいなと思います。今いる方ではなくて、長い目で見て、ずっと使われる施設、それが望ましいと思います。

次にいきますが、14ページに、有害鳥獣対策で備品購入とあります。これは何を購入するのかを教えてください。

○農業振興課長（山下直樹君） お答えします。

わな管理用受信機及び発信機セットとなります。内訳につきましては、受信機が1台、

発信機が3台というセットがワンセットになるんですけれども、それを3セット購入することにしております。

○1番（田上 忍君） そうしましたら、前の議会で、DX化に伴う対策ということで言われてたものですね。今ですね、昨日も藤川議員が言われていましたが、もうシカとかイノシシとか、本当に平坦にも来ています。夜、車で行ってたらあっちこっちで見かけて、飛ばせられないなというふうな思うところがあるんですね。もっともっと抜本的な鳥獣対策をせないかんと思うんですけれども、その辺は今考えておられるんでしょう。

○農業振興課長（山下直樹君） 今回の受信機及び発信機を活用することで、今まではわなの設置箇所まで確認しに行かなければならなかったものがしなくてよくなることで、まずは、効率的な捕獲が実施できるようになると思っております。これが、有効性を確認できれば、台数のほうを増やしていったって、回転率を上げて捕獲頭数のほうを上げていきたいと思っております。そのほかにも、遠隔操作により扉を閉鎖する箱わなや囲わなの導入、ライブカメラの導入も検討しておりますので、ゆくゆくはまたそちらのほうも予算のほうに計上していきたいと考えております。

○1番（田上 忍君） はい、わかりました。では最後になりますが、18ページに、カルチャーセンターの空調設備の補修が、今回は設計ということで上がっておりますが、実際にはいつ頃終わるのでしょうか。毎年ですね、夏場になると使えないからといって、ほかを当たらなければいけないんですよ。町民の方も結構不便にしているかと思うんですが。全て終わる見込み、見込みしか多分わからないと思うんですが、いつ頃には完成する予定でしょうか。

○社会教育課長（兼田昌明君） 令和7年度に実施設計を行う予定です。最終的な工事の完了につきましては、令和9年の秋ぐらいを今のところ見込んでおります。

○1番（田上 忍君） はい、わかりました。

○10番（中城峯英君） 先ほど田上議員からも質問がありましたけれども、フィリピン共和国タリサイ市ですか、友好協定、これは英語教育の振興ということで、非常にいい取組だと思いますけれども、どのような経緯でフィリピンなのか、どういう御縁があったのかということをお尋ねいたします。

○まちづくり課長（西本和美君） 本町では、英語教育日本一を掲げており、町内全ての小中学校へ1人ずつ外国語指導助手を配置したいと考えています。4月の全員協議会にて、学

校教育課から説明がありましたとおり、外国語指導助手の導入について、先進自治体の事例が多数あることや、日本人の語学留学先として選ばれていることが多いことから、フィリピン・セブ州の自治体を候補として検討していましたところ、本町と包括連携を締結している株式会社 J P ホールディングスから、タリサイ市はセブ州の中で最も大きな市であるセブ市の南側に隣接し、都市部に近いながらも自然豊かな環境にあることや、市内に大学が立地していることなど、本市と共通点が多いということで御紹介があり、友好協定を結ぶ運びとなりました。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

○3番（作田豊明君） 説明書の4ページ、先ほどの中山間の拠点事業なんですけれども、この予算はやっと立ちましたですね。今後の計画、これまで社会教育課から移行されて、まちづくり課が中心となってやるということでありましたけれども、今後のスケジュールあたりを教えてくださいませんか。それと、中山間ですので、場所は今、旧七滝小学校と決まったところで進んでいると今理解したんですけれども、中山間は、今、滝尾を含めたところでありますね。全体的な説明会も開催されるのか。教えてください。

○まちづくり課長（西本和美君） 今後の予定としましては、今月末に、設計プロポーザル参加者を募集いたします。7月の現地見学会等を経て、10月に公開プロポーザルを実施する予定です。その後、事業者を選定した後に、地域の皆さんとワークショップを通しながら、その設計について具体的に詰めていくという方法を取り、令和8年3月に実施計画ができる予定で進んでおります。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

○4番（ジェリフはづき君） その4ページの続きですけれども、こちらは、この設計というのは、拠点施設で運営される事業の内容の設計ではなくて、その建物とか周辺環境をどう改修するかという設計ということで間違いありませんか。

○まちづくり課長（西本和美君） はい、お見込みのとおりです。

○4番（ジェリフはづき君） そうしましたら、この拠点、今月末に公募が始まって、10月頃公開プロポーザルというスケジュールということなんですけれども、その後にやり取りをしながら固めていくという中で、その施設の中で、何をしていくかというのも、その中で話し合われていくのでしょうか。この拠点で運営されていく事業内容について、何か検討していたりとか提案や要望があつていたりしていまして、教えてください。

○まちづくり課長（西本和美君） 先ほど申した中にもありましたように、地域の中からは、各食品加工を行いたいでありましたりとか、中山間地域の案内所の役割が欲しいなどという意見も出ております。その他、合宿所のような、外から来た人でも安価に泊まれる施設もいいねというような意見もあり、また要望としては、二宮金次郎の銅像は残してほしいであるとか、ナイター設備は残してほしいというような意見もありますので、そのような意見も大事にしながら、計画を策定していきたいと思っております。

○4番（ジェリフはづき君） いろんな意見、思いがあるということですが、それを最終的には集約していったら、この施設整備につなげていくと思うんですが、その内容が今バラバラなのをある程度まとめていかないと、その施設も固まらないと思うのですが。そういったところはどのようなふうに進んでいくのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 今度の公開審査に期待するところは、その建物の目的というものがある程度はしっかりしたもので審査になると思います。その中で、地域の皆さんと、その建物も活かしながら、そこで何ができるかということで、そういう部分でも、今とても広がりを見せている意見が集約できるのではないかと考えています。

○4番（ジェリフはづき君） 続きまして、先ほどから少し出ています歳出説明書1から3ページ、タリサイ市との友好協定の話ですが、目的はALTを各学校にということの、助成金も使えるからということだったと思います。その現地に行く方々の人選の根拠がいまいちよくわからないんですが、議会とまちづくり課、秘書政策室、学校教育課というところで、何か、何を目的にこの人選をされたのか、教えてください。

○まちづくり課長（西本和美君） まず、友好協定の担当課でありますまちづくり課からは、私と担当者が出席いたします。秘書政策室については、町長随行と広報取材ということで、2人まいります。学校教育課につきましては、外国語教育や外国語指導助手の検討を含むため、教育長と課長ということで考えております。

また、外国語指導助手を保育園において、何か交流などで、何か実施できることが行える可能性があるため、こども未来課からも2人参加するような人数となっております。こちらにつきましては、まだ先方と話をしておりませんので、人数については今後変更となることもあります。

○4番（ジェリフはづき君） 議会については、まちづくり課から決められたわけではないのでしょうか。議会費については、あんまり聞けないんですけど。

○まちづくり課長（西本和美君） 前回の台中市清水区での調定式にも議長に参加をしていただいております。今回も、議長と事務局職員1人同行をいただければと思っております。

○4番（ジェリフはづき君） では、その次の、ポケットW i - F i の10人分というのがあったんですけども、私のイメージだとポケットW i - F i って、何人かで1つ使えば済むものだと認識していたんですけども、1人1つ持つ必要があるのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 台中市清水区の友好協定締結時は、1つのポケットW i - F i を2人で使用しておりました。ただ、検索や通訳機能のほかに、通話についてもW i - F i を使用しておりましたため、常に同じ2人組で移動することが難しく、大事なときに連絡がつかないということも発生しました。ですので、今回は通訳者の同行もありませんので、常に連絡が取れるよう、1人1台を想定しております。

なお、先ほども申しましたが、まちづくり課については、2人で1台を使う予定としております。

○4番（ジェリフはづき君） では、18ページです。カルチャーセンターの修繕の話ですけども、令和9年秋を完了予定ということですが、それまでどうされるのでしょうか。今年も8月23日土曜日に英語劇が予定されていますし、来年も多分されるんだろうなと思っているんですが、どういう予定でしょうか。

○社会教育課長（兼田昌明君） 今年度につきましては、平成音楽大学の御協力のもと、本番、それから本番前の5日間につきましては、平成音楽大学のベートーヴェンホール、こちらを利用させていただくことになっております。

○4番（ジェリフはづき君） それは完了までそのような形を続けていくおつもりなのかというのと、この完了まで、貸館業務というのは一応やっではいるのでしょうか。

○社会教育課長（兼田昌明君） 今年度は、英語劇につきましては、音楽大学のほうのベートーヴェンホールを利用しますが、来年度以降もですね、夏場使えない状況となりますので、まだお話しはしていませんが、また、平成音楽大学とお話しさせていただきたいと思います。

それから、ホールにつきましては、夏場ですね、6月から10月にかけて、利用のほうが難しいということで、それ以外は運営のほうはやっております。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

○5番（宮川一幸君） 中山間の地域拠点整備事業の関係でお伺いします。先般、七滝のほうで説明会があったときにですね、まちづくり課長の答弁の中で、まずは、七滝地区をとい

うような形の回答があったんですが、ほかの地区にも造る予定なんですか。

○まちづくり課長（西本和美君） そのときも申しましたように、まずは中山間地域に全くありませんので、まずは七滝小学校跡地に1カ所とっております。

○5番（宮川一幸君） まずはということは、ほかの、旧4校区にも造られるという形に受け取ってよろしいのでしょうか。

○まちづくり課長（西本和美君） 現在、具体的な予定はございません。

○5番（宮川一幸君） では、まずはじゃないんですね。

○まちづくり課長（西本和美君） 1カ所造ることを、まずは目的にしたいとっております。

○11番（福永 啓君） 何点か質問します。まずですね、一番最初に、落合樋門のことが出ました。お聞きしたいのが、今後、町の管理にするとおっしゃいましたが、落合樋門はこれまで何年間も閉めてませんよね。閉めたことはないですよ、一切。じゃあ今度は、その閉める、水が出たときに、いつも開け放しで外に水があふれていたわけなんです、その管理がいけないねという話だったんですが。じゃあ、今後は町のほうで、やはり取りあえず閉めてみたりとか、閉めるということと理解してよろしいでしょうか。

○農業振興課長（山下直樹君） 議員がおっしゃられるとおりです。具体的に言いますと、落合橋の河川水位が2.36メートルでゲートのほうを閉鎖します。そして、2.36メートルを下回ったときに開放ということで、操作規則のほうとなっております。

○11番（福永 啓君） はい、了解しました。続きまして、先ほどのと全部関連質問なんですが、カルチャーセンター、これが2年以上かかるということなんですが、こちらの本設計及び工事の入札、その手続はどのようになっていますか。

○社会教育課長（兼田昌明君） 実施設計等につきましても、これから入札等の準備に入っていくわけなんです、現在のところ、指名競争入札ということで考えております。

○11番（福永 啓君） これは地元業者とかは全く関係ない事業だと思います。もう、電子入札も始まっておりますし、これを契機にですね、一般競争入札もしくは条件付一般競争入札、それですとか、もしくは、これは2年間というのは長いですよ。そうすると、そこをもっと早くやってくれる業者とか、プロポーザルとか、そのような方法も考えられると思うのですが、そのあたりは、御検討はいかがでしょうか。

○社会教育課長（兼田昌明君） なるべくですね、ホール利用者の方たちに御迷惑にならないように、最小限の期間でやりたいと考えております。まずは、令和7年度の実施設計につ

いては、指名競争入札で行いたいと考えております。

○11番（福永 啓君） そのあたりなんですよ。いつも言われるのが、まずは、今までやってきたからそうではなくて、実際に、一般競争入札できる条件はそろっているわけなんです。御船町でやったことがない、そして、一般競争入札をしない理由というのは、前まで言われていたのが、地元企業どうのこうのというのがあったんですが、これはもう全く一般競争入札にしてしかるべきような事案だと思うんですよ。これは、なぜ一般競争入札でしないのかという理由を明確に述べてください。

○総務課長（本田隆裕君） 私のほうから少しお答えしたいと思います。

福永議員がおっしゃるように、今回委託ですので、一般競争入札、これも当然できることは可能です。ちょっと今、福永議員もおっしゃったように、条件付一般競争入札のメリットとしましては、提示された要件さえ満たせば、誰でも入札に参加することができまして、公平で均等な機会が与えられるという点でございます。

また、入札参加機会の拡大によりまして、競争原理が働きまして、契約額の抑制が期待できます。デメリットとして、審査などの事務手続が増えます。こういったことから、指名競争入札と比較すると、事務的には煩雑でありまして、入札手続に要する期間も余計にかかるといった点が挙げられます。これまで、町内経済の活性化を図る意味でも指名競争入札を原則としております。事業の規模だったりとか、今回のような委託ですね、こういった特殊性のあるもの、こういったケースケースで一般競争入札にするかどうかというのは、ケースケースで検討していきたいと思っております。

御参考までに、これまで条件付一般競争入札を実施したのは、過去に1回、令和5年度のマミコウロードの法面工事でございます。

○11番（福永 啓君） そのようにですね、今回、まずは条件付一般競争も一般競争もほぼやられていないと。これは、やる上で非常に条件がいいと思いますので、検討してください。後々これについては、また質問したいとは思いますが。

それと次、公共事業、藤棚がありましたよね。商工観光課ですね。藤棚がありましたよね。これについて御説明ください。

○商工観光課長（高橋寛敦君） こちらまず藤棚の場所についてですが、若宮堰の通称かっぱ公園ですね。あの公園内にある藤棚の改修工事になります。

○11番（福永 啓君） 藤はですね、御船の町花ですよ。城山公園も、こんな立派な藤があ

るんですけど、なかなかきれいな花が咲かない。藤棚もですね。向こうもそうなんです、棚だけではなくて、藤の保全、そして花を咲かせて、ちゃんと町民の方々が見えるようなですね、藤がば一つとなっているような、できるような、そういうところは今回の工事では考えていないということですか。

○商工観光課長（高橋寛敦君） 今回の工事費の中にはですね、まず、既存のですね藤棚のほ
うがかなり腐れています。その撤去工事と、あとまずはインターロッキングの上に立っ
ていますので、インターロッキングの工事、あと基礎工事等が含まれております。先ほど
議員がおっしゃった藤の花の本体の整備、そちらのほうの費用は入っておりません。

○11番（福永 啓君） それはせんといかんと思いますが。そっちをしないと、外だけ造って
中身が駄目だったら、全く意味を持たないと思いますよ私は。そちらのほうも考えてくだ
さい。

それと次、水越神社の再建支援というのがございましたよね。これは危機管理防災課で
すか。それについても、御説明をお願いします。

○危機管理防災課長（河地克敏君） お答えいたします。

こちらはですね、水越鍾乳洞に行く入り口があるんですけど、そのすぐ上にですね風神
社と書いて「ふうじんじゃ」というのがございます。地元の方で祀っていらっしゃった神
社が、地震によりまして被害を受けたということです。その下の法面が大分オーバーハン
グしておりまして、そこで建てるのは難しいということになりまして、五ヶ瀬地区のす
ね集落の真ん中あたりにですね再建をするというもので、それに対する補助金ということ
になります。

○11番（福永 啓君） 続きまして、すみません。物価対策への対応、福祉課においてですね、
定額減税等に伴う調整給付不足額のための扶助費、その他事務費というのが出ております
が、これについてもですね。

○議長（森田優二君） 福永議員、何ページですか。

○11番（福永 啓君） すみません、これが、福祉課のほうですね。これの説明書の11ページ
です。これです、一部を補助するためということなんです、これについてですね、11ペ
ージの物価、保育所等、等なんですけど、保育所等物価高騰対策補助金、これについて御
説明ください。

○こども未来課長（緒方真理君） 保育所等物価高騰対策事業補助金というのは、県の事業実

施に伴うものになります。物価高騰の影響を受けております保育施設に対しまして、光熱水費の上昇分の一部を補助する事業になります。補助率は100%になります。

○11番（福永 啓君） それとすみません、先ほどセブ島の、たびたび出ておりますポケットW i - F i なのですが、ポケットW i - F i は最近、私もチャンスがあれば海外に行くほうなんですけれど、もうポケットW i - F i 自体がオワコンと言われているんですよ。ほぼ皆さん、e S I M、S I Mカードで対応されています。同じことができるのでね。それがしかもそちらのほうが安いと。そのe S I M、もしくはS I Mカード、それについては、検討されましたか。

○まちづくり課長（西本和美君） S I Mカードについては検討しておりません。

○11番（福永 啓君） 検討してください。そっちのほうが、もうはっきり言って、ポケットW i - F i は、私たちの、よく海外に行く人の間では、オワコンです。皆さんe S I M、S I Mカードを使っています。安いし便利。これは、必ず検討してください。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、「令和7年度御船町一般会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第3号 令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（森田優二君） 日程第11、議案第3号、「令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（福永 啓君） 20ページです。システム改修費というのが上がっております。これです、高額の療養費制度改正に伴うというふうに書いてあるんですが、私の理解としては、高額療養費の改正は一時政府のほうからしたいという発表がされましたが、その後凍結されて、今年度秋を目安に本格的議論を始めると。制度の改正についての議論を始めるといいう話になっていたかなあと思うんです。だから、言ってしまうと、高額療養費制度はまだ改正されるか改定されるか、どのように改定されるかはわからない状態であるというのが事実だと思うんですが。

何で、高額療養制度改正に伴うというのが出てきているのかなと。それとは関係ないのかなと思ったんですが、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○健康づくり保険課長（上村裕美子君） この改正におきましては、令和7年8月に予定されています高額療養費制度の低所得1区分の基準の見直しに伴うシステム改修になります。これは、老齢基礎年金が80万円を超える、これは令和7年8月から、年金収入80万円の方々が80万6,700円に引き上げられる予定であるということを踏まえて、低所得者の自己負担に影響が出ないように、高額療養費制度の区分に係る基準額の見直しが予定されています。

町のほうには、これが4月に予告の通知が来ておりますが、まだ正式な政令改正の通知は来ておりません。なので、一応、令和7年8月の予定というところで、システム改修を補正に上げております。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、「令和7年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第4号 令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（森田優二君） 日程第12、議案第4号、「令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、「令和7年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第5号 令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（森田優二君） 日程第13、議案第5号、「令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「令和7年度御船町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第6号 令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（森田優二君） 日程第14、議案第6号、「令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（田上 忍君） 予算説明書の23ページ、委託料があります。田畑地区の地下水開発調査とありますが、この説明をお願いします。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

田畑水源地がありまして、ここに2つの取水井戸のうち1つがですね、この熊本地震以降、濁度が上昇したことによりまして、現在取水を停止している状況であります。これまでですね原因の究明を継続して行っておりましたが、これの原因がわからず、令和5年度には本格的な現地調査を行い、濁りの解決に向けた措置を講じましたが、これは解消には至りませんでした。令和6年度に入りまして、井戸更生、要は井戸を清掃する作業をですね、井戸内にカメラを入れまして調査をしましたところ、井戸内に多くの泥土、土砂がですね堆積をし、井戸更生が困難である状況が判明しました。これは令和7年3月のことです。

このことから、新たな井戸を整備する必要があるとございますので、この整備の許可の変更が必要になり、また整備には2年程度時間を要する可能性があることから、今回、補正予算での御提案をさせていただいたところでございます。

○1番（田上 忍君） ここ数年、雨も少ないということで、結構、地区水道ですか、水越地区、やはり水が足りないというふうに言われているんですね。ですから、ほかの地区でもですねヒアリングして、またこういう地下水の調査とか流水の調査とか、新しい水源の調査も要るかなと思いますので、その辺、調査してもらっていいでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君） お答えいたします。

今回、調査をさせていただきます、試掘をさせていただくものについてはですね、上水道の給水エリアである田畑地区、水越中央地区をエリアとします水源であります。

今回、同規模のですね、今、田畑地区水源地に設置をしております、いわゆるバックアップとして、2つで通常行うものが、片方だけの取水になっておりますので、これをカバーするために早急に行うものが1つであります。

今、議員から御指摘がありました未給水地域の水源確保についてはですね、今、本年度当初予算でも、五ヶ瀬地区の水源についてはですね、やはりどうしても湧水の濁り等が発生するということで、町としては100%支援をさせていただいて、調査試掘、また本掘については、地区の御負担が必要になりますが、こういった取組を進めております。

毎年ですね、地区水道の方々にはヒアリングを行いまして、その窮状であったりとかお困り事も含めて、ヒアリングを行っておりますので、この水源確保についてはですね、お話をしながら進めていきたいと思いますが、そもそも、まだ施設があるものについてはですね、有効利用させていただくことから始めさせていただきたいと思っています。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、「令和7年度御船町水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第7号 御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（森田優二君） 日程第15、議案第7号、「御船町保育所条例の全部を改正する条例の

制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（ジェリフはづき君） こちらは全部改正ということですが、現行の条文から何が変わったのか。また変わった理由を、併せて説明をお願いします。

○こども未来課長（緒方真理君） 改正内容は2つございます。1つ目は、若葉保育園に係る利用定員の変更です。利用定員は150人から120人に変更するものです。変更理由としましては、これまで若葉保育園の保育面積に対して利用定員が即していなかったこと、それから昨年度策定しておりますこども計画の保育事業の量の見込みに即した変更になります。

改正の2つ目ですが、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施するに当たっての改正を行うものです。

○4番（ジェリフはづき君） 若葉保育園の定員が150人から120人になったということですが、この間新しい保育園もできたこととか、そういったところと何か矛盾というか、を感じるんですが、そこら辺の説明を詳しくお願いします。

○こども未来課長（緒方真理君） 定員が150人から120人、30人減っておりますので、随分減ったような感じがいたしますけれども、実際は、面積に対しては135名しか対応ができておりませんでしたので、実質は15名の減となります。これは、園児数が減少しているということではございません。現在、園児数は横ばいに推移をしております。

また、令和6年度から、先ほど議員が言われたとおり、定員80名の認定こども園を新設しておりますので、既に、その園が利用定員に達しております。園児数ですとか私立保育園の状況というのは、年々変動してまいりますので、町内の利用定員の調整については、公立園で調整していくことを想定しております。

○4番（ジェリフはづき君） 利用見込みの変動に合わせて120人に今回はするというので、またそこが変わったら定員が今後変わっていくことがあるということなんでしょうか。

○こども未来課長（緒方真理君） こども計画の保育事業量の見込みというのは、5年ごとに計画していくものなんですけれども、町の園児数の動向ですとか、保育環境の状況によって計画の内容も変わってきます。そこで、保育の量の見込みというのを立てまして、今回、計画に組み込んでいるものです。

新設しました認定こども園の園児数も含めたところで見込んでおりますので、それに合わせて若葉保育園は実質15名の減ということになっております。ただ、園児数については、

横ばいに推移しているということです。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

○11番（福永 啓君） 今の定数の話なんです。ちょっとよくわからなかったんですが。新たな保育園も既に定員がいっぱいであると。もう皆さんいっぱいであると。今も若葉保育園いっぱいであるということだったんですけど。15人減らしちゃったら、待機児童が増えるのではないかと。もしくは、そこの待機児童に至るようなですね、バッファ、余裕部分があるですね、なくすような条例改正ではないかというふうに聞こえたんですが、そのあたりをちょっとわかりやすく説明してください。

○こども未来課長（緒方真理君） ちょっとわかりづらくて申し訳ありません。議員がおっしゃるとおり、減らしたら、その分受入れができなくなるのではないかという御懸念があると思うんですけども、まず、新設した認定こども園の分で、80人の利用定員が、受入れのパイがアップしているということ。それから、その80人が増えたことによって少しは各園で、10人に満たない人たちは減ってくるということを考えると、どこかで調整する必要がありますので、今回は、公立園の若葉保育園で調整をしております。ただ、定員に達したとしても、120%の弾力の部分というのがありまして、その部分はまだ入所は可能ということで、人気の園になってきますと、120%の部分ギリギリのところまで運営している園もございます。どちらにしても、あと100人から、マックスで理論上は200人増えても、受入れが可能な体制としております。

○11番（福永 啓君） わかりました。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、「御船町保育所条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第8号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田優二君） 日程第16、議案第8号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第9号 御船町こども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田優二君） 日程第17、議案第9号、「御船町こども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、「御船町こども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第10号 御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田優二君） 日程第18、議案第10号、「御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（福永 啓君） これはちょっとよくわからなかったんですが、番地が変わっただけですよ、1から2に。なぜ変える必要があったのかと、前の番地のところには何が建っているのかと。番地が変わったということは、家が変わったのかなと、ちょっとよくわからなかったです。はい、説明をお願いします。

○建設課長（藤本裕也君） お答えします。

熊本地震発生後ですね、仮設団地として建設された用地に、こちらに記載あります枝番の1と2で仮設住宅のほうを建設させていただいておりました。その後ですね、枝番1のほうの仮設住宅は解体しまして、2のほうに、今、団地のほうは残っております。現在、1のほうには民間のアパートが建っております、今回、正式に2番のほうに変更させていただいたということになります。

○11番（福永 啓君） では、この1番というのは、現状は1番になかったわけなんですよ。それを現状に合わせて2番にしたということですよ。もう既にこうなっていたと、こういう状態にですね。ということですね、はい、わかりました。

○議長（森田優二君） ほか、ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、「御船町単独住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第11号 工事請負変更契約の締結について

○議長（森田優二君） 日程第19、議案第11号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（森田優二君） 日程第20、議案第12号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（福本 悟君） それでは、契約の方法について伺います。

○総務課長（本田隆裕君） 入札の方法ということで、はい、指名競争入札です。

○6番（福本 悟君） それでは、指名の数と、併せて落札率まで、今からそれぞれの議案で伺っていきます。

○総務課長（本田隆裕君） 本件については、土木で6社入札されております。落札率は90.48%です。

○議長（森田優二君） ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第13号 工事請負契約の締結について

○議長（森田優二君） 日程第21、議案第13号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（福本 悟君） それでは、契約の方法について伺います。

○総務課長（本田隆裕君） 入札の方法について、指名競争入札です。

○6番（福本 悟君） では同じく、指名の数と落札率までお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） 土木の6社の入札です。落札率は90.99%です。

○議長（森田優二君） ほか、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第14号 工事請負契約の締結について

○議長（森田優二君） 日程第22、議案第14号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（福本 悟君） 同じく、契約の方法で、指名の業者の数、併せて落札率までお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） 入札の方法は、指名競争入札です。土木の6社入札がありまして、落札率は90.82%です。

○議長（森田優二君） ほか、質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 議案第15号 工事請負契約の締結について

○議長（森田優二君） 日程第23、議案第15号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（福本 悟君） 同じく、契約の方法について、併せて業者の数、落札率までお願いします。

○総務課長（本田隆裕君） 本件も、指名競争入札です。建築の部門で8社入札がっております。落札率は92.19%です。

○10番（中城峯英君） 経年劣化で老朽化が著しいということで、予算化していただきましたけれども、請負契約書を見ますとですね、工期の始まりが記載してありません。学校の授業との関わりもあると思いますけれども、始まりがない、終わりは、エンドは書いてありますけれどもね。どういう期間に施工されるのかお尋ねします。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

工事の工期の始まりは、議決をいただいた日から施工開始となります。工期は2月13日までを予定しております。できる限り、騒音、振動などが出る作業については、夏休み中を中心に実施しまして、学校運営に支障とならないように努めてまいります。

なお、工程会議を定期的に実施しまして、学校と密に情報共有を行ってまいります。

○10番（中城峯英君） 夏休みを中心に施工されると思いますけれども、やはり授業があつていますので、支障がないように十分学校側とも打ち合わせをされながらやってください。よろしいでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） はい、そのように行つてまいります。

○12番（藤川博和君） 先日の全員協議会でも言っておりましたが、予算工事金額ですね、これが1億1,937万4,200円とあつて、今回の契約金額が7,854万円、この差が大きいものですからですね、この差額の説明とですね、この改修工事の目的は何ですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） お答えします。

まず、目的としまして、長寿命化計画に沿って高木小学校の外壁等防水工事を行います。最初に御質問のあつた当初予算の金額と契約金額の差が大きくなっている点につきまして、設計金額とですね当初予算の金額が約3,400万円ぐらいあります。この理由としましては、まず、設計のほうを昨年度委託しておりまして、こちらが、令和6年9月30日から令和7年3月14日までが契約期間となっております。その契約の中の特記事項の中に、当初予算

の見積計上のために概算工事費を提供することというふうにしておりました。予算額の計上時点、大体12月ぐらいになるんですけれども、その頃の最終設計の方針につきましては、まだ確定をしておらず、各工事において、費用が高ぶれることも想定した工事費の計上としておりました。

また、昨今の価格高騰を受けまして、工事発注時の工事単価や労務費、人件費等の値上げを想定しまして、予算額の計上時点では、各工事単価を実勢価格でなく、公表価格を中心に高めに計上していたものになります。

○12番（藤川博和君） 今、課長の答弁ですら、予算編成から、それと確定ではなくて、おおよその単価を得て、最初から設計をしたという意味合いに聞こえたんですよね。そうですかね。

普通設計する場合は、実行設計でやるとが普通でしょう。それを、12月の予算のときは人件費と、そういうのが高騰するからそれをプラスしたところで予算化したんですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 予算額の計上時点では、各工事単価を、公表価格を中心に高めに計上していたというふうに確認しております。

○12番（藤川博和君） 予算金額を高めにしたと言われているけど、あまりにも差が大きいですね、3,000万円あたりに。実行を今度やる場合にですね。その減額になったその理由は、どういう理由でそれだけ減額になったんですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 工事費が予算から変動した主な原因につきまして、まず、アスベストの含有建材の回収方針が決定していなかったため、当初概算では、養生費が発生することも想定して計上しておりました。アスベストの養生が不用となったため、設計金額では減額しております。

もう1つありまして、防水工事の工法をですね、工事費が抑えられる工法の採用をしております。最初の予算要求時の概算設計では、既存の防水層の撤去をする予定にしておりましたが、防水層の撤去を不要とする工法を採用しております。

○12番（藤川博和君） このアスベストの養生費ですね、これは大体幾らぐらい見てですね、それと防水工事ですね、私は専門だもんだけなんです。これが撤去費に幾ら見ていたんですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） アスベストの養生が不要になったための減額としましては、大体137万円ほどを減額しております。それから、防水層の撤去につきましては、714万円

ほどを当初予定しておりましたが、これを減額しております。

○議長（森田優二君） 藤川議員、まとめてもらっていいですか。

○12番（藤川博和君） これはですね、まず、私が言うのはですね、契約する前、工事の問題から原因があると思うとですね。この工事するときに、使用材料、今アスファルトからほかの材料に替えたと言われたですね。この替えた材料を、今、単価を落とすために替えたと言われたけどですね、この品物は、設計にあった材料の品物と同等の品物ですか。それともそれ以上の品物になりますかね。そういう比較はされたですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） 今、申し上げました防水層の撤去を当初は予定していたんですが、撤去をしなくても大丈夫だというふうに判断をしたので、撤去を減額したのと、アスベストの処理についても、当初はまだ回収方法が決定していなかったために、養生費が発生することも想定して、その分を計上しておりましたが、それも必要なくなったので、減額したと聞いております。

○12番（藤川博和君） 私の質問と全然違うことを答えよらすとですよ、課長は。私は、アスファルトを使うより、別の材料を使ったから、その材料がアスファルトの材料と、どちらがいいかということ聞いたんですね。設計に最初にしたアスファルトの材料よりも、今回使った塩ビシートの方がよかったか何か悪かったか、その比較のデータはありますかと言うたんですよ。

○7番（田上英司君） ずっと聞いておりますとね、現場に詳しい議員さん、それと学校はデスクワークです。誰かほかの課長さんで、技術的なものがわかる方がおられれば、そういう方が、代弁されませんか。補佐をしてください、デスクワークの。

○議長（森田優二君） 藤川議員、今の質疑はですよ、この工事請負契約と直接関係ありますか。

○12番（藤川博和君） 要はですね、この契約が終わればですね、この目的、要は長寿命化の工事が果たしていい工事ができるかでけんかを今問いよるとですね。品物がいい品物でそのままするといいいばってん、それも落ちる品物を使った場合ですね、長寿命化がどうなるかですよ。例えば15年もつのが10年しかもたんと。すると、町とすればですね、5年間サイクルが短くなって、財源でもそれは損失を与えると思うとですよ。それを聞きたいですよ。

○議長（森田優二君） 課長、答弁できますか。というのがですね、それはあくまでも、仮に

材質が落ちてはおらんかということの疑問で話をされていると思いますけれども、そこはですね、この工事請負契約とは切り離してもいいんじゃないかなろうかと。コストコのときに、道路を施工する場合ですね、町道並みでしてあったのをですね、それじゃ駄目だろうということで、県道並みの舗装に替えてくれということで、追加を出したんですけれども、これはもう、この工事自体はですね、特に問題がなかはずだけんが。ただ、今おっしゃっているのは、この材料で長寿命化になるかということを言われていると思いますので、これは、こっちは、工事請負契約は通してもですね、後でそこはきちんと答弁をもらって、要は材料を上げれば、補正追加を出せばいいということになると思いますので、まだ、1億何千万円かの幅がありますので、そこは考えられると思います。

そこらあたり、課長どうですかね。

はい、藤川議員。

○12番（藤川博和君） 今の議長の言い方をすればですね、要は、はっきり言えば、工事見積りを上積みするということを認めているということですね、今度は逆にいうと。これで、町民の方には、これがいかんから、これは上げてくれと認めさせるかということです。議会とするなら、やはり予算があるなら、町税をですね有効に適正に使う場合は、我々はそれをチェックする機能が与えられているけんが、それをチェックするための議会でしょう。

今の、議長の言われることは、これがでけんから、後で品物を上げてからするとよかたいと、それとはちょっと違うと思うとですたいね。

○学校教育課長（本田恵美君） 私の手元に用意しております、当初予算で概算見積りをしたものと、今回、実際の設計のものを、資料のほうが手元にありますので、先ほどは、主なものにつきまして申し上げましたが、まずは、既存の防水層の撤去を当初は予定していたものを、実際は撤去しない。それと、アスファルト防水のほうを当初予定しておりましたが、塩ビシートの機械固定のほうに変更しております。こちらのほうは差額としましては大体400万円ぐらい設計金額が落ちております。その他、もろもろ小さいものはありますけれども、今言われたアスファルトなのか塩ビなのかというところでは、当初想定ではアスファルト防水を予定しておりましたが、塩ビシートの機械固定のほうを行っていく予定としております。

○4番（ジェリフはづき君） 私も藤川議員と同じ心配が今わき起こってきているんですけれども、設計時点では、長寿命化をしていく中で、防水層の撤去が必要と防水加工ではアス

ファルト舗装が必要ということで設計がなされて、その金額が出てきたんですよ。ちょっと多めには見積もってあるけど。でも、今回、この契約の中では、それがもう必要ないと、防水シートでいいという判断がなされてこうなっているという、その変更の根拠をしっかり調べて、大丈夫と判断された上で、この契約に至っているのかどうかというところを確認したいんだと思いますので、そこの答弁をお願いします。

○学校教育課長（本田恵美君） 重ねての答弁になりますが、最初の予算額を計上した時点では、概算での、あくまでも工事が高ぶれることを想定して、様々な工事の方法をですね、高いほうの工事をしないといけないかもしれないというところで、概算で設計をしてありました。ただ、この当初予算を、概算で見積もった後に、きちっとまた調査をされて、施工方法を考えられる段階で、この防水層の撤去のほうは不要ではないかということ来判断して、その部分を減額したということです。その長寿命化が図られるということ来判断した上での設計金額というふうになっております。

○12番（藤川博和君） 今、課長が防水層を剥いでからと言われるけどですね、そのまままだアスファルト工事はできますもんね。現に、この間牛深でも、私はその工事をやってきましたので、牛深高校でですね。だから、もとの防水層をした上にまた防水層を新しくすれば、ある程度長持ちするとですね。長寿命化になるとですね。わざわざ剥がずにしてですね。そういう工法があるとですね。何で、そういうのをしなかったかなと思うんです。

○学校教育課長（本田恵美君） 当初は、防水層の撤去をするというところで、撤去費用まで見積もってあったということですがけれども、今回は、藤川議員がおっしゃるとおり、防水層を撤去しなくても長寿命化できるというふうに判断されて、撤去せずに、塩ビシートのほうを機械固定するというふうにしております。

○11番（福永 啓君） 今、議論になっているのは、設計当初のその工法よりも、今、新たに今回出てきた工法のほうが劣っちゃ駄目だから、悪くなったら駄目だから、安くなっても悪くなったら駄目だから、そういうことの心配だと思うんですね。より良い工法に変わってより良く変わっているというか、同等だったらいんだけど、その工法では、こっちのほうが安く済むから、じゃあこれにしとこうというふうになったように聞こえたので、そういうふうになっているかなと思うんですよ。実際に、その工事をして、問題がない、逆にそれ以上になっている、より良くなっていると、そういう判断をしたので、その工事の変更を許可したわけでしょう。じゃないと、許可できないですよ、悪くなるの

だったら。

それは、なぜそう判断したのかというのを、あと1回説明してもらってよろしいでしょうか。

○学校教育課長（本田恵美君） 予算計上をする段階において、設計会社のほうから説明を受けまして、こちらのほうも、職員が全てその業務に通じているわけではありません。そこで設計業務も管理業務も業者のほうに委託するわけですが、打ち合わせのほうは、何度も何度も重ねております。学校の子どもたちの安全・安心、なるべく低コストで長く使えるようにしたいということで、いつも努めているところです。ちょっと、私の説明が至らないところもありましたが、この工法で、大丈夫だということで今回設計金額を計上し、入札をしております。

○11番（福永 啓君） 先ほど、図らずも、藤川議員が言いなはったですよ。最初にあったのを、剥いであるよりも剥がないでしたほうが、よっぽどちゃんと防水効果があると。だから、今回その工法に変えたわけですよ。だから、より良い工法に変えた。だから、お金は安く済んだ。プラス、その防水効果も長持ちするようになった。だから、悪くなってないというような理解でよろしいですかね。

○学校教育課長（本田恵美君） はい、そのように考えております。

○7番（田上英司君） 一言言わせてください。永遠とこの問題で続いていますけど、もう、決を採ってください、決を。これは学校の子どもたちのためにすることでしょう。決を採ってください。

○議長（森田優二君） 今のは全然考えておりませんので。

ほか、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

○12番（藤川博和君） この工事です、今ありましたけど、要はいい材料を使えば問題ないです。どっちかというと材料を、今、課長からの答弁では、いいのから、若干落としたところで単価を落とした。これで長寿命化になるかならんかの問題と思うんですよ。要は、それを、改修目的はそうであって、それでやらないと、次の10年後あたりにまた早く改修せないので。これによって町の税制にも負担がかかりはせんかと思うて、私は

今サイクル的に問題があるからということで、答弁したんですね。

この件について、私は専門家ですけど、反対ですね、これは。

○議長（森田優二君） ほか、討論ありませんか。賛成の討論はありませんか。

○4番（ジェリフはづき君） 私は賛成ですけれども。確かに、設計段階から、この実際工事を行うときに格下げになってしまつては、費用が落ちたとしてもいけないと思います。そこら辺の判断はですね、技術職の職員さんじゃないと判断が難しいと思うんですよ。どれだけ説明をしたりとか、ここで議論しても。なので、この教育委員会にそういった建築関係の専門職を置くというのは必要だなと、今の議論を聞いて思いました。

今回の運営に対しては、職員さんがしっかりと設計業者とか工事業者さんから何回も打ち合わせをしながら話を聞いて、大丈夫というふうに判断された上での判断ということで、私は賛成しようと思います。

○議長（森田優二君） 次に、反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

○7番（田上英司君） 藤川議員の話は、本当、技術的には評価されます。でも、当然これでいくということで決定をしていただいて、早急に子どもたちのためにしてやるべきじゃないかというふうに思います。賛成です。

○議長（森田優二君） 反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

○6番（福本 悟君） 賛成討論をやらせていただきます。まずは、この議案というのは、学校教育のほうで設計をされました。それに対する契約の議案だろうと思います。この設計については、しっかりとですね、子どもたちの安全・安心のために設計をされたところで、今回入札をされて、仮の契約、議案に出されたと思っていますので、私はこれに対して、賛成をいたします。

○議長（森田優二君） はい。福永議員は。

○11番（福永 啓君） 今回、私が納得いたしました理由としましては、一番最初に設計段階でやってあったと。しかし、それよりも、専門家が言われたより良い工法にした結果、お金も下がった。そして、長寿命化も成し遂げられている、という判断をされたということなんですよね。今、私はその判断を疑う余地がありませんので、今、いろいろな御意見はあるかもしれませんが、それは前提として賛成です。

ただ、今後ですね、それが間違っていたとなったら、これは瑕疵責任が起きてきますので、今後ですね、きちっと、そういう場合にですね、ちゃんと担保できるような答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田優二君） そのほか、討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 同意第1号 御船町固定資産評価員の選任について

○議長（森田優二君） 日程第24、同意第1号、「御船町固定資産評価員の選任について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、「御船町固定資産評価員の選任について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 同意第2号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（森田優二君） 日程第25、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 同意第3号 御船町教育委員会の委員の任命について

○議長（森田優二君） 日程第26、同意第3号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号、「御船町教育委員会の委員の任命について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに決定

しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 陳情第8号 土地開発に対して住民が安心する適切な行政を望む陳情について

○議長（森田優二君） 日程第27、陳情第8号、「土地開発に対して住民が安心する適切な行政を望む陳情について」の件を議題とします。

ジェリフ産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員会委員長（ジェリフはづき君） 産業厚生常任委員会委員長より報告いたします。

当委員会に付託されました令和6年度、陳情第8号は不採択となりましたので報告いたします。

委員会審議の経緯としましては、令和7年2月7日に陳情者へのヒアリング、現地視察及び建設課、農業振興課からのヒアリングを行い、2月13日、4月4日、5月2日に委員間討議をし、採決したところ、全会一致で不採択とすることに決しました。

本会議においても、報告のとおり、御承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、委員会による調査結果は、次のとおりです。

1、この造成工事の目的は、建設ではなく、仮資材置場であるとされている。そのため、この造成工事は、都市計画法で定義される開発行為には当てはまらないので、御船町開発行為等の適正化に関する指導要綱の対象外である。

なお、今後、建設等の何らかの開発行為が行われる場合には、同指導要綱に沿った手続きが必要である。

2、御船町では、農地転用申請の窓口対応の際に、近隣への説明を推奨している。

3、土砂と砂利が降雨によって流れ出している件については、御船町農業振興課により対応された。

4、目的を仮資材置場とする当該農地転用の申請者は、確認済み。

5、当該里道は法定外道路なので、道路交通法の対象外である。ただし、里道が今までどおりの通行ができなくなる場合は、行政からの指導対象となる。

6、平成19年5月の地籍調査時に、行政の立会いの下、境界を確定している。

7、町は、農地転用申請の際に、都市計画法で定義される開発行為には当たらないことを確認している。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（森田優二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 質疑なしと認めます。

ジェリフ委員長、自席へ。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、「土地開発に対して住民が安心する適切な行政を望む陳情について」の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（森田優二君） 起立多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり不採択と決定しました。

これで、令和7年度第1回御船町議会定例会6月会議の議事日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田優二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和7年度第1回御船町議会定例会6月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員

御 船 町 議 会 会 議 録
令和7年度第1回御船町議会定例会
(6月会議)

令和7年6月発行

発行人 御船町議会議長 森 田 優 二

編集人 御船町議会事務局長 安 田 哲 也

作 成 株式会社アクセス

電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
御 船 町 議 会 事 務 局

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

電 話 (096) 282-1386